

R 8 営繕 徳島保健所 徳・新蔵 電気設備改修工事建築

通し番号	図面番号	図面名	通し番号	図面番号	図面名
01	共-00	表紙・図面目録	20	S-01	鉄骨構造標準図 7－1
02	共-01・02	営繕工事共通仕様書(1)(2)	21	S-02	鉄骨構造標準図 7－2
03	共-03・04	営繕工事共通仕様書(3)(4)	22	S-03	鉄骨構造標準図 7－3
04	共-05	営繕工事共通仕様書(5)	23	S-04	屋外設備機械架台 基礎伏せ図・地盤改良伏せ図・土留め計画図
05	改特-01・02	建築改修工事特記仕様書(1)(2)	24	S-05	屋外設備機械架台 配筋図
06	改特-03・04	建築改修工事特記仕様書(3)(4)	25	S-06	屋外設備機械架台 2階伏せ図、部材リスト、柱脚部詳細図
07	改特-05・06	建築改修工事特記仕様書(5)(6)	26	S-07	屋外設備機械架台 軸組図 N01
08	建特-01	建築工事特記仕様書(1)	27	S-08	屋外設備機械架台 軸組図 N02
09	A-01	付近見取図・配置図	28	S-09	屋外設備機械架台 鉄骨部分詳細
10	A-02	屋外設備機械架台 1階平面図	29	S-10	屋外設備機械架台 A通り、3通り鉄骨架構詳細図
11	A-03	屋外設備機械架台 R階平面図	30	S-11	ハト小屋 構造詳細図
12	A-04	屋外設備機械架台 立面図・断面詳細図	31	S-12	地階 Y6通り地下耐震壁開口補強詳細図
13	A-05	屋外設備機械架台 改修前外構図	32	S-13	地階 開口補強参考標準仕様書 [参考図]
14	A-06	屋外設備機械架台 改修後外構図	33	S-14	深層混合処理工法 特記仕様書
15	A-07	屋外設備機械架台 部分詳細図			
16	A-08	ハト小屋 改修前詳細図			
17	A-09	ハト小屋 改修後詳細図			
18	A-10	(参考)支障物件確認図			
19	A-11	(参考)工事工程表			

課長	副課長	課長補佐	主査兼係長	係長	課員	担当

【注記】本図以降の図中の工事名は「R 8 営繕 徳島保健所 徳・新蔵 電気設備改修工事建築」に読み替えるものとする。

	徳島県土整備部営繕課		●工事名 R 8 営繕 徳島保健所 徳・新蔵 電気設備改修工事建築		●図面番号 共－0 0	阿波ミライズ設備設計 株式会社 建築設備士登録番号 第29E1-0339P号 八田知樹 〒770-0854 徳島市徳島本町2丁目4 0番地徳島本町ビル3階 TEL:088-677-9525 (代)
	設計	竣工	●図面名 表紙・図面目録		●縮尺 N. S	
	R8. 2					

工事名：
R 8 営繕
徳島保健所
徳・新蔵
電気設備改修工事建築

営繕工事共通仕様書

Ⅰ. 工事概要

1. 工事名称

R8営繕
徳島保健所
徳・新蔵
電気設備改修工事建築

2. 工事場所

徳島市新蔵町3丁目

3. 建物概要

建物名称	徳島保健所 設備架台
構造・規模	鉄骨造 地上1階
敷地面積	
延床面積	
消防法施行例別表第1の区分	

4. 工事種目

種目	工事概要
建築一式工事	設備架台、ハト小屋、外構

5. 猛暑を考慮した工期

本工事は猛暑を考慮した工期設定の対象外工事である。

猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

- ① 作業不能日数： 10 日間
- ② 観測地点：環境省が公表する四国地方 徳島 徳島 地点
- ③ 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する四国地方 徳島 徳島 地点におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したもの(小数点以下第一位を四捨五入する。))が①の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
- ④ 作業不能日数の計算は「営繕工事における猛暑および熱中症対策に係る試行要領(案)」による。

6. その他

- ① 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について(令和4.12.9建設第686号)に基づく特例措置の対象工事である。
- ② 本工事は、下請次数を制限する試行工事である。
 - 受注者は、下請次数が4回以上となる場合には、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しの提出に併せて理由書(様式第1号)を発注者に提出するものとする。
 - 受注者は、下請次数が4回以上となり、発注者からヒアリング等を求められた場合は、これに応じなければならない。

Ⅱ. 営繕工事共通仕様書

1. 適用基準

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

- 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 令和7年版(以下「標仕」という。)
- 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和7年版
- 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和7年版
- 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 令和7年版(以下「改標仕」という。)
- 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和7年版
- 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和7年版
- 木造建築工事標準仕様書 令和7年版
- 建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)・同解説 令和5年版
- 建築工事標準集約図 令和4年版(以下「標準図」という。)
- 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) 令和7年版
- 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) 令和7年版
- 敷地調査共通仕様書 令和4年版

また、次の図書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)を参考とする。

- 建築工事監理指針 令和7年版(以下「監理指針」という。)
- 建築改修工事監理指針 令和7年版
- 電気設備工事監理指針 令和7年版
- 機械設備工事監理指針 令和7年版

2. 優先順位

設計図書の優先順位は、次の順とする。

- ① 質問回答書(②から⑤に対するもの)
- ② 補足説明書
- ③ 特記仕様書(営繕工事共通仕様書を含む)
- ④ 図面
- ⑤ 公共建築工事標準仕様書等

3. 工事実績データの登録

- ① 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。

受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

- 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
 - しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
 - 訂正時は、適宜とする。
- なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。
- ② 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。
- なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

4. 工程表

受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日(土曜日、日曜日、祝日等を除く。)以内に提出すること。

5. 工事の着手

受注者は、設計図面に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日(特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあつては、その日)をいう。

6. 施工計画書等

- ① 施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承諾を受けること。
- ② 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- ③ 施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

7. 下請負人の選定

- ① 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。
- ② 受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。(なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(昭和58年1月18日徳島県告示第50号)第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。)
- ③ 受注者は、下請契約を締結するときは、下請員に使用される技術者、技能労働者等の資金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

工事名：
R 8 営繕
徳島保健所
徳・新蔵
電気設備改修工事建築

8. 施工体制台帳及び施工体系図

① 施工体制台帳の作成

受注者は、下請契約(以下の③及び④の場合を含む。))を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書(以下「施工体制台帳」という。))を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。

② 施工体系図の作成及び掲示

受注者は、下請契約(以下の③及び④の場合を含む。))を締結した場合は、各下請負者の施工分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

③ 警備業者の記載

受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

④ 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を設置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

⑤ 施工体制台帳及び施工体系図の提出

受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。

⑥ 再下請負通知書を提出する旨の書面の掲示

受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

9. 電気保安技術者等

- ① 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。

・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。

・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。

- ② 工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

10. 施工中の安全確保

- ① 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。

- ② 工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。

- ③ 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと

- ④ 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月2日付国土交通省告示第496号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号、平成14年5月30日改正)その他関係法令に従い適切に処理すること。

- ⑤ 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。

- ⑥ 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。

- ⑦ 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

- ⑧ 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。))又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。))を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。

- ⑨ 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。

- ⑩ 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。

- ⑪ 受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。

- ⑫ 休日・夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。

- ⑬ 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。

- ⑭ 受注者は、高さ2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

- ⑮ 仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

- ⑯ 上下作業や直下階の施設を利用しながら直上階(天井)のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。

- ⑰ 受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。

- ⑱ 作業にあつて労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。

- ⑲ 既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。

- ⑳ 事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。

- ㉑ 給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。

- ㉒ 受注者は、工事施工途中で工事的目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

11. 撤去時の資機材残置の防止

足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていないか点検したうえで、撤去を行うこと。

12. 交通安全管理

① 輸送災害の防止

受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えなおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。

② 過積載による違法運行の防止

受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。

- ・積載重量制限を超えた土砂等の積み込みは行わないこと
- ・さし枠装備車、不表示車を使しないこと
- ・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
- ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと
- ・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある

13. 発生材の処理等

- ① 発生材の処理等は、次により適正に行う。

- 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
- 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。
- 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の「章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。
- 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の「章一般共通事項「建設発生土の処理」による。
- 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPOBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。
- 空調機器の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。

- ㉑ 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあつては、建設発生土は建設発生土搬出調査(様式3)、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。

② アスベスト

- 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。

既存の分析調査結果の貸与 (あり なし)

- 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)1.5.1.及び関係法令により行うこと。

・事前調査は、次の者が行うこと。

(1)建築物：建築物石綿含有建材調査者(特定、一般)又はこれと同等の能力を有する者(※)

(2)工作物：下表のとおり

対象となる工作物	事前調査を実施することができる者(下記のいずれか)
- 反応槽 - 焼却設備 - 加熱炉 - 貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く。) - ボイラー及び圧力容器 - 発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。) - 変電設備 - 送電設備(ケーブルを含む。) - 配電設備 - 配管設備(建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。)	工作物石綿事前調査者
- トンネルの天井板 - 煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。) - フラットホームの上家 - 軽量盛土保護パネル - 遮音壁 - 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 - 観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物であるものを除く。)	- 工作物石綿事前調査者 - 建築物石綿含有建材調査者(特定、一般) - これと同等の能力を有する者(※)
上記以外の工作物(塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。)	

※同等の能力を有する者とは、(一社)日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたものによる。

- 発注者の指示により、分析によるアスベスト調査を行う場合の費用については、監督員との協議による。その場合の分析方法は、JIS A 1481-1によること。
- 結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。
- 調査結果は3年間保存すること。
- 調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。
- 表示、掲示は次のとおり行うこと。
 - 事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。
 - 「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
 - 作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。
 - 喫煙及び飲食の禁止並びに関係者の以外入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。

- 建設リサイクル法通知済証の掲示
受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン(建築工事編)」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
- 資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。)に基づく対応は、以下のとおり行うこと。

- 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業者が行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第9条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターのコープス・プラスにより再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。
- 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業者が行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第8条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合
には、コープス・プラスにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。
- 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)すること。
- 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。
- 受注者は、工事完了後速やかにコープス・プラスにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。
- 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。
- 受注者は、コープス・プラスの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類の及び住所を必ず入力すること。ただし、パーンジナを使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

- 受領書の交付
受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。
- 再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等
受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の地質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の現状状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。
- 建設発生土の運搬を行う者に対する通知
受注者は、建設現場等から土砂搬出を他者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。
- 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等
受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。また、その受領書の写しを工事完成後5年間保存しなければならない。
- 建設発生土の最終搬出先の記録・保存
受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画書に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記録した書面を作成し、保存すること。さらに、他の搬出先へ搬出されたときも同様である。ただし、以下の(1)～(3)に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。
 - 国又は地方公共団体が管理する場所(当該管理者が受領書を交付するもの)
 - 他の建設現場で利用する場合
 - ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード

14. 材料・製品等

- 本工事に使用する建築材料、設備機材等(以下「建材等」という)は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。
- 受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明と同等な資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿(最新版)」及び「設備機材等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。
- 県産木材の原則使用
 - 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
 - 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。
 - 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材
 - (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材
 - 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。
 - 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証 証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。
 - 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。
 - 製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。
- 標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。
- 県内産資材の原則使用
 - 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

- 県内産資材(次のいずれかに該当するもの)
 - 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品
 - 徳島県内の工場で加工、製造された製品
(注)
 - 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。
 - 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。
 - 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。
- 県内企業調達建材等の優先使用
受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(以下、「県内企業調達建材等」という。)を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。

なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。

- 県内産再生砕石の原則使用
受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。
- アスファルト舗装の材料
受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。
- 認定リサイクル製品の使用
受注者は、「徳島県リサイクル認定制度」に基づく徳島県認定リサイクル製品の使用を積極的に推進するものとする。

徳島県認定リサイクル製品を使用した場合、受注者は工事完了まで「徳島県認定リサイクル製品等使用実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。

15. 化学物質を発散する建築材料等

本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の①から⑤を満たすものとする。

- 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、コリア樹脂板及び仕上塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。
- 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。
- 接着剤は、フタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。
- 塗料(塗床を含む)は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ①、③及び④の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。

16. 施工

- 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。
- 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向した時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。
- 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。
- 施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。
- 本工事の施工及び管理にあり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。
- 設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。
- 試験等によらなければ確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。

17. 建設機械等

- 排出ガス対策型建設機械
受注者は、工事の施工にあたり次表に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正 平成24年3月23日付国土交通省告示第318号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成28年8月30日付国総環第6号)」に基づき指定された排出ガス対策型建機(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。

ただし、排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

機 種	備 考
- バックホウ - ホイローダ - ブルドーザ - 発動発電機(可搬式) - 空気圧縮機(可搬式) - ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ - ラフテレーンクレーン	油圧ユニット(次に示す基礎工用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの:油圧ハンマ、パイポハンマ、油圧式鋼管圧入引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機)

- 低騒音・低振動型建設機械
受注者は、工事の施工にあたり次表に示す建設機械を使用する場合は、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示、平成13年4月9日改正)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達に不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。

なお、騒音振動対策は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正)に従って実施するとともに、騒音規制法、徳島県生活環境保全条例等の関係法令を遵守しなければならない。

機 種	
- ブルドーザ - バックホウ(※) - ドラグライン、クラムシェル - トラクタショベル - パイプロハンマー(※) - アースオーガ - オイルケーシング掘削機 - アースドリル	- ざく岩機(コンクリートブレーカー) - ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ - コンクリートポンプ(車) - コンクリート圧砕機 - アスファルトフィニッシャー - コンクリートカッター - 空気圧縮機 - 発動発電機
	- クローラークレーン、トラッククレーン、ホイールクレーン - 油圧式杭抜き機、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機 (※)印の機械は低振動基準有

- 特定自主検査
本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)の写しを使用工種別施工計画書に添付し提出すること。
- 不正軽油の使用禁止
受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法(昭和 25年法律第226号)に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

18. 遠隔臨場の試行

- 受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7千万円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。
- 受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7千万円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。

19. 工事看板等

- 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。
- 受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了までに「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。
- 受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- 区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事
- 当初請負金額が200万円未満の工事

20. 仮設トイレ

受注者は仮設トイレを設置する場合、「建設現場における仮設トイレの運用指針(案)」に基づき、次のとおりとしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。

- 当初請負対象金額(設計金額)1千万円未満の工事
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(洋式トイレ)」を設置しなければならない。
- 当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上3千万円未満の工事
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。
- 当初請負対象金額(設計金額)3千万円以上の工事
原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。

受注者は、「仮設トイレ」を設置するまでに、工事打合せ簿により、「仮設トイレ」の設置基数について、監督員と協議しなければならない。また、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

(注)洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。

(注)快適トイレとは、洋式トイレのうち、防災対策・施設強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

21.
設計変更箇所確認

設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

22.
工事検査及び技術検査

- ①
次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円未満	－	1回
3千万円以上5千万円未満	－	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

(注)低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。

(注)一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。

- ②
中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、締結後速やかに監督員と協議すること。
- ③
中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。
- ④
基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間を実施する。
- ⑤
外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施にて監督員と協議すること。

23.
完成図等

- ①
電子納品：対象
- ②
受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」とすること。

③
提出書類

- ・竣工図（製本3部、電子データ2部）（サイズ：監督員の指示による）
- ・工事写真（電子データ2部）
- ・使用材料一覧表（竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部）
- ・保全に関する資料
- ・その他監督員が指示する図書（必要部数）

- ④
しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びジナル形式をCD-R等に保存する。

- ⑤
工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出来形が写真で的確に確認できること。
- ⑥
工事写真の撮影は、国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。
- ⑦
工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。
- ⑧
既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。

24.
デジタル工事写真の小黑板情報電子化

受注者は、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について」に基づき、実施することができる。

25.
火災保険

本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条）

- ①
対象物
- 工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。
- ②
付保険外工事
- 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。
- ・杭及び基礎工事
・コンクリート躯体工事
・屋外付帯工事
・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）
- ③
付保する時期及び金額
- 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。
- ④
保険終期
- 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。
- ⑤
その他
- ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。
- ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

26.
公共事業労務費調査

- ①
当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ②
調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ③
公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
- ④
受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

27.
暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除

- ①
受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（②に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。
- ②
受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。
- ③
受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- ④
受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。
- ⑤
受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- ⑥
受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

28
事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

29
中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

- ①
本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検計資材」）の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。
- ②
調達検計資材は、次の資材を想定している。これにより難しい場合は、監督員等と協議するものとする。

資材名	仕様・規格
塗料	K5674錆止め
防水材	アスファルト防水B-2

- ③
受注者は、調達検計資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督員等と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- (1)調達検計資材の代替資材を調達した場合
- (2)調達検計資材の流通経路を見直して調達した場合
- (3)調達検計資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

- ④
受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

Ⅲ. 建築改修工事特記仕様書

1章 改修一般共通事項

- 施工条件

施工条件は次による。

 - 工程については、施設管理者と協議の上決定すること。
 - 施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の執務中は原則施工できない。また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。
 - その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。
 - 別途発注工事における、機器の取り付け工事が円滑に着手できるよう、工程調整を行うこと。

- 施工調査

調査期間

本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。

調査期間は 1 週間とする。切り回し時期については、 頃とする。

- 交通誘導警備員

交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に 180 日間配置すること。

 - 本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置（ 義務付けられている ・ 義務付けられていない ）
 - 警備員は、延 180 人（昼 180 人、夜 0 人）うち検定合格警備員 0 人）を見込んでいる。
 - 警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
 - 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。
 - 受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も同様の義務を負う旨を定めなければならない。
 - 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

- 産業廃棄物の処理

発生材の処理等は、標仕により適切に処理する。

産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。

種類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優良	所在地 処分地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位
コンクリート （無筋）	四国リサイクル(株) ☆優良認定業者 （中間処分）	○	名西部石井町高川原字高川原1696-1 名西部石井町高川原字高川原1696-1	11.2	900	t
コンクリート （有筋）	上吉野川砂利企業組合 （中間処分）		板野郡藍住町乙瀬北新田100 板野郡藍住町乙瀬北新田100	12.3	8000円/11t車	t
アスファルト	(有)吉野川ポンプ （中間処分）		徳島市応神町東貞方字北野7-2 徳島市応神町東貞方字西中須49-1	8.7	11000円/10t車	t
金属(処分)	(株)旭金属 ☆優良認定業者	○	徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12	4.2	0	t
ガラス	(財)徳島県環境整備公社 （徳島東部）		板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	11.9	5,640	t
木材	(有)徳島興産 ☆優良認定業者	○	徳島市津田海岸町2番90号 徳島市津田海岸町2番90号	5.1	10,000	t
廃プラ	(有)ケイコーポレーション		美馬市穴吹町口山字中野宮595-1 美馬市穴吹町口山字中野宮177-1	44.7	20,000	t
汚泥	(財)徳島県環境整備公社 （徳島東部）		板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	11.9	12,800	t

- (注)表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者であることを示す。
- 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
 - 上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者（以下、「優良産廃処分業者という。）に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。
 - コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。
 - 木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。

- 建設発生土の処理

建設発生土の処理については、「 5 章 土工事」に記載している。なお、場外搬出が指定されている場合において、指定された処分場以外で処分する場合は監督員の承諾を得ること。なお、増額変更の対象とはしない。

- 技能士の適用
 - 技能士の適用については、次の技能検定作業（以下、「作業」という。）のうち各工事に適用する作業を指定するものとする。
 - 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。
 - 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
 - 技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等果が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。
 - 指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート工法防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業
	かわらぶき	・ かわらぶき作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業
配管	配管	・ 建築配管作業
補装	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空調調和機器施工	・ 冷凍空調調和機器施工作業

2章 改修仮設工事

- 敷地の状況確認

着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告すること。

- ベンチマーク

設計GLの設定は、BM(図示)を±0とし、NGLはBM±(0)mmとする。ただし、監督員の指示により決定する。

- 足場等
 - 仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準（以下「規格等」という。）に適合するものを使用すること。
 - 労働安全衛生法に基づく構造規格
 - (一社)仮設工業会の認定基準

また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(一社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるものの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。
 - 労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が 60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。
 - 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。
 - 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。
 - 労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に當該課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。

- 外部足場(種類：枠組本足場、仕様 1枚布、D＝60cm、シート仕様：なし)
 - 壁つなぎ間隔(水平方向：8m以下、鉛直方向：9m以下)
 - 足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法等に関するガイドライン」(改標仕2.2.1)の別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2の(1)手すり据置き方式により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、(2)手すり先行専用足場方式により行うことができる。
- 内部足場(内部棚足場)
 - 壁つなぎ間隔(水平方向： m以下、鉛直方向： m以下)
- 仮囲い(図示の通り)
- ゲート(有 ・ 無)(図示の通り)
- 材料、撤去材等の運搬方法は、(A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種)
- 足場等の設置業者は、関連工事等の関係者に無償で使用させること。また安全管理も実施すること。
- 足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。
- 受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。
- 石綿含有仕上塗材が施工された外壁に対する足場繋ぎ用アンカーの下穴穿孔作業については、「石綿等の切断等の作業」及び「石綿取り扱い作業」に該当するため、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第 21号)を遵守し作業を行うこと。
- その他

- 工事用水用、電力等
 - 既存電力利用(出来る ・ 出来ない)、電力料金(有償 ・ 無償)ただし、施設管理者と協議すること。
 - 既存水利用(出来る ・ 出来ない)、電力料金(有償 ・ 無償)ただし、施設管理者と協議すること。

- 工事車両用駐車場資材置場・現場事務所用地等
 - 同用地は、(図示の場所に ・ 用意していないので業者に)設けること。ただし、施設管理者と協議すること。
 - 借地借家料 円

3章 防水改修工事

- 一般事項
 - 保護層、防水層等を撤去した結果、下地等の状況により、設計図書に定められた施工方法によることが不適当な場合は監督員と協議すること。
 - 降雨等に対する養生方法は、([上屋シート養生] ・ 下階天井養生 ・ その他()) とする。

工 程	工 法	工 法	工 法
施工箇所	ハト小屋(路面駐車場)		
1 既存保護層(立上り部等)撤去等	-----		
2 既存保護層(平場)撤去等	○		
3 既存断熱層撤去等	-----		
4 既存防水層(立上り部等)撤去等	-----		
5 既存防水層(平場)撤去等	○		
6 既存下地の処理	○		
7 防水層の新設	○(図示)		
8 断熱材の新設	-----		
9 保護層の新設	○(図示)		

- 既存下地の補修材料
 - アスファルトは、JIS K 2207の規格品3種とする。
 - 端部押さえ金物は、既成アルミニウム製とし、形状寸法は()とする。
 - ポリマーセメントモルタル及びポリマーセメントペースト、層間接着用プライマー、アスファルト系下地調整材、改修用ドレン等の材料は、ルーフィング類製造所の指定する製品とする。

- 既存下地の補修及び処理

補修箇所の形状、長さ、数量等は図示する。

- アスファルト防水

工 法	種別	施 工 箇 所	保護層の内容	備 考
PIB	屋根保護防水	B-1		
	絶縁工法	B-2	ハト小屋周囲	図示

 - 保護コンクリートの厚さは、水下で(80mm ・ 60mm) 以上とし、平たんさの種別は()とする。
 - 設計基準強度() スラブ()
 - 保護コンクリートの伸縮目地は、周辺部600mm、中間部3,000mmとする。
 - 仕上げ塗料の種類 () 、 使用量 ()
 - 入隅部の成形緩衝材は、製造所の仕様による。

- 機械式固定工法の場合は、引抜き試験の結果に基づき、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。

- シーリング
 - シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。
 - プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。
 - 監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。
 - シーリング面への仕上塗材仕上げ等を(行う ・ 行わない)。
 - 外部に面するシーリング材は、施工に先立ち(簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験)を行う。ただし、同じ材料の組合せで実施した試験成績書がある場合は、監督員の承諾を受けて、試験を省略することができる。

- 種類及び施工箇所

記 号	材 質	既 存	施工箇所	改修工法	目地寸法	接着性試験
SR-1	1成分シリコーン系					
SR-2	2成分シリコーン系					
PS-2	ポリサルファイド系					
MS-2	変成シリコーン		金属サイディング			有
PU-2	ポリウレタン系					

工事名：
R 8 営繕
徳島保健所
徳・新蔵
電気設備改修工事建築

4章 塗装改修工事

1. 一般事項
- ① 防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。
- ② 塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。
- ③ コリア樹脂等(コリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レリルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発数量は、F☆☆☆☆とする。
ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発数量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。
2. 錆止め塗装
- 錆止め塗装のままとする場合の錆止め塗装塗りの種別は、(A種)とする。

5章 土工事

1. 根切り
- ① 周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要な処置をすること。
- ② 敷地内に埋設が予想される設備配管類等について十分調査し、支障がないようにすること。
- ③ 根切り底は、地盤をか乱しないよう、手作業(深さ30cm程度)とするか、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。
なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な 処置を定め、監督職員の承諾を受ける。
2. 排水
- 工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。
3. 埋め戻し及び盛土
- ① 使用土は(A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種)とし、機器により締め固める。
- ④ 建設発生土を搬入する場合には、土壤検査結果を添付するものとし、「徳島県生活環境保全条例」の土壤基準に適合しないものについては、搬入することができない。
ただし、次の場合は検査結果の添付の必要はない。
1) 公共工事間利用の場合で、監督員相互で同意がとれた場合
2) 購入土(切込砕石、砂、真砂土等)である場合
- ⑤ 余盛りは、土質に応じ監督員と協議の上、余盛り高さを決定すること。
- ⑥ 六価クロム溶出試験を(行う ・ 行わない)。
・ 行った場合、土壤環境基準以下であることを確認すると共に、試験結果(計量証明書)を監督員に提出するものとする。
・ 六価クロム溶出試験は、「セメント及びセメント系固化工材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置」(平成12年3月31日 建設第258号)について「六価クロム溶出試験実施要領(案)」(H13.5.11建設第166号一部変更)により実施する。
- ・ 土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合、試験の結果、六価クロムの溶出量が土壤環境基準を超えた場合等は、監督員と協議するものとする。

4. 地均し
- ① 建物の周囲、幅2m程度を、水はけよく地均しを行う。
- ② 地均しは、均しを行う地表面の不陸を修正し、草木の除去及び清掃をして、一様にかき均した後、仕上げ面を一様になじみ起こしをして、良質土をまきかけ、歩行に耐えうる程度に締め固める。
5. 建設発生土の処理
- ② 場外搬出適正処分とする。
民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によることとし、建設発生土の発生場所ごとに、かつ4,000m3までごとに1回採取して、土壤検査を行うこととする。その他、「特定事業の許可に係る土壤検査及び水質検査の実施における留意点」による。
- ただし、建設発生土の公共工事間の利用を行う場合で、担当者相互の同意が取れた場合には、分析の必要はない。
- ③ 土壤検査を行った結果、条例の基準に適合しない場合には、監督員と協議すること。
2) 最終処分場の指定(記入例)
・ 排出土 : 砂質土
・ 会社名 : 松浦開発興業㈱
・ 所在地 : 鳴門市撫養町木津字イヤケ谷1449番6ほか
・ 処分単価 : 1t当たり 1,500円(税抜き)
・ 運搬距離 : 13.9kmを見込んでいる。
・ 運搬経路 :
なお、監督員との協議により処分先を変更する場合も、原則として特定事業場での処分とする。
6. 山留め
- ① 山留めは、適切な資料に基づき構造計算を行い、安全に設置すること。
また、設置期間中、周辺地域及び山留めの状況を点検するとともに、安全管理に必要な計測を行うこと。
- ② 法面施工の場合(素堀り ・ 多段式)
- ③ 山留めの存置 存置範囲は図示による。
- ④ 鋼材等抜き跡は地盤の変形を防止する適切な措置を講ずること。

6章 地業工事

1. 一般事項
- ① 試験杭の位置及び本数は図示による。仕様は本杭と同じとする。
- ② 排水、排土等は産業廃棄物に該当するため、関係法令に基づき適正に処理すること。
2. 砂利・砂・割り石及び捨コンクリート地業等
- ① 材料は、市場品とする。
- ② 砂利及び砂地業
- ・ 砂利は、(切込砂利 ・ 切込碎石 ・ 再生クラッシュラン)とする。
- | 種別 | 使用部位 | 厚さ | 粒度範囲 |
|-----------|------------|----|------|
| 切込砂利 | 屋外設備機器架台基礎 | 図示 | C30 |
| 切込碎石 | | | |
| 再生クラッシュラン | アスファルト舗装 | 図示 | RC40 |

・ 砂は、(シルト ・ 山砂 ・ 川砂 ・ 砕砂)とし、使用部位は mmとする。
・ 締固めは、ランマー3回突き、振動コンパクター2回締め又は振動ローラー締めとする。締固めによる凹凸は目つぶし砂利で上均しをする。
・ 厚さが300mmを超える場合は、300mmごとに締固めを行う。

③ 締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。

④ 捨コンクリートは、無筋コンクリートとし、使用部位は 、厚さは 50 mmとする。

⑤ 床下防湿層の使用部位は
・ ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上、重ね合せ及び基礎梁際ののみ込みは250mm、断熱材のある場合ののみ込みは400mm以上とする。
・ 防湿層の位置は、土間スラブ又は土間コンクリートの直下とする。ただし、断熱材がある場合は、断熱材の直下とする。

3. 地盤改良

① 深層混合処理工法 方式(機械攪拌方式)

固化剤	改良体設計基準強度	改良率	改良体長さ及び改良体幅
セメント及びセメント系固化工材	900kN/m ²	22.56%	構造図による

・ 室内配合試験の対象とする地層は 最弱層 とし、一軸圧縮試験の供試体数は 3 体とする。
・ 試験施工を(行う ・ 行わない)。
・ 改良工完了後の一軸圧縮試験の検査対象、コア採取方法、供試体数及び検査方法は、工法ごとに定められた条件による。

③ 六価クロム溶出試験を(行う ・ 行わない)。
・ 行った場合、土壤環境基準以下であることを確認すると共に、試験結果(計量証明書)を監督員に提出するものとする。
・ 六価クロム溶出試験は、「セメント及びセメント系固化工材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置」(平成12年3月31日 建設第258号)の「六価クロム溶出試験実施要領(案)」により実施する。土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合、試験の結果、六価クロムの溶出量が土壤環境基準を超えた場合等は、監督員と協議するものとする。
- 工事名：
R 8 営繕
徳島保健所
徳・新蔵
電気設備改修工事建築
- #### 7章 鉄筋工事
1. 材料

規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295A、SD345	10、13、16、19
—	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	—	
JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状: 寸法:150x150 径:φ6	

2. 材料試験

材料試験は行わない。ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。

3. 鉄筋の継手及び定着

① 鉄筋の継手は(重ね継手 ・ ガス圧継手 ・ 機械式継手 ・ 溶接継手)とする。原則として、D35以上の異形鉄筋については、重ね継手をを用いない。

② 鉄筋の継手の位置は図示による。

③ 結束線の端部は内側に折り曲げる。

④ 柱、梁の主筋は、(ガス圧継手 ・ 機械式継手)とする。

⑤ 耐力壁の鉄筋を重ね継手とする場合、重ね継手の長さは()mmとする。

⑥ 先組み工法の柱、梁の主筋の継手は同一箇所としてもよい。

⑦ スラブのスパーサーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材種等について監督員の承諾を得ること。また、鋼製のスパーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。ただし、地階を有しない階土間を除く。

⑧ 鉄筋の90°未満の折曲げの内法直径は図示による。

⑨ 鉄筋の定着方法及び長さは図示による。

4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔

① 柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、標仕表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。

② 目地がある場合のかぶりは、目地底からの寸法とする。

③ 杭基礎の場合のかぶりの厚さは、杭天端からとする。

④ 各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図[1節－基礎及び基礎梁の配筋]～[7節－梁貫通孔その他配筋]による。
5. 帯筋

形の種別は構造図による。

6. 梁貫通孔補強

① 補強形式 鉄筋コンクリート構造配筋基準図による。

② 梁貫通補強に建設技術評価規定に基づく評価品を使用する場合は、それぞれの部分についてメーカーの構造計算書を提出し、監督員の承諾を得ること。

7. ガス圧接

① 圧接能力資格者は、JIS Z 3881(ガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準)に従う工事に相応した試験に基づく能力を有する者とする。

② 検査は、外觀検査及び(引張試験 ・ 超音波探傷試験)による。

8. 溶接継手

① 適用箇所等は次のとおり。

適用箇所	
性能	
工法	
鉄筋相互のあき	
備考	

② 施工完了後の試験は、標仕5.6.5による。

9. 配筋検査

主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。

10. あと施工アンカー工事(耐震改修工事に伴うものを除く)

① あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとし、これらを証明する資料を提出し、監督員の承諾を受けること。

② 埋込み配管等に当たった場合は、直ちに穿孔を中止し、監督員に報告し指示を受けること。

③ 鉄筋等に当たった場合は、穿孔を中止し、付近の位置に再穿孔を行うこと。中止した孔は、モルタルで充てんすること。

④ 施工確認試験を(行う ・ 行わない)。確認強度()kN 試験方法は標仕14.1.3(エ)による。

⑤ あと施工アンカーは 金属系アンカー ・ 接着系アンカー)とする。
・ 接着系アンカー
引張耐力()とする。
せん断耐力()とする。
アンカーの種類はカプセル型(ガラス製)とする。
- #### 8章 コンクリート工事
1. 一般事項

① コンクリートの類別

・ I 類(JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート)

・ II 類(I 類以外のJIS A 5308に適合したコンクリート)

② 設計基準強度

コンクリートの種類	設計基準強度 F _c (N/mm ²)	調合管理強度 F _n (N/mm ²)	スランプ (cm)	強度試験の有無	(軽量)種類	気乾単位容積重量(t/m ³)	適用箇所
普通	21	21+S	15	有		2.3t/m ³	設備機器架台基礎、スラブ
普通	21	21+S	18	有		2.3t/m ³	ハト小屋
普通	18	18	15	無		2.3t/m ³	捨てコン、土間コン、押えコン

③ 構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度(F_c)に構造体強度補正値(S)を加えた値とする。
なお、構造体強度補正値(S)は標仕 表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢 28日までの予想平均気温に応じて定める。

④ コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。
・ 第4週強度確認
原則、第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。ただし、第3者機関以外で行う場合は、立ち会い者を定め、監督員の承認を受け、行うこととする。
なお、試験機関を選定し際には、すみやかに監督員に報告すること。

2. コンクリートの仕上がり

① コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕 表6.2.3による。

② 合板せき板を用いる打放し上げの種別は(A ・ B ・ C)種とする。

③ コンクリートの仕上りの平たんさの種別は(a ・ b ・ c)種とする。

3. コンクリートの材料及び調合

① セメントの種類は、(普通ポルトランドセメント ・ 普通エコセメント ・ 高炉セメントB種 ・ フライアッシュセメントB種)とする。
・ 高炉セメントB種適用箇所()
・ フライアッシュセメントB種適用箇所()

② 骨材は、標仕6.3.1(2)による。

③ 細骨材としてフェロニッケルスラグ使用(できる ・ できない)。

④ 細骨材に含まれる塩化物質は、NaCl換算で0.04%以下とする。

⑤ コンクリート中の塩化物質量は、0.3kg/m³以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。

⑥ 試験練りは(行う ・ 行わない)。

⑦ 所要空気量は4.5%±1.5%とする。

⑧ 混和材料を使用(できる ・ できない)。
・ 使用する場合は種類等は標仕6.3.1(4)、6.3.2(イ)(f)によることとし、監督員の承諾を受けること。
- 設計者情報：
阿波ミライズ設備設計株式会社
管理建築士
八田知樹
番号
第29E1-0339P号
- 改特-03
建築改修工事特記仕様書(3)
- 設計者情報：
阿波ミライズ設備設計株式会社
管理建築士
八田知樹
番号
第29E1-0339P号
- 改特-04
建築改修工事特記仕様書(4)

4. レディミストコンクリート工場の指定
- 工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。

5. 型枠
- ① 型枠は、(県産木製型枠 ・ 合板 ・ 金属製 ・ 樹脂系 ・ 打込み型枠 ・ ブロック)とする。
- | 型枠の種類 | 仕上げ種別 | 塗装の有無 | 材質 | 厚さ | 適用箇所 |
|---------------|-------|-------|----|----|---------------|
| 県産木製型枠 | ー | なし | | | |
| 標仕6.8.2 (2)ア) | A種 | あり | | | |
| 標仕6.8.2 (2)イ) | B種 | なし | 合板 | 12 | 設備機器架台基礎、ハト小屋 |
| 標仕6.8.2 (2)イ) | C種 | なし | | | |
| 標仕6.8.2 (2)イ) | 普通型枠 | なし | | | |
- ② スリーブの材種、規格等()
- ③ 外部に面するコンクリートの打ち増し厚さは(20)mmとし、打ち増しの範囲は図示による。
- ④ 打ち放し仕上げのコーンは原則、Pコンとする。また脱型後の穴埋めは、樹脂モルタルにより打ち放し面より2mm程度、引込める。
- ⑤ 普通工コセメントを用いる場合の型枠の最小存置期間は 日とする。

6. 無筋コンクリート
- ① 無筋コンクリートは、次の場合に適用する。
- 捨コンクリート
 - 補強筋を必要としないコンクリート
- ② 設計基準強度(18)N/mm2 、スランブ(15)cm
- ③ 適用箇所:防水押スコンクリート

9章 鉄骨工事

1. 一般事項
- ① 製作工場は、国土交通大臣の認定による(R)グレード工場とし、その証明となる資料を監督職員に提出する。
- ② 鉄骨製作工場には施工管理技術者を(置く) ・ 置かなくともよい)
- ③ 工事現場には、鉄骨製作工場名等を記載した板(30～35×45cm)(H4.9.30 住指免第347号)を掲示すること。
2. 材料
- ① 鋼材の種類は次により、形状及び寸法は図示による。
- | 種類の記号 | 規格番号・規格名称等 | 適用箇所 |
|--------------|---------------------------------|------|
| BCR295 | 建築構造用冷間成形角型鋼管 柱 | |
| SS400、SM490A | JIS G3101 一般構造用圧延鋼材 梁、設備用鉄骨、PL類 | |
| SN490C | JIS G3136 一般構造用圧延鋼材 ベースPL | |
| SN490C | JIS G3136 一般構造用圧延鋼材 胴縁 | |
- ② 高力ボルトは、(JIS形高力ボルト ・ トルシア形高力ボルト2種 ・ 溶融亜鉛めっき高力ボルト)とする。
- 径及び使用箇所は図示による。
- | 規格番号等 | 規格名称等 | セットの種類 |
|-------------|--------------|----------|
| 建築基準法に基づき認定 | トルシア形高力ボルト | JSSⅡ09 |
| JIS B 1186 | JIS形高力ボルト | 2種(F10T) |
| 建築基準法に基づき認定 | 溶融亜鉛めっき高力ボルト | 1種(F8T) |
- ③ 普通ボルト及びナットの材料等は(JIS付属品(JIS B 1180及びJIS B 1181) ・ JIS本体規格品(ISO規格))とする。
- 径は、()とし、使用箇所は図示による。
- ④ 構造用アンカーボルトの材質は(ABR400 ・ ABR490)とする。
- ⑤ 建方用アンカーボルトの材質は(SS400 ・ SS490)とする。
- ⑥ 溶接材料は、標仕7.2.5による。
- ⑦ ターンバックル
- 胴の種類(割枠式) ・ バイプ式)
 - ボルトの種類(羽子板ボルト) ・ 両ねじボルト) ・ アイボルト)
 - ねじの呼び及びターンバックルの呼び長さは、(M6～M33)×()mmとする。
- ⑧ 床構造用のデッキプレート
- 材質(SDP1T ・ SDP2 ・ SDP3 ・ SDP1TG ・ SDP2TG)
 - 形状及び寸法は図示による。
- ⑨ スタッド
- 種類等は図示による。
- ⑩ 柱底均しモルタルを無収縮モルタルとする場合は次による。
- セメントは、JIS R 5210による普通又は早強ブランドセメントとする。
 - 混和材は、セメント系膨張材(酸化カルシウム、カルシウム・サルフォ・アルミネート等によって膨張する性質を利用するもの)とする。
 - 砂、配合比等は、製造所の仕様による。
 - 無収縮モルタルの品質及び試験方法は、標仕表 7.2.5による。

3. 材料試験
- ① JIS規格品は、材料試験は行わない。ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。
- ② トルシア形高力ボルトは、製品に対する製造管理方法及び品質管理試験の結果を、監督員に提出し承諾を受けること。
- ③ 板厚方向の引張試験を(行う ・ 行わない)。

4. 作業一般
- ① 高力ボルト、普通ボルト及びアンカーボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等は図示による。
- ② 床書き現寸図は作成(する ・ しない)。
- ③ 鉄骨の製作精度は、標仕7.3.3及びH12建告第1464号第二号イによる。
- H12建告第1464号第二号イ(1)(2)のただし書きによる補強は、「突き合わせ継手の食い違いのずれの検査・補強マニュアル」による。
- ④ 仮設のため鉄骨に補助材等取付け及び貫通孔等を設ける場合は、工場溶接を原則とし、現場溶接となる場合は監督員の承諾を得ること。
- ⑤ 仮組を(実施する ・ 実施しない)。

5. 高力ボルト接合
- ① すべり係数試験は(行う ・ 行わない)。ただし、溶融亜鉛めっき工法の場合は、「13. 溶融亜鉛めっき工法」によるものとする。
- ② ショットブラスト又はグリットブラストにより摩擦面の表面粗度を50 μ mRz以上確保する場合の表面粗度の確認方法は次のいずれかによる。
- 表面粗度測定機による測定
 - ブラスト機器の性能表による確認
 - スプライスプレート販売元からの表面粗度検査結果証明書による確認
- 上記の方法により確認できない場合は、すべり係数試験(サンプル試験)を行い、すべり係数値0.45以上を確認すること。
- ③ 高力ボルトを工事現場に搬入後、JIS形高力ボルトは、トルク係数値の確認試験を(行う ・ 行わない)。
- ④ 確認試験の数量は、呼び径ごとに代表ロットを選び、その中から任意に取り出した5セットとする。
- ⑤ トルシア形高力ボルトは、軸力の確認試験を(行う ・ 行わない)。
- ⑥ 締付け施工法の確認は、JASS6 6.5[締付け施工法の確認]に準じる。
- ⑦ 原則として本接合ボルトを仮ボルトとして使用しないこと。
- ⑧ 仮ボルトの本数は標仕7.10.5(2)～(4)とし、本接合完了までの応力に対して検討を行うこと。

6. 普通ボルト接合
- ① 普通ボルトの戻止めは(二重ナット) ・ ナットの溶接 ・ ゆるみ防止用特殊ナット)による。
- ただし、母屋・胴縁類の取付用ボルトは、全ねじボルトとする。戻止めは省略できない。
- ② 普通ボルトの座金は(JIS B 1256 ・)による。

7. 溶接接合
- ① 溶接作業は、工場作業を原則とする。ただし、やむを得ない場合は監督員の承諾を得ること。
- ② 溶接技能者に対して、技量付加試験を(行う ・ 行わない)。
- ③ 開先の形状は構造図による。
- ④ 溶接部の余盛り高さは、JASS6 付則6[鉄骨精度検査基準]付表3[溶接]による。

- ⑤ スカラップの形状は、図示による。
- ⑥ 鋼製エンドタブの切断は(行う ・ 行わない)。行う場合は図示による。
- ⑦ 鋼製エンドタブ、裏当て金等は、梁フランジ等の端から、1～5mm残して、部材断面を欠損しないよう直線上に切断する。なお、切断線が交差する場合は、交差部をアール状に加工する。

- ⑧ 低応力高サイクル疲労を受ける部位は、図示による。
- ⑨ 溶接部の外観試験は、「鉄骨造の継手又は仕口の構造方法を定める件」(平成12年5月31日建設省告示第1464号)第二号に関する試験 及び JASS 6 付則6[鉄骨精度検査基準]の付表3「溶接」に関する試験を行うものとし、試験方法等は、JASS 6 10.4 e.「溶接部の外観検査」に準じて行う。
- ⑩ 完全溶込み溶接部は超音波探傷試験を(行う ・ 行わない)。
- 試験を行う場合の平均出検査品質限界(AOQL)は(2.5%以下) ・ 4%以下)とし、検査水準は(第6水準)とする。

試験の種類	試験箇所	試験数	備考
超音波探傷試験	突合せ溶接部	標仕7.6.12	

8. スタッド溶接及び床構造用のデッキプレート溶接
- ① デッキプレートを鉄骨部材に溶接する工法は、(アークスポット溶接 ・ 隅肉溶接 ・ 焼抜き栓溶接)による。
- ② スタッド溶接完了後は、試験記録を作成し、監督員の承認を得ること。

9. 耐火被覆
- 耐火被覆
- | 種類 | 材料 | 工法 | 耐火性能 | 適用箇所 |
|--------|--------|-----|------|------|
| 耐火材吹付け | ロックウール | 吹付け | 1時間 | ハト小屋 |

10. 工事現場施工
- ① 鉄骨建方の精度は、(社)日本建築学会「建築工事標準仕様書－6. 鉄骨工事付則－6. 鉄骨精度検査基準」による。ただし以下のものは図面による。
- 特に精度を必要とする構造物あるいは構造物の部分。
 - 軽微な構造物あるいは構造物の部分。
- ② 構造用アンカーボルトを(使用する ・ 使用しない)。
- 構造用アンカーボルトの形状及び寸法は図示による。
 - 構造用アンカーボルトの保持及び埋込みは、(図示による)。
- ③ 建方用アンカーボルトを(使用する ・ 使用しない)。
- 建方(及び付属鉄骨)用アンカーボルトの形状及び寸法は図示による。
 - 建方用アンカーボルトの保持及び埋込み工法は(A ・ B)種とする。
- ④ 柱底均しモルタル工法は(A ・ B)種とし、厚さは図示による。A種の場合の無収縮モルタルは、製造所の仕様による。

11. 溶融亜鉛めっき工法
- ① 摩擦面の処理は、(ブラスト処理 ・ リン酸塩処理)とする。
- ② ブラスト処理とする場合は、5. 高力ボルト接合と同様の方法で表面粗度50 μ mRz以上の確認を行う。
- ③ リン酸塩処理とする場合は、すべり耐力等を確認するものとし、確認方法は(すべり試験)とする。
- ④ すべり試験の要領は、溶融亜鉛めっき高力ボルト技術協会の「溶融亜鉛めっき高力ボルト接合設計施工指針」による。

Ⅲ. 建築工事特記仕様書
 13章 屋根及びたい工事

1. 一般事項
- ① 屋根葺き材、緊結金物については、下地も含め安全性を確認し、監督員の承諾を得ること。
- ② 標準仕様書以外の工法は、専門業者の仕様による。
- ③ 建築基準法に基づき定められた区分等
基準風速Vo=(36)m/s 地表面粗度区分(I ・ II ・ III ・ IV)
積雪区分 建設省告示第1455号 別表(35)
2. 折板葺
- ① 折板は、JIS A 6514(金属製折板屋根構成材)による。

施工箇所	材料による区分	材質	鋼板の厚さ (mm)	塗装面	形式	山高(mm)	山ピッチ (mm)	耐力	軒先面戸 板の適用	表打ち材 の有無
ハト小屋	JIS G 3322	GL銅板カラー	0.8		はざ締め形	166	500		有	有

② タイトフレームに使用する材料は、JIS G 3302による。

③ 断熱材 (有り 厚さ mm、種別 、防火性能 時間 ・ なし)

④ 標準仕様書以外の工法は、専門業者の仕様による。また、タイトフレーム、けらば納めは屋根葺き工法に応じた専門業者の仕様による。

⑤ 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した固定金具の間隔、固定方法等を施工計画書として提出する。

⑥ 耐雪性能に対応した工法の適用(有り ・ 無し)。

⑦ けらば納めは(けらば包み納め)とする。

14章 金属工事

1. 一般事項
- ① 製品の取付に当たっては、受材の有無並びにアンカーの長さ、径及び本数等について、十分耐力のある工法を選択し、監督員の承諾を得ること。
- ② あと施工アンカーの引抜き耐力の確認試験を(行う ・ 行わない)。
確認強度は、()kNとする。
2. 表面処理
- ① アルミニウム及びアルミニウム合金(成形板、笠木、建具以外)

表面処理の種別	被膜又は複合被膜の 種類・着色方法・色合等	表面処理の試験方法	施 工 箇 所

② 亜鉛めっき(手すり、タラップ以外)

種別	表面処理の方法	記号又は等級	施 工 箇 所

③ 亜鉛めっきの試験は(行う ・ 行わない)。
試験方法()

3. 溶接、ろう付け等

① 溶接及びろう付けによる接合後は、各表面仕上げの種類の皮膜処理を行うこと。ただし、亜鉛めっき面については、構仕14.2.2による。

② 鉄の溶接は、7章「鉄骨工事」に準ずる。

15章 塗装工事

1. 錆止め塗装
- 錆止め塗装のままとする場合の錆止め塗装塗りの種別は、(As)とする。

16章 ユニット及びその他工事

1. 手すり及びタラップ
- ①

取付箇所	材種	形状、寸法	表面の処理	備考
設備機器架台	ステンレスSUS304	φ25, φ22	バフ研磨	タラップ
- ② 手すりの支柱は、コンクリートあるいはモルタルの中に入る部分であっても錆止め処置を行うこと。

17章 舗装工事

1. 路床
- ① 盛土材料(A ・ B ・ C ・ D)種
- ② 凍上抑制層材料()、凍上抑制層厚さ()
- ③ 透水性舗装フィルター材料()透水性舗装フィルター厚さ()
- ④ 路床安定処理材は()とし、厚さ()、CBR()
- ⑤ 六価クロム溶出試験を(行う ・ 行わない)。
行った場合、土壌環境基準以下であることを確認すると共に、試験結果(計量証明書)を監督員に提出するものとする。
六価クロム溶出試験は、「セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置」(平成12.3.31 建設第258号)の「六価クロム溶出試験実施要領(案)」により実施する。土質条件・施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合、試験の結果、六価クロムの溶出量が土壌環境基準を超えた場合等は、監督員と協議するものとする。
- ⑥ 路床土の支持力比(CBR)試験は(行う [乱した土 ・ 乱さない土]・ 行わない)。
- ⑦ 路床締固め度試験は(行う ・ 行わない)。
- ⑧ 砂の粒度試験は(行う ・ 行わない)。
- ⑨ 現場CBR試験を(行う ・ 行わない)。
2. 路盤
- ① 路盤材料()、厚さ()mm
- ② 路盤の厚さは、設計厚さを下回らないこととする。
3. アスファルト舗装
- ①

舗装の種類	部位	舗装の構成	舗装の厚さ(mm)
アスファルト	設備架台及びハト小屋周囲		50

・再生アスファルトの種類()

② 再生加熱アスファルト混合物を(

使用する	・	使用しない
------	---	-------

)。

舗装の種類	種類	備考
加熱アスファルト混合物		
再生加熱アスファルト混合物		

③ シールコートは(行う ・ 行わない)。

④ アスファルト混合物の抽出試験は(行う ・ 行わない)。

⑤ 切取り試験を(行う ・ 行わない)。

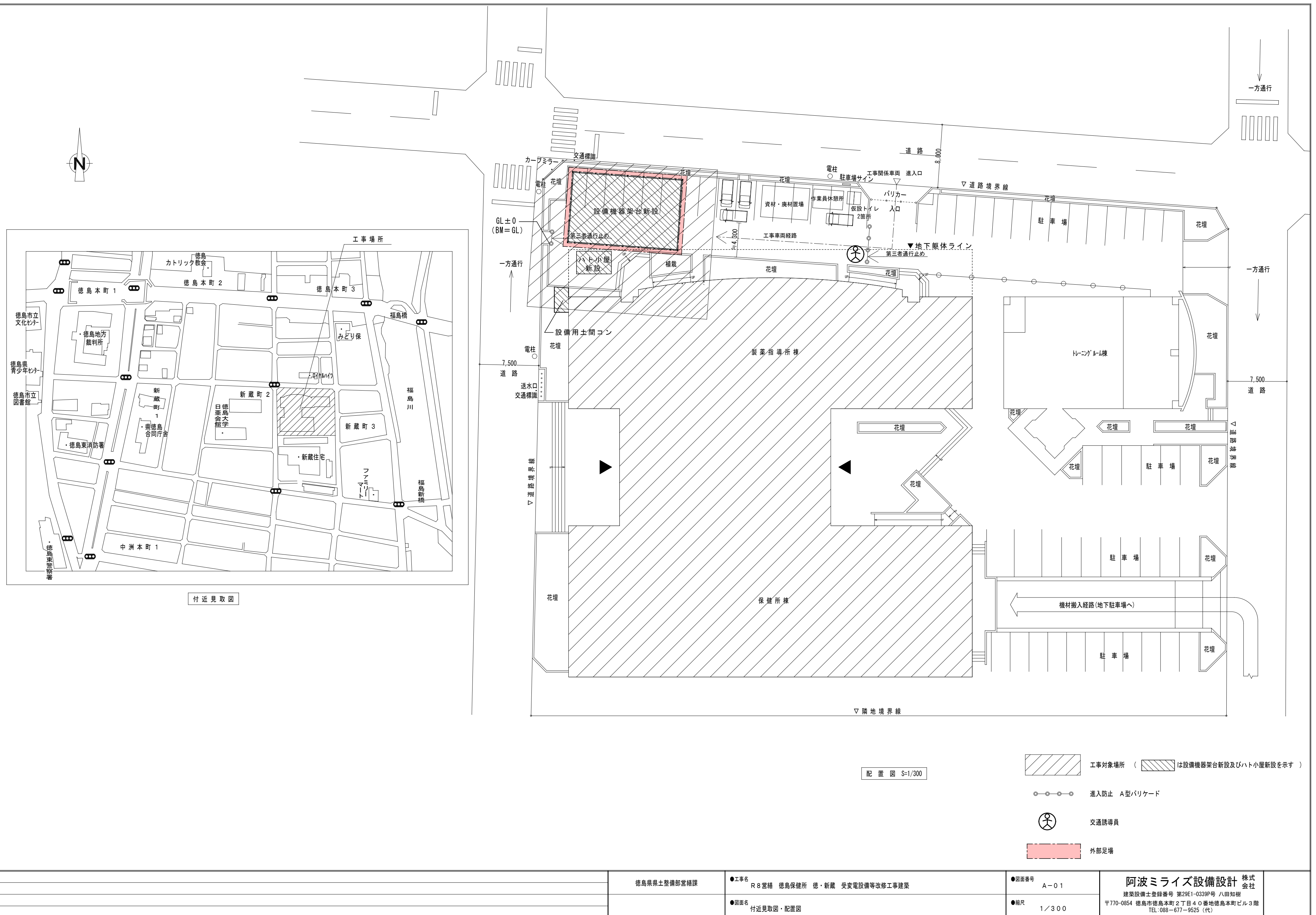
⑥ 表層の厚さは、設計厚さを下回らないこととする。

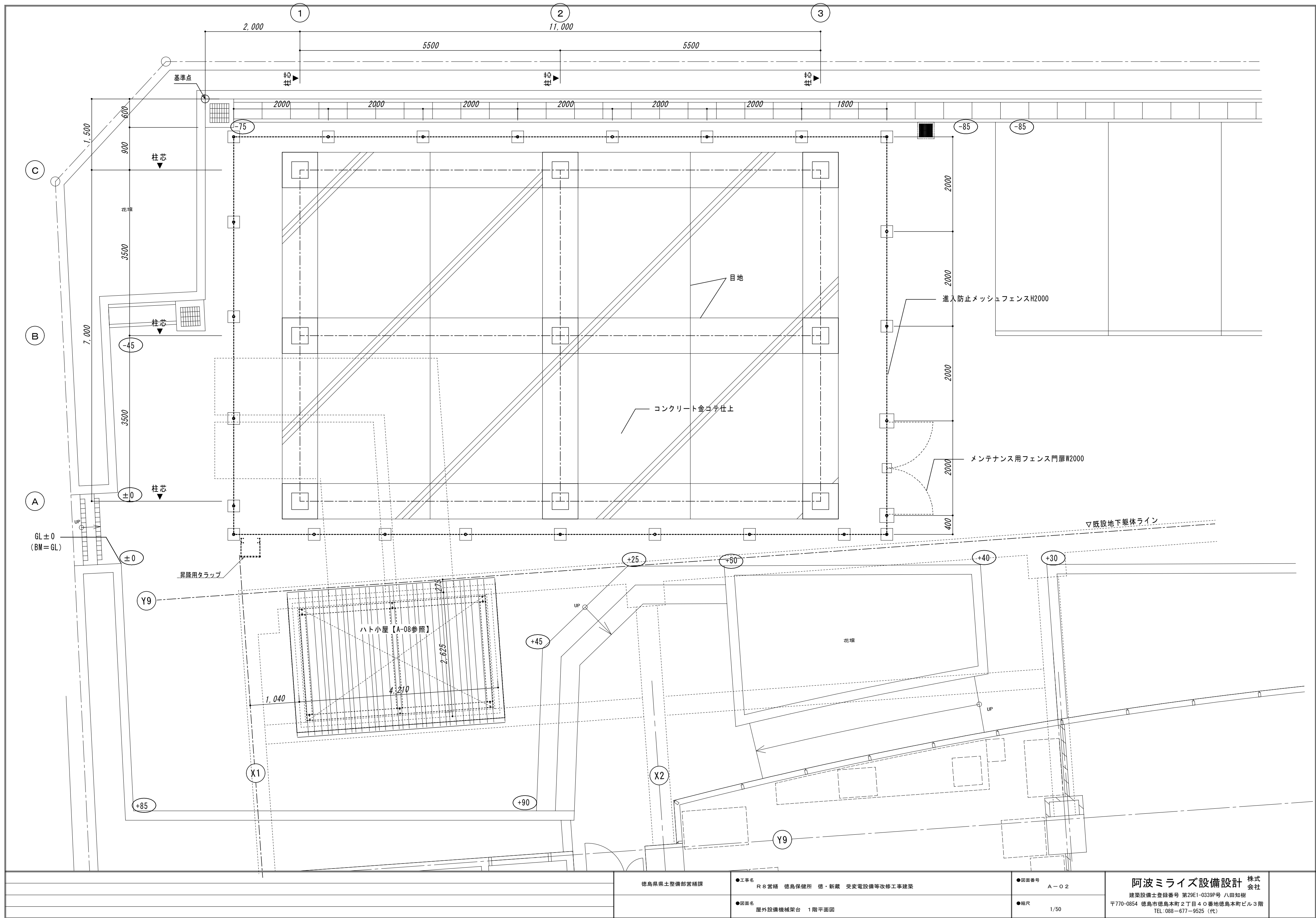
⑦ 地域は(一般地域 ・ 寒冷地域)とする。

⑧ 舗装の平坦性は、通行の支障となる水たまりを生じない程度とする。

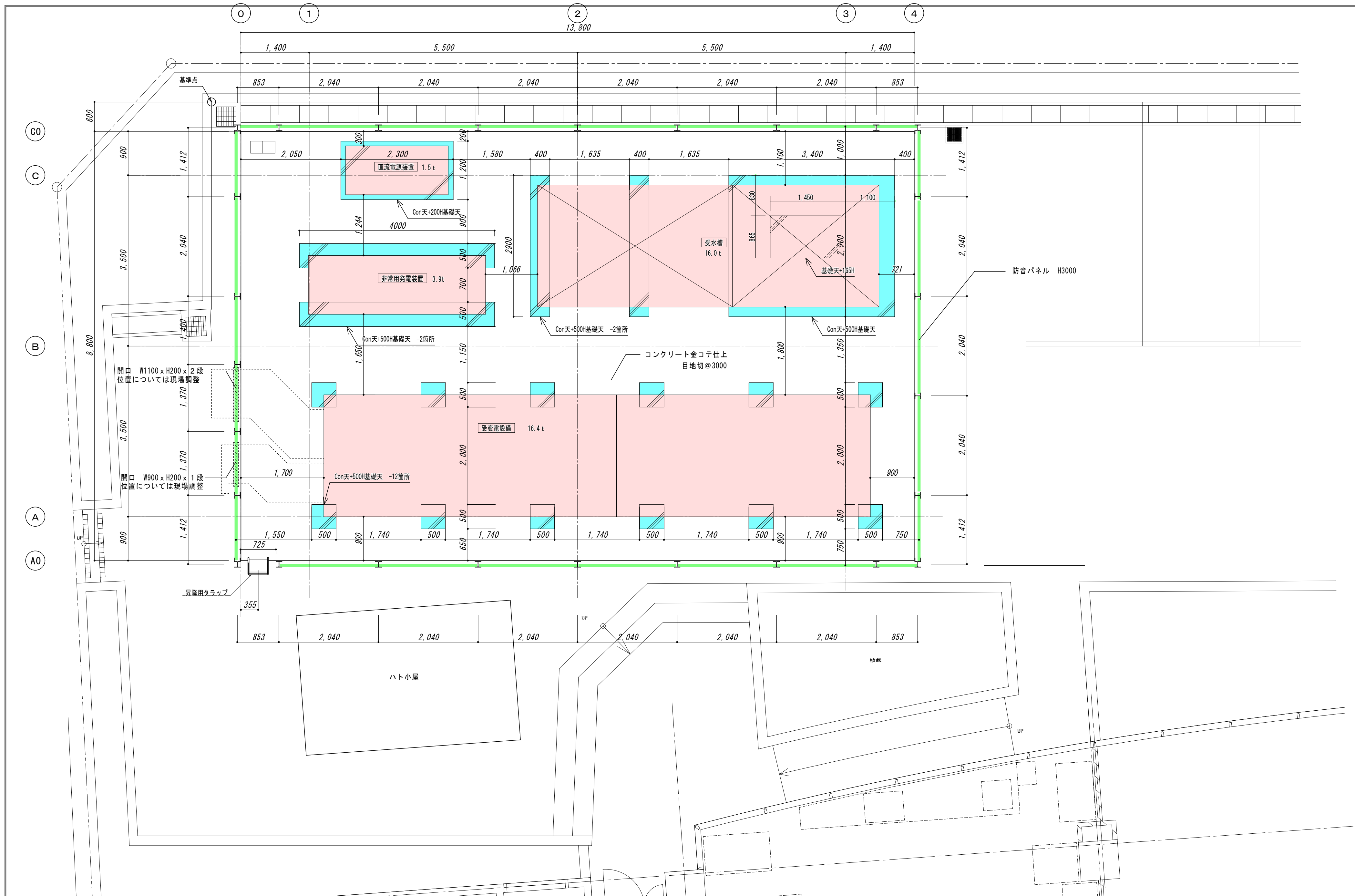
4. 排水の処理

舗装版切断に伴い発生する排水は汚泥に該当するため、関係法令等に基づき適正に処理すること。

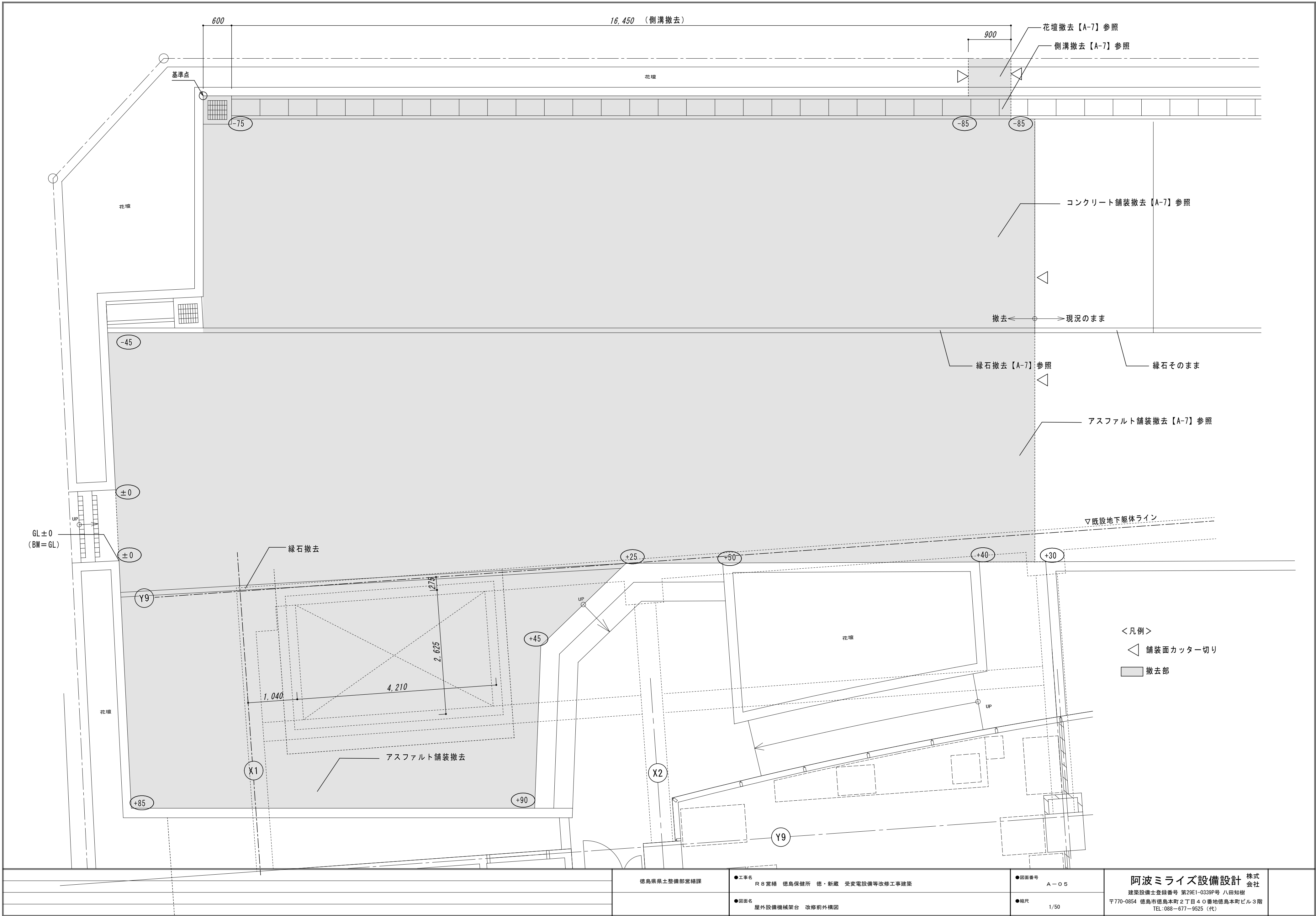


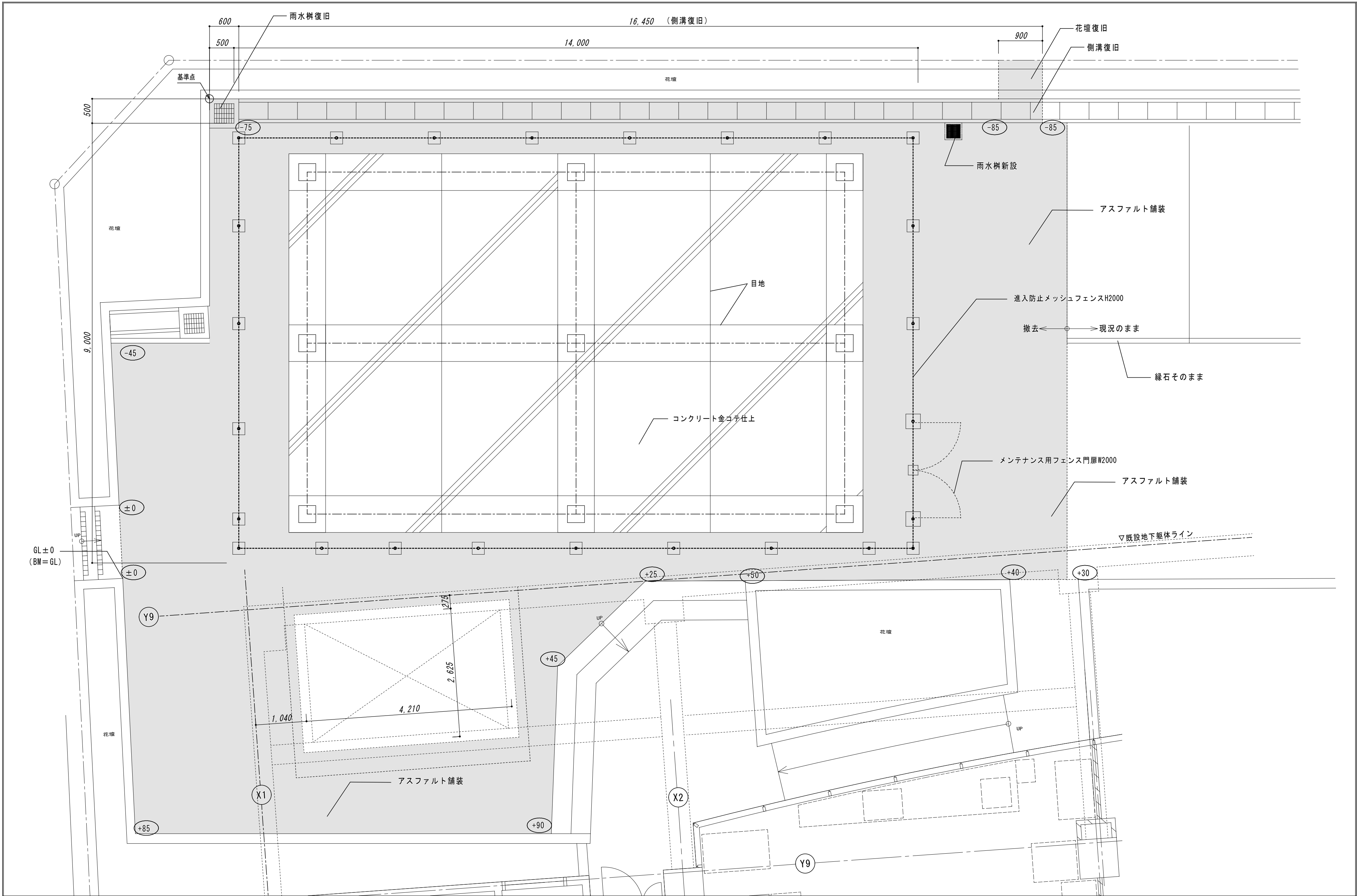


		徳島県土木整備部営繕課	●工事名 R 8 営繕 徳島保健所 徳・新蔵 受変電設備等改修工事建築	●図面番号 A-02	阿波ミライズ設備設計 株式会社 建築設備士登録番号 第29E1-0339P号 八田知樹 〒770-0854 徳島市徳島本町2丁目40番地徳島本町ビル3階 TEL:088-677-9525 (代)
			●図面名 屋外設備機械架台 1階平面図	●縮尺 1/50	

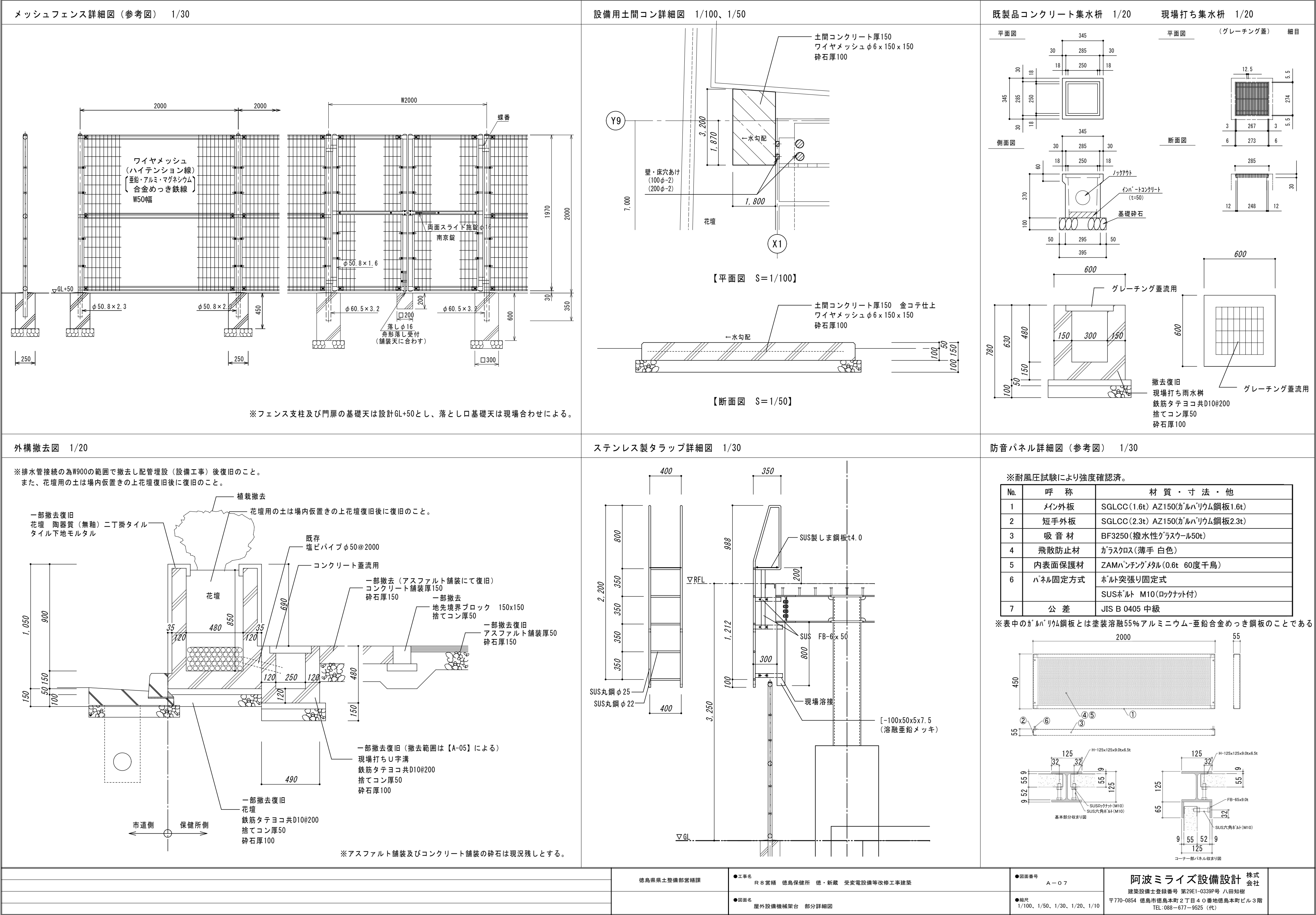


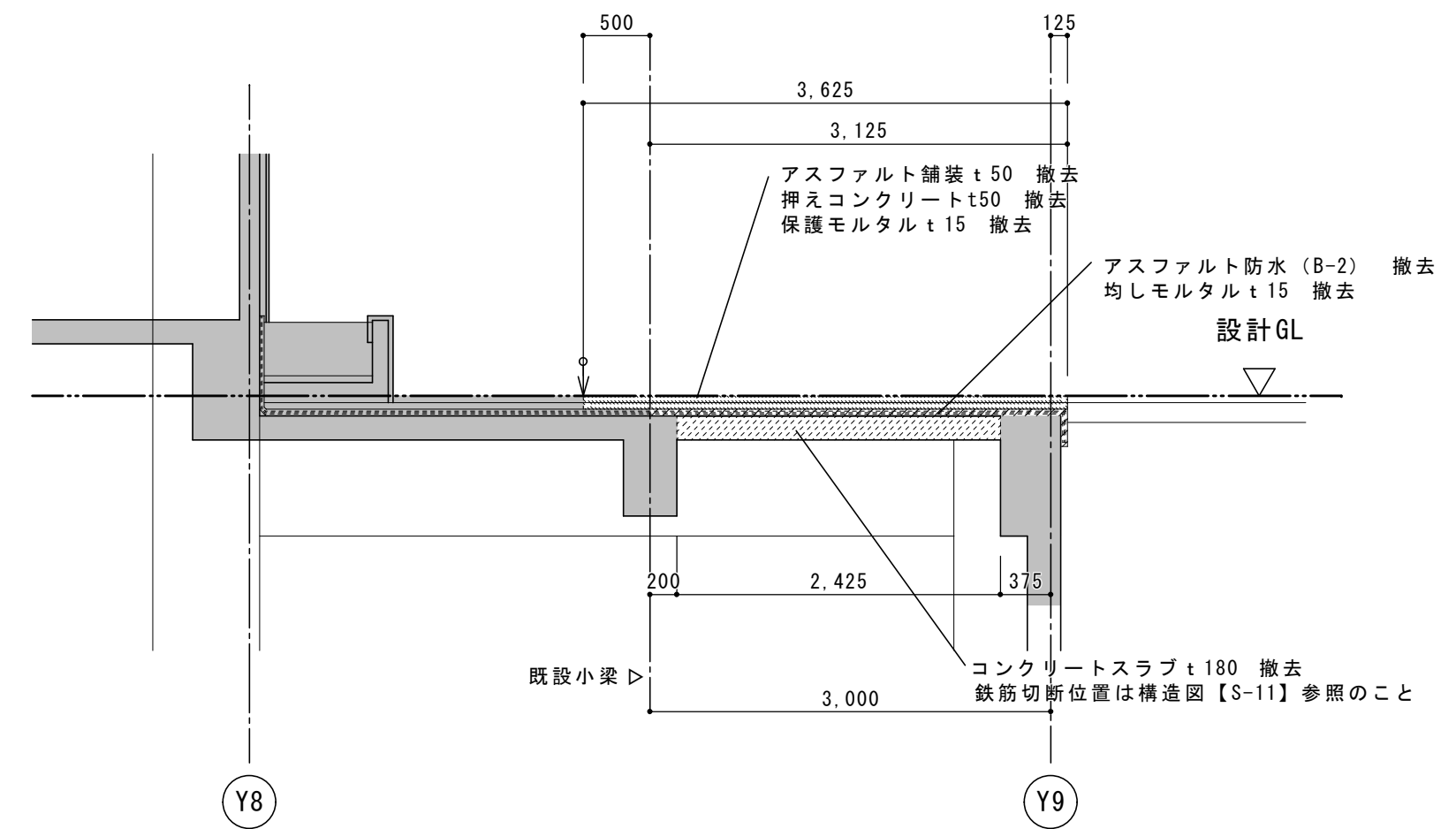
																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					</
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----





		徳島県土整備部営繕課	●工事名 R 8 営繕 徳島保健所 徳・新蔵 受変電設備等改修工事建築	●図面番号 A - 0 6	阿波ミライズ設備設計 株式会社 建築設備士登録番号 第29E1-0339P号 八田知樹 〒770-0854 徳島市徳島本町2丁目4-0 番地徳島本町ビル3階 TEL:088-677-9525 (代)
			●図面名 屋外設備機械架台 改修後外構図	●縮尺 1/50	





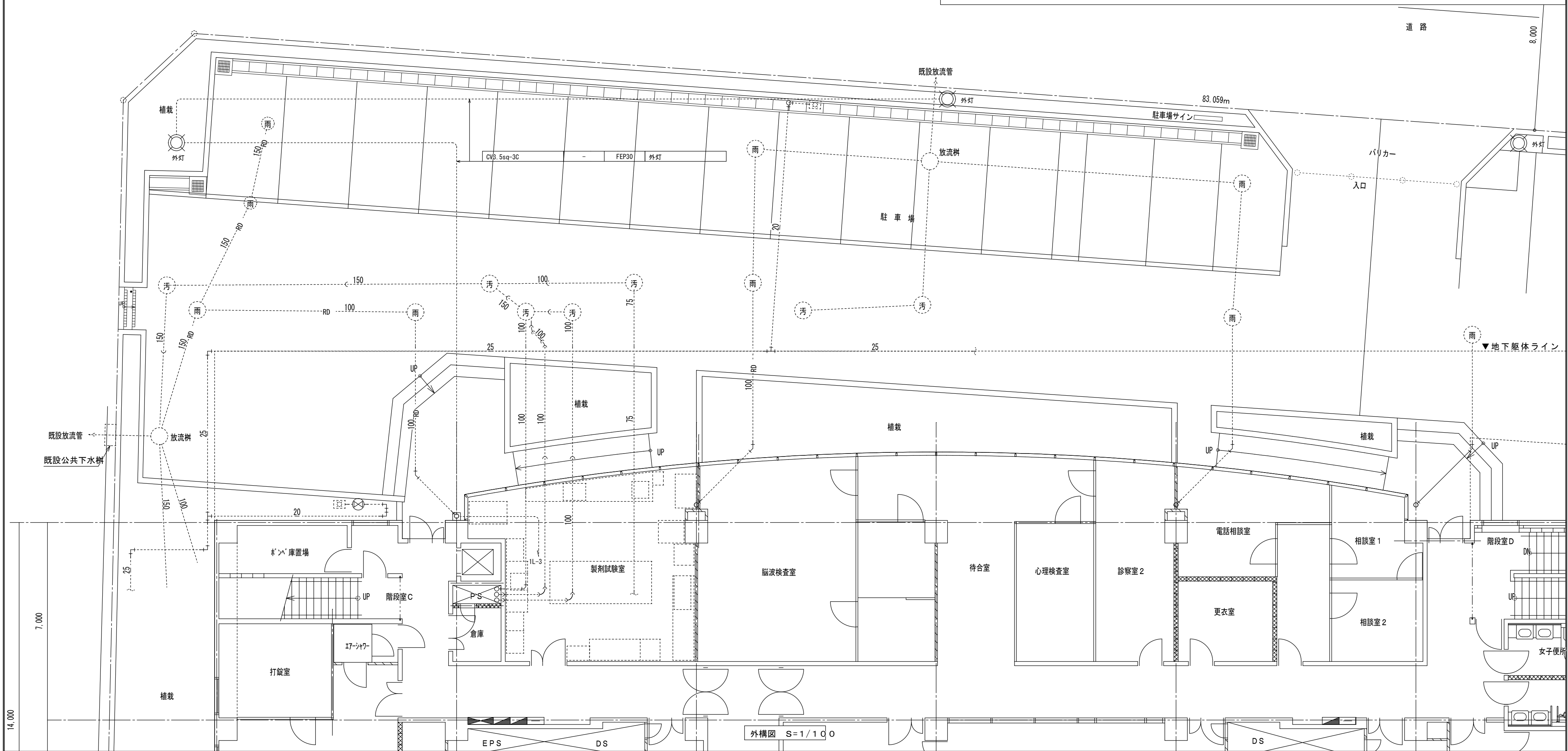
- カッター入れを示す。

※既存アスファルト防水（B-2）を撤去する際は補修時の重ね代を考慮し撤去のこと。

	徳島県土整備部営繕課	●工事名 R 8 営繕 徳島保健所 徳・新蔵 受変電設備等改修工事建築	●図面番号 A-08	阿波ミライズ設備設計 株式会社 建築設備士登録番号 第29E1-0339P号 八田知樹 〒770-0854 徳島市徳島本町2丁目4-0 番地徳島本町ビル3階 TEL:088-677-9525 (代)
		●図面名 ハト小屋 改修前詳細図	●縮尺 1/50	

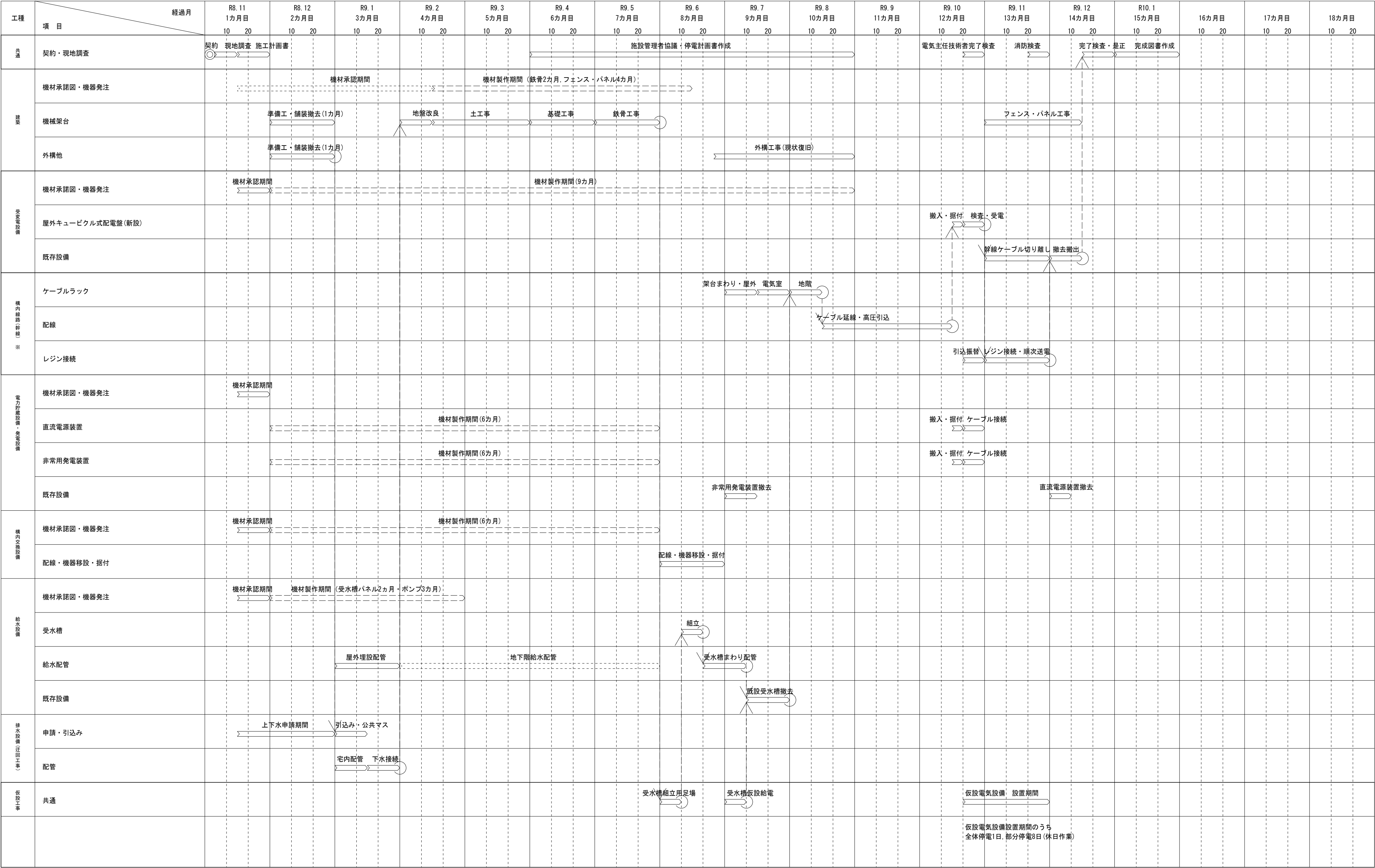


支障物件の確認
◎受注者は、工事の施工箇所及び周辺にある地上地下の既設構造物について、工事（仮囲い等仮設資材設置を含む）着手までに調査を行い「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから、工事着手すること。同様に現場内の電柱、架空線、外灯などにも留意すること。
◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造物等を確認しなければならない。
◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
◎受注者は、既存コンクリート床・壁等の穴明けにおいて、鉄筋及び既存電線管を調査すること。また穴明け墨だし位置や既存鉄筋状況マーキング（必要に応じ電線管等位置含む）を行い監督員の確認を受け施工すること。



	徳島県土整備部営繕課	●工事名 R 8 営繕 徳島保健所 徳・新蔵 受電設備等改修工事建築	●図面番号 A-10	阿波ミライズ設備設計 株式会社 建築設備士登録番号 第29E1-0339P号 八田知樹 〒770-0854 徳島市徳島本町2丁目40番地徳島本町ビル3階 TEL:088-677-9525 (代)
		●図面名 (参考) 支障物件確認図	●縮尺 1/100	

工事工程表（参考）



鉄骨構造標準図 7－1（基礎配筋標準図）

I．構造設計概要

1．建築物の構造内容

- (1) 建築場所
(2) 工事種別 ☒新築 ☐増築 ☐増改築 ☐改築
(3) 構造設計一級建築士の関与 ☐必要 ☒必要としない
☐法第20条第一号（高さ60m超）
☐法第20条第二号（☐RC造高さ20m超 ☐S造4階建以上 ☐木造高さ13m超
☐その他）

注(3)構造設計一級建築士の関与が義務付けられる建築物については解説書等を参照して確認すること。

- (4) 階数 地下 階 地上 1 階 塔屋 階
(5) 主要用途 設備架台
(6) 増築計画 ☐有（ ）☒無
(7) 構造計算ルート X方向ルート — (1) Y方向ルート — (1)
(8) 鉄筋の継手及び定義
建築基準法施行令36条及び73条による仕様規定に準ずる事。
XY両方向共ルート 3 及び限界耐力計算の場合は、政令73条の仕様規定によらずJASS(2018)、鉄筋コンクリート造配筋指針・同解説及びRC基準2018とすることができる。

2．使用建築材料表・使用構造材料一覧表

(1) コンクリート（レディミクストコンクリート JIS Q 1001, JIS Q 1011, JIS A 5308）					
適用箇所	種類	設計基準強度 F _c =N/mm ²	品質基準強度 F _o =N/mm ²	スランプ cm	種類
捨て・上間コンクリート用	■普通	18	—	15	
基礎・基礎梁	■普通	21	—	15	
デッキトコンクリート用	■普通	21	—	15	

☐単位水量は185kg/m³以下、単位セメント量は270kg/m³以上とする。

(2) 鉄筋	種類	径	使用箇所	継手工法
異形鉄筋 (JIS G 3112)	☒ SD295	D10,D13	基礎・2階床	☒ 重ね継手
	☒ SD345	D19	地中梁・根巻柱	☒ ガス圧接継手
	☐ SD390			☐ 溶接継手
	☐			☐ 機械式継手
高強度せん断補強筋	☐ 材種			
	☐ 大臣認定番号			
丸 鋼 (JIS G 3112)	☐ SR235			
溶接金網 (JIS G 3551)	☐			
溶接フープ	SD295	D13	根巻柱	

(3) 鉄骨	種 類	使 用 箇 所	現 場 溶 接	備 考
☒ SS400 ☐ SM400 ☐ SM400A, B, C		大梁、小梁、間柱	☐ 有 ☒ 無	JIS G3106
☒ SM490A		大梁端部	☐ 有 ☒ 無	JIS G3106
☒ BCR295 ☐ BCP235 ☐		柱	☐ 有 ☒ 無	MS TL-0495
☐ SM490A ☐ SM490B ☒ SM490C		ダイヤフラム	☐ 有 ☒ 無	JIS G3136
☐ SSC400 ☐			☐ 有 ☐ 無	

ボルト ☐使用箇所の詳細については別添図示とする。

- ☒ 高力ボルト
☐ 普通：F10T ☐ 特殊：S10T 認定品（☐M12 ☐M16 ☐M20 ☐M22 ☐M24）
☒ 溶融亜鉛メッキ高力ボルトF8T M16,M20
☐ 中ボルト
M12 M16
☒ アンカーボルト
☐ SS400 M
☐ ABR400 M
☒ ABR490 M 24
☐ ABM400 M
☐ ABM490 M
☐ 大臣認定柱脚（メーカー仕様による）

- ☒ 頭付きスタッドボルト
φ=19 L=100 mm 使用箇所（☐柱 ☒大梁 ☒小梁）
φ= L= mm 使用箇所（☐柱 ☐大梁 ☐小梁）

3．地盤

- (1) 地盤調査資料と調査計画
☒有（☒敷地内 ☐近隣）☐無（調査計画 ☐有 ☐無）

規格番号	資料有り	調査計画		資料有り	調査計画		資料有り	調査計画
ボーリング調査	☐		特約買入試験	☐		標準買入試験	☐	
水平地盤反力係数の測定			土質試験			物理調査		
試験掘（支持層の確定）			平板載荷試験			液状化判定	☐	
スリ・ゲイ試験	☐		地盤湧水試験			P S検層		

注）上記表中の資料が有るものに○を記入する。

4．地業工事

- (1) 直接基礎 ☒ベタ基礎 ☐布基礎 ☐独立基礎 試験掘 ☐有 ☐無
深さ GL- m、支持層、長期許容支持力度 kN/m² 載荷試験 ☐有 ☐無
(2) 地盤改良 ☐浅層混合処理工法 ☒深層混合処理工法布基礎
深さ GL-8.5m、長期許容支持力度 50 kN/m² 載荷試験 ☐有 ☒無
注）「建築物のための改良地盤の設計及び品質管理指針：日本建築センター2018」を参考とする。
(3) 杭基礎 支持層-

杭 種	材 料	施 工 法	備 考
☐ RC ☐ PRC	PRC（ ☐ Ⅰ種 ☐ Ⅱ種 ☐ Ⅲ種）	☐ 打ち込み	
☐ PHC ☐ H鋼	PHC（ ☐ A種 ☐ B種 ☐ C種）	☐ 埋込み（セメントミルク工法）	
☐ 鋼管 ☐ 麻痺杭	鋼材 ☐ SS400 ☐ STK400	☐	評定番号
☐ SC杭 ☐	☐ JIS	☐	年 月 日
☐ 場所打ち コンクリート杭	コンクリートF _c N/mm ² F _q N/mm ² スランプ cm以下 セメント量 kg/m ³ 単位水量 kg/m ³ 鉄 筋 主筋 SD H00P SD	☐ オールケーシング ☐ 振込杭 ☐ リバースリーキュレーション ☐ アースドリル ☐ ミニアース ☐ B H ☐ 家礎 ☐ 手掘 ☐ 機械掘	評定 年 月 日

杭仕様 ☐施工計画書承認 ☐杭施工結果報告書
試験杭（☐有 ☐無）（☐打ち込み ☐載荷 ☐孔壁測定） 本

杭径(mm)	設計支持力(kN)	杭の先端の深さ(m)	本 数	特 記 事 項
φ600	—	GL-8.5m	91本	深層混合による地盤改良

5．設備関係

- ・建築設備の構造は、構造耐力上安全な構造方法を用いるものとする。
- ・建築設備の支持構造部および緊結金物には、錆止め等、防錆のための有効な措置を講ずること。
- ・建築物に設ける屋上からの突出する水槽・煙突・その他これらに類するものは、風圧・地震力等に対して構造耐力上主要な部分に緊結され、安全であること。
- ・煙突は、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを5cm以上とした鉄筋コンクリート造とすること。
- ・設備配管は、地震時等の建物変形に追従できること。また、地震力等に対して適切に支持されていること。
- ・設備機器の架台及び基礎については、風圧・地震力等に対して構造耐力上安全であること。
- ・エレベーターの駆動装置等は、構造体に安全に緊結されていること。
- ・特記以外の梁貫通孔は原則として設けない。
- ・床スラブ内に設備配管等を埋込む場合はスラブ厚さの 1/3 以下とし管の間隔を管径の3倍以上かつ5cm以上を原則とする。

6．その他

- ・諸官庁への届出書類は滞滞なく提出すること。
- ・各試験の供試体は公的試験機関にて試験を行い工事監理者に報告すること。
- ・必要に応じて記録写真を撮り保管すること。
- ・本構造配筋標準図は、設計者の責任において使用すること。

II．配筋標準図

1．鉄筋の材料

鉄筋は表 1 により、種類の記号は特記による。

表 1 鉄 筋				
規格番号	規 格 名 称	種 類 の 記 号		
JIS G3112	鉄筋（コンクリート用棒鋼）	SR235 SD295	SR295 SD345	SD390

溶接金網は JIS G3551（溶接金網及び鉄筋格子）により、網目の形状、寸法及び鉄線の径は特記による。

2．鉄筋の表示記号

表 2 鉄 筋 記 号									
鉄筋径	異形鉄筋	D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29	D32
表示記号		●	×	∅	●	○	⊙	⊗	⊗

3．鉄筋の最小かぶり厚さ及び間隔

- (a) 鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さは下表による。ただし、柱及び梁の主筋にD29以上を使用する場合は、主筋のかぶり厚さを径の1.5倍以上確保するように最小かぶり厚さを定める。

構 造 部 分 の 種 別		最小かぶり厚さ(mm)
土に接しない部分	スラブ、耐力壁以外の壁	20
	仕上げあり	30
	柱、梁、耐力壁	30
	仕上げあり	30
	仕上げなし	30
土に接する部分	屋 外	40
	仕上げあり	40
	擁壁、耐圧スラブ	40
	柱、梁、スラブ、壁	※40
	基礎、擁壁、耐圧スラブ	※60
煙突等高熱を受ける部分		60

- (注) 1. ＊印のかぶり厚さは、普通コンクリートに適用し、軽量コンクリートの場合は、特記による。
2. 「仕上げあり」とは、モルタル塗り等の仕上げのあるものとし、仕上げ材料、吹付け又は塗装等の鉄筋の耐久上有効でない仕上げのものを除く。
3. スラブ、梁、基礎及び擁壁で、直接土に接する部分のかぶり厚さには、捨コンクリートの厚さを含まない。
4. 杭基礎の場合のかぶり厚さは、杭先端からとする。
5. 塩害を受けるおそれのある部分等、耐久性上不利な箇所は、特記による。
(b) 柱、梁等の鉄筋の加工に用いるかぶりの厚さは、最小かぶり厚さに10mmを加えた数値を標準とする。

- (c) 鉄筋組立後のかぶり厚さは、最小かぶり厚さ以上とする。
(d) 鉄筋相互のあきは、下記のうち最大のもの以上とする。ただし、特殊な鉄筋継手の場合はあきは、特記による。
(1) 粗骨材の最大寸法の1.25倍
(2) 25mm
(3) 隣り合う鉄筋の平均径の1.5倍
(e) 鉄骨鉄筋コンクリート造の場合、主筋と平行する鉄骨とのあきは (d) による。
(f) 貫通孔に接する鉄筋のかぶり厚さは、(a) による。

4．鉄筋の末端部

鉄筋の末端部には、次の場合にフックをつける。

- (1) 根巻き柱脚の主筋で末端部が頂部にあるもの。
(2) 杭基礎のベース筋。
(3) 帯筋、あばら筋及び幅止め筋。

表 4 鉄筋の折曲げ				
折曲げ角度	折 曲 げ 図	SD295 SD345	SD390	
180°		D16以下	D19～D38	
135°		D	3d以上	5d以上
90°		D	3d以上	5d以上
135°及び90°(幅止め筋)		D	3d以上	5d以上

5．鉄筋の継手

- (a) 鉄筋の継手は重ね継手、ガス圧接継手又は特殊な鉄筋継手とし、適用は特記による。
(b) 鉄筋の継手位置は、特記による。
(c) 鉄筋の重ね継手は、次による。

なお、径が異なる鉄筋の重ね継手の長さは、細い鉄筋の径による。

- (1) 主筋及び耐力壁の鉄筋の重ね継手の長さは、特記による。特記がなければ、40d（軽量コンクリートの場合は50d）と表 5．1 の重ね継手長さのうち大きい値とする。
(2) (1)以外の鉄筋の重ね継手の長さは、表 5．1による。
(3) 隣り合う継手の位置は、表 5．2による。ただし、壁の場合及びスラブ筋でD16以下の場合は除く。
なお、先組工法等で、柱、梁の主筋の継手を同一箇所に設ける場合は、特記による。

表 5．1 鉄筋の重ね継手の長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 (F _c) (N/mm ²)	L ₁ （フックなし）	L _{1B} （フックあり）
SD295	18	45d	35d
	21	40d	30d
	24, 27	35d	25d
	30, 33, 36	35d	25d
SD345	18	50d	35d
	21	45d	30d
	24, 27	40d	30d
	30, 33, 36	35d	25d
SD390	21	50d	35d
	24, 27	45d	35d
	30, 33, 36	40d	30d

(注) 1. L₁、L_{1B}：重ね継手の長さ及びフックあり重ね継手の長さ

2. フックありの場合のL_{1B}は、図 5．1 に示すようにフック部分⌀を含まない。
3. 軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。

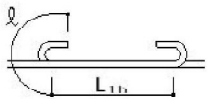


図 5．1 フックありの場合の重ね継手の長さ

表 5．2 隣合う継手の位置

重 ね 継 手	フックありの場合		
		a = 0.5 L _{1B}	a ≥ 0.5 L _{1B}
手	フックなしの場合		
		a = 0.5 L ₁	a ≥ 0.5 L ₁
圧接継手の場合			a ≥ 400mm
機械式継手の場合			a は、400mm 以上、かつ、(b + 40) mm 以上

鉄骨構造標準図 7-2 (基礎配筋標準図)

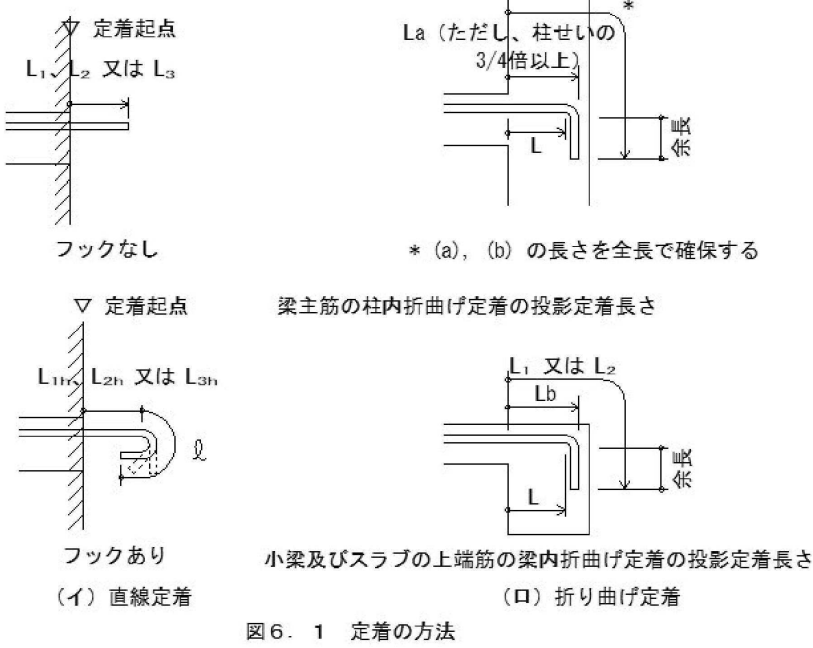
6. 鉄筋の定着

(a) 柱に取り付ける梁の引張り鉄筋の定着の長さは、特記による。
特記がなければ、40d (軽量コンクリートの場合は50d) 表 6. 1
の定着長さのうち大きい値とする。
(b) (a) 以外の鉄筋の定着の長さは、表 6. 1による。

表 6. 1 鉄筋の定着の長さ

鉄筋の 種類	コンクリートの 設計基準強度 (Fc) (N/mm ²)	フックなし				フックあり			
		L ₁	L ₂	L ₃		L _{1h}	L _{2h}	L _{3h}	
				小梁	スラブ			小梁	スラブ
SD295	18	45d	40d	20d	10d かつ 150mm 以上	35d	30d	10d	-
	21	40d	35d			30d	25d		
	24, 27	35d	30d			25d	20d		
	30, 33, 36	35d	30d			25d	20d		
SD345	18	50d	40d			35d	30d		
	21	45d	35d			30d	25d		
	24, 27	40d	35d			30d	25d		
	30, 33, 36	35d	30d			25d	20d		
SD390	21	50d	40d			35d	30d		
	24, 27	45d	40d			35d	30d		
	30, 33, 36	40d	35d			30d	25d		

- (注) 1. L₁, L_{1h}: (b) 以外の直線定着の長さ及びフックあり定着の長さ
2. L₂, L_{2h}: 割裂破壊のおそれのない箇所への直線定着長さ及びフックあり定着の長さ
3. L₃: 小梁及びスラブの下端筋の直線定着長さ。ただし、基礎耐圧スラブ及びこれを受ける小梁は除く。
4. L_{3h}: 小梁の下端筋のフックあり定着の長さ
5. フックあり定着の場合は、図 6. 1に示すようにフック部分ℓを含まない。また中間部での折り曲げは行わない。
6. 軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。
(c) 定着の方法は、図 6. 1による。
なお、仕口内に縦に折り曲げて定着する鉄筋の定着長さ L が、表 6. 1のフックあり定着の長さを確保できない場合は、全長を表 6. 1に示す直線定着の長さとし、かつ、余長を 8d、仕口面から鉄筋外面までの投影定着長さを表 6. 2に示す長さ (かつ、梁主筋の柱内定着においては、原則として、柱せいの 3/4 倍以上) をのみ込ませる。



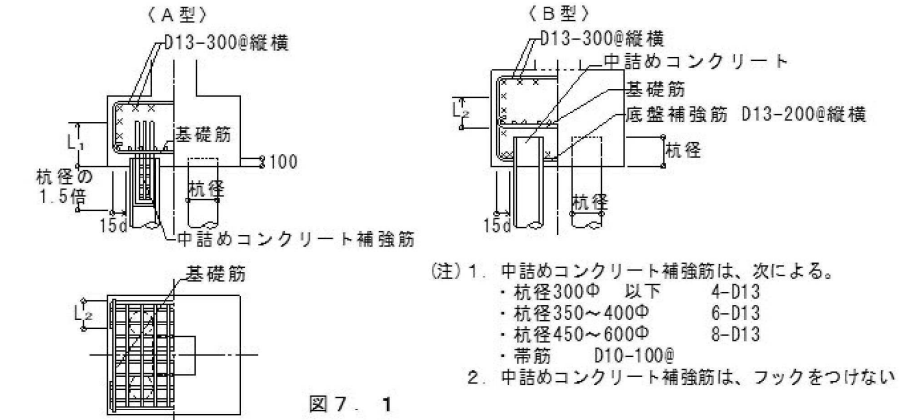
- (注) 1. La: 梁主筋の柱内折曲げ定着の投影定着長さ (基礎梁、片持ち梁及びスラブを含む。)
2. Lb: 小梁及びスラブの上端筋の梁内折曲げ定着の投影定着長さ (片持ち小梁及び片持ちスラブを除く。)
3. 軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。

表 6. 2 投影定着長さ

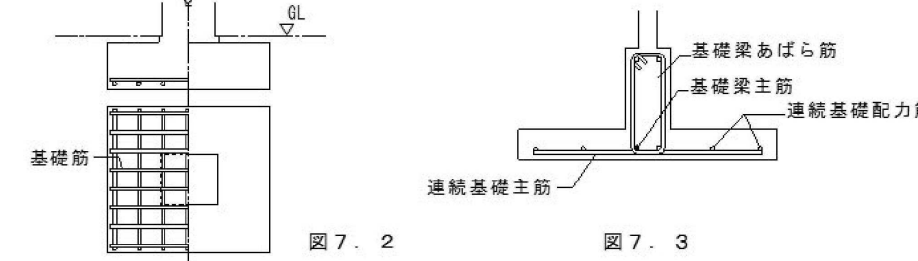
鉄筋の 種類	コンクリートの 設計基準強度 (Fc) (N/mm ²)	La	Lb
SD295	18	20d	15d
	21	15d	15d
	24, 27	15d	15d
	30, 33, 36	15d	15d
SD345	18	20d	20d
	21	20d	20d
	24, 27	20d	15d
	30, 33, 36	15d	15d
SD390	21	20d	20d
	24, 27	20d	20d
	30, 33, 36	20d	15d

7. 基礎

- A. 杭基礎の場合
既製コンクリート杭の杭頭補強の方法は、図 7. 1のA形又はB形とし、適用は特記による。特記がなければB形とする。
なお、中詰めコンクリートは、基礎のコンクリートと同じ調合のコンクリートを使用する。
下図以外の場合は、特記による。

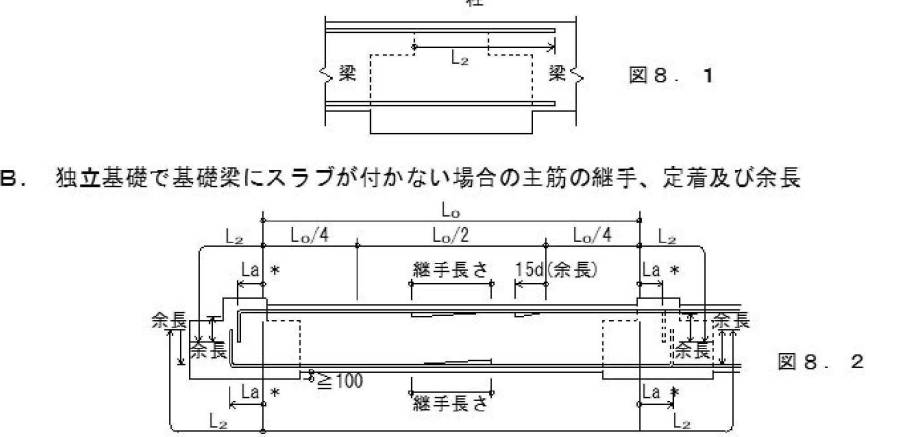


- B. 直接基礎 (独立基礎) の場合の配筋は、図 7. 2による。
C. 直接基礎 (連続基礎) の場合の配筋は、図 7. 3による。



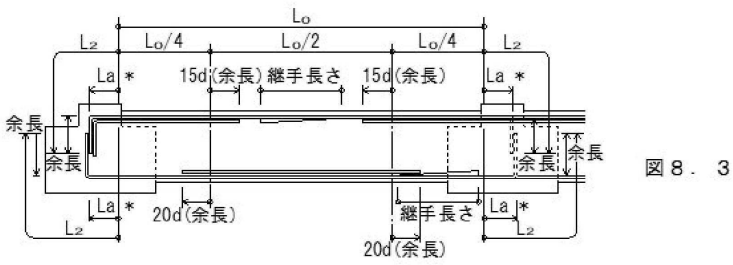
8. 基礎梁

- A. 一般事項
(1) 梁筋は、原則として柱をまたいで引き通すものとし、引き通すことができない場合は、柱内に定着する。ただし、やむを得ず梁内に定着する場合は、図 8. 1による。
(2) 梁筋を柱内に定着する場合は次による。
① 梁主筋のみ込み長さは、柱せいの 3/4 以上とする。
② 上端筋: 曲げ降ろす。
③ 下端筋: 曲げ上げる。ただし、やむを得ない場合は、監督員の承諾を受けて、曲げ降ろすことができる。
④ 定着の方法は、6. (c) による。

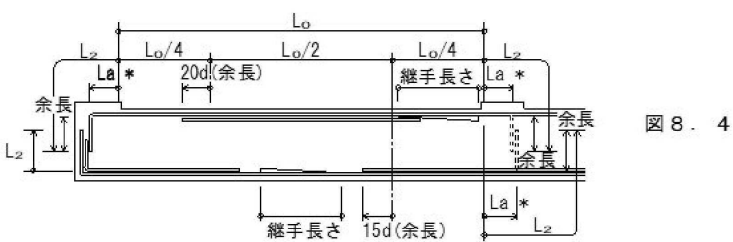


- B. 独立基礎で基礎梁にスラブが付かない場合の主筋の継手、定着及び余長

- C. 独立基礎で基礎梁にスラブが付く場合の主筋の継手、定着及び余長 (耐圧スラブが付く場合は D. による)

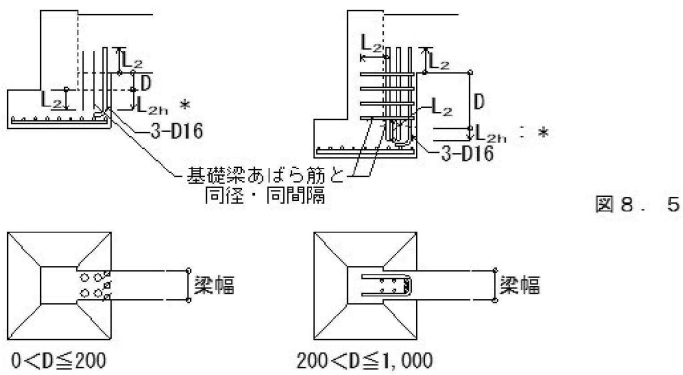


- D. 連続基礎及びべた基礎の場合の主筋の継手、定着及び余長



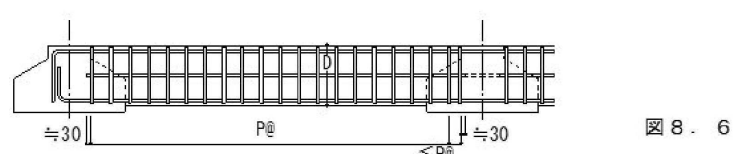
- (注) 1. 印は、継手及び余長を示す。
2. 破線は、柱内定着の場合を示す。
3. Laの数値は、原則として、柱せいの3/4倍以上とする。

- E. 基礎接合部の補強



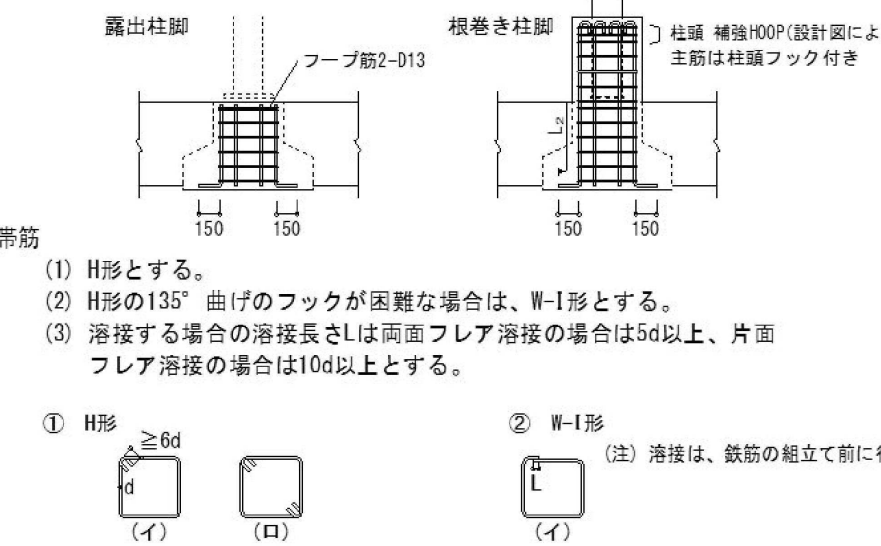
- (注) 1. L_{2h}を確保できない場合は、6. (c) によることができる。

- F. あばら筋の割り付け



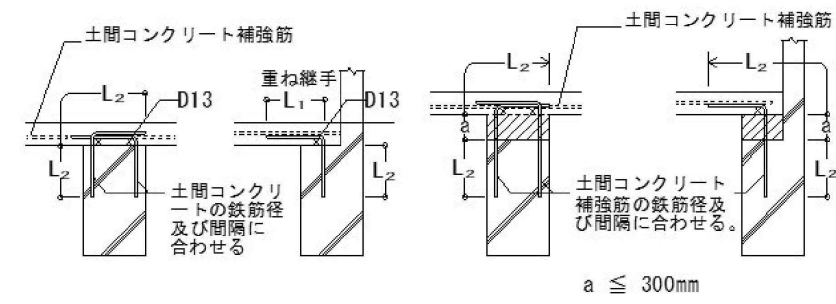
- (注) 1. あばら筋は、柱面の位置から割り付ける。
2. 図中の Pℓ は、特記されたあばら筋の間隔を示す。

9. 基礎柱



10. 土間コンクリートの補強

- A. 土間コンクリートの補強
土間コンクリートの補強筋は、特記による。
なお、基礎梁との接合部は、図 10. 1による。



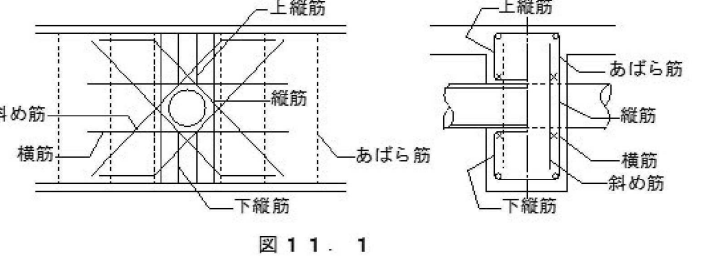
11. 梁貫通孔補強

- (I) H形配筋

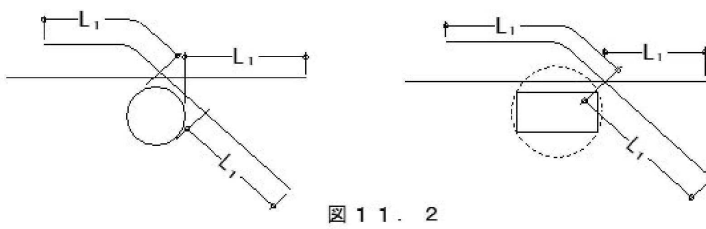
配筋 種別	斜め筋	縦筋	横筋	縦筋	配筋図
H 1	2-2-D13	なし	なし	なし	
H 2		2-2-D13			
H 3	4-2-D13	2-2-D13	2-2-D13	2-2-D13	
H 4					
H 5	4-2-D16	4-2-D13	2-2-D13	3-2-D13	
H 6					
H 7					

- (注) ----- は、一般部分のあばら筋を示す。

1. 梁貫通孔補強筋の名称などは図 11. 1による。



2. 孔の径は、梁せいの 1/3 以下とし、孔が円形でない場合はこの外接円とする。
3. 孔の上下方向の位置は、梁せい中心付近とし、梁中央部下端は、梁下端より 1/3 d の範囲に設けてはならない。
4. 孔の中心位置の限度は、柱及び直交する梁 (小梁) の面から原則として 1.5 D (D は梁せい) 以上離す。ただし、基礎梁、壁付帯梁は除く。
5. 孔が並列する場合の中心間隔は、孔の径の平均値の3倍以上とする。
6. 縦筋及び上下縦筋は、あばら筋の形に配筋する。
7. 補強筋は、主筋の内側とする。また、鉄筋の定着長さは図 11. 2による。
8. 孔の径が梁せいの 1/10 以下、かつ、150mm未満のものは、鉄筋を緩やかに曲げることで、開口部を避けて配筋できる場合は、補強を省略することができる。
9. 溶接金網の余長は1格子以上とし、突出しは10mm以上とする。
10. 溶接金網の貫通孔部分には、鉄筋1-13φのリング筋を取り付ける。
なお、リング筋は、溶接金網に4箇所以上溶接する。
11. 溶接金網の割付け始点は、横筋ではあばら筋の下側とし、縦筋では貫通孔の中心とする。



- (注) 採用する配筋については、特記による。
大臣認定による既製品を使用する場合は、すべて認定内容による。

鉄骨構造標準図 7-3 (溶接A)

特記事項

1 適用範囲

1. 本標準図は「溶接作業基準・同解説、Iアーク溶接、IVサブマージアーク自動溶接、IVガスシールド半自動溶接：日本建築学会」に従い、工場溶接を行う場合に適用する。
2. 特に設計者の指示がある場合はそれに従う。
3. 本図によらない場合は、設計者の承認を受ける。
4. 本構造標準図は、設計者の責任において使用すること。

2 適用鋼材

溶接法		鋼材の記号				板厚 (mm)
M	SS400	SSC400	STKR400	STK400	STK490	2.3～6
M	SS400	SM490YA	STKR400	STK400	STK490	6～25
M	SM400A	SM490B	SN400B・C	SN490B・C		6～32
N G	SM490A	SM520B	SN400B・C	SN490B・C		6～38
G	SN400B・C	BCR295	BCP235	BCP295		6～45
S	SN400B・C	SN490B・C				6～45
	SM400B	SM400C・SM520C		SM570		6～50

予熱は、鉄骨工事技術指針に従い行うものとする。技術指針に該当しない鋼材については、必要な試験を行った上、適切な熱管理のもとで運用してよい。

3 適用溶接法と記号

- M アーク手溶接
- NG ノンガスシールドアーク半自動溶接
- G ガスシールドアーク半自動溶接
- S サブマージアーク自動溶接
- C 突合せ溶接
- F 部分溶け込み溶接
- P すみ肉溶接
- T T継ぎ手
- L 角継ぎ手
- B 突合せ継ぎ手
- I I形
- V V形
- レ レ形
- K K形
- X X形
- B 裏あて金
- 1 片面溶接
- 2 両面溶接 M C, NG C, G C, は、表はつりをする。
- (例) M C-T L-B 1=アーク手溶接突合せレ形T継ぎ手-裏あて金付き片面溶接

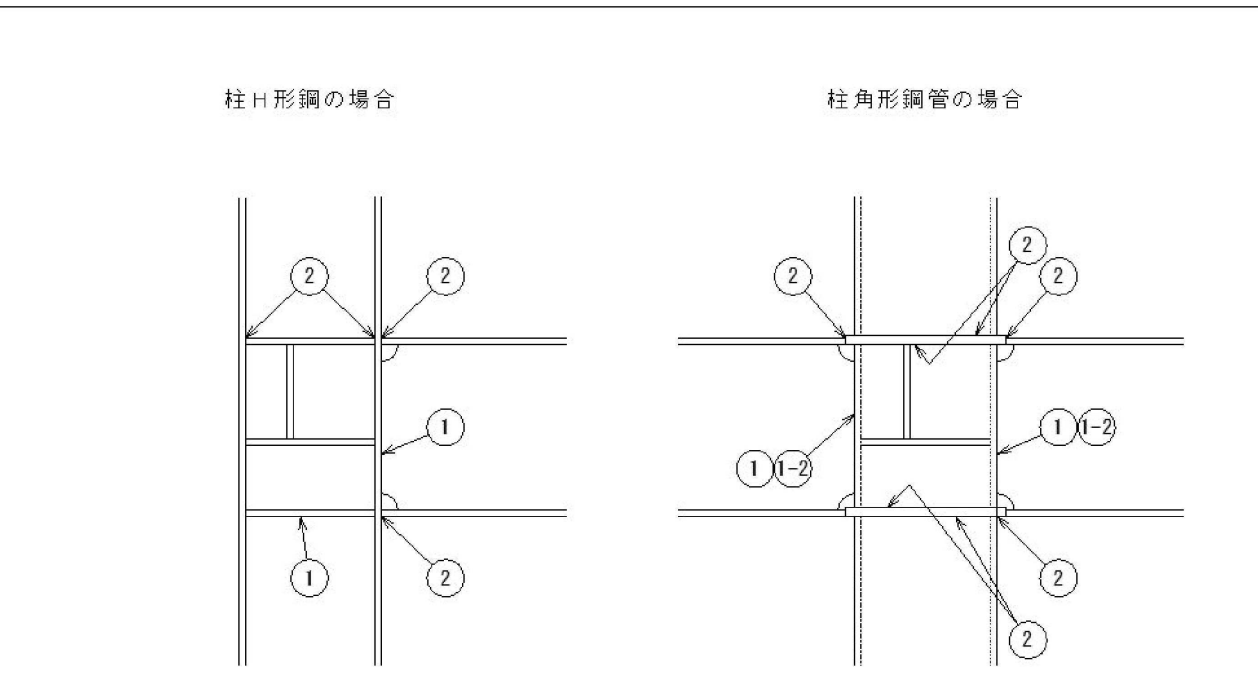
4 溶接姿勢

- F 下向姿勢
- H 水平又は、横向姿勢
- V 立向姿勢
- O 上向姿勢
- 手溶接における姿勢は、特記あるものを除き、原則として下向とする。

5 その他

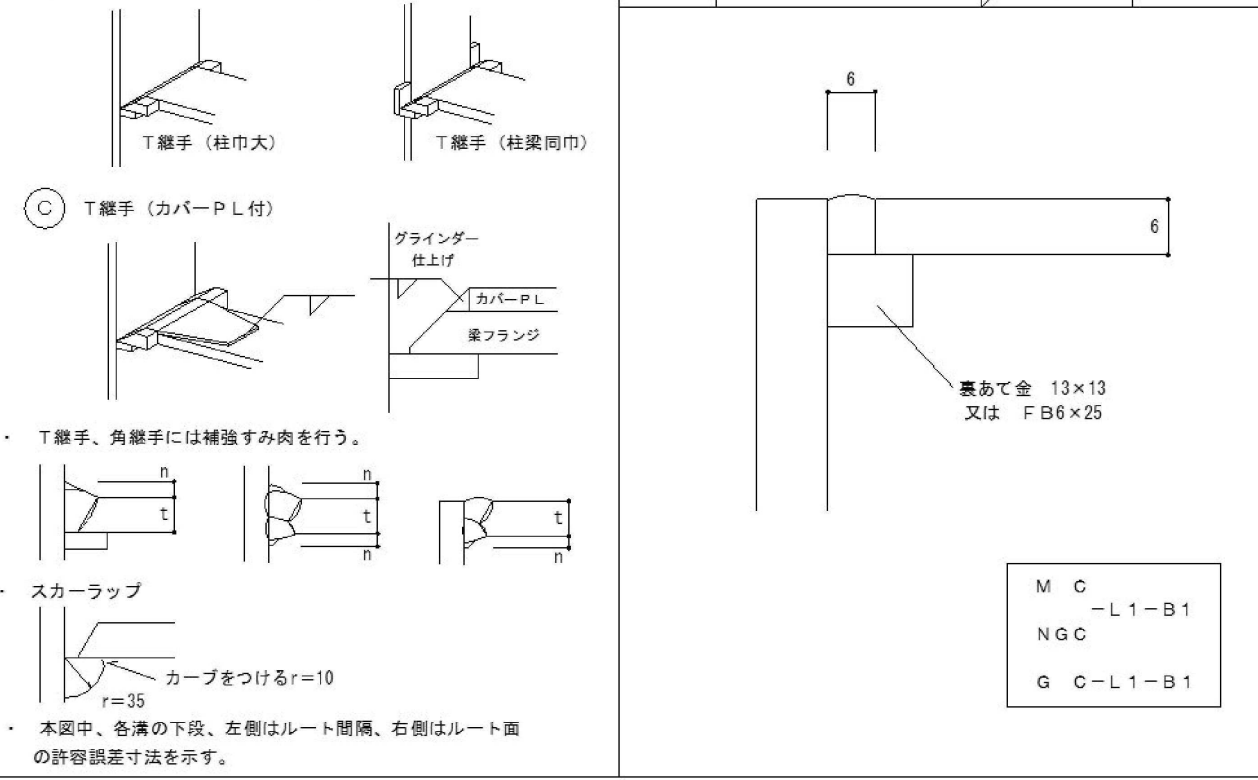
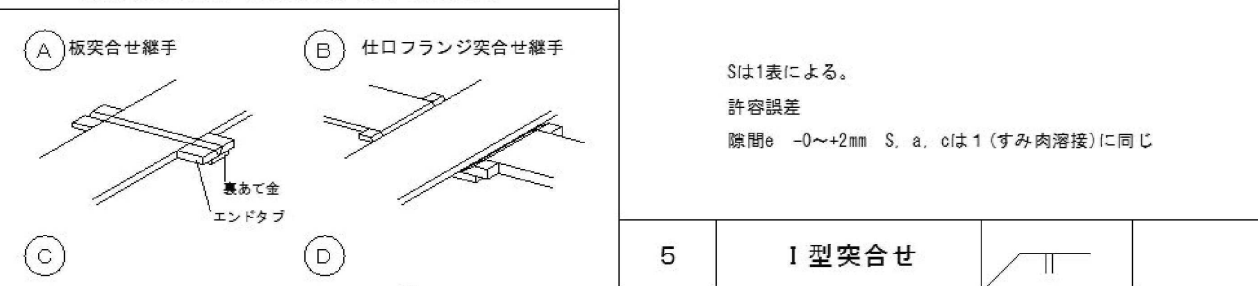
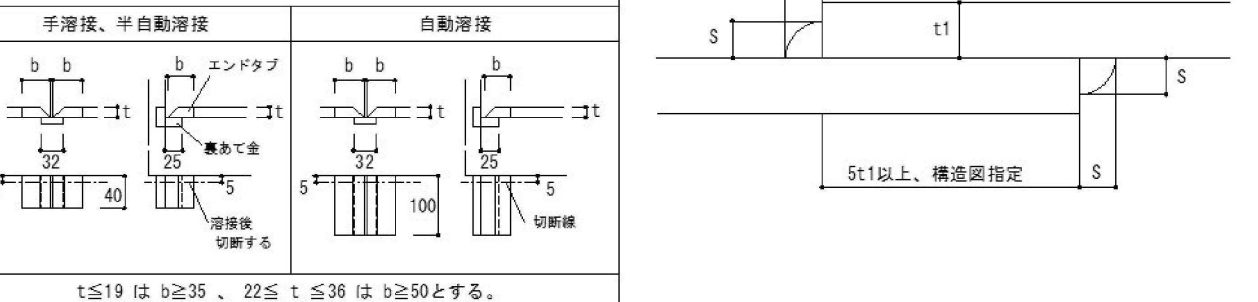
1. 使用板厚は半自動、自動溶接の場合は6mm以上とする。
2. 手溶接において、1層目の溶接を行う棒径は4mm以下とする。
3. 寸法の許容誤差で図示したもの以外は、下記による。
- a 開先角度は、 $-3^{\circ} \sim +5^{\circ}$ とする。
- b 裏あて金のすきまは0とし許容誤差は、 $-0 \sim +1$ とする。
- c 重ね継ぎ手のすきまは0とし許容誤差は、 $-0 \sim +2$ とする。
- d グループ溶接部の相互の目違いは0とし、許容誤差は、 $-1 \sim +1$ とする。
- e 突き合わせ溶接及び部分溶け込み溶接の余盛の高さは、特記なき場合は、右記詳細図によるものとする。

6 仕口部溶接図示例

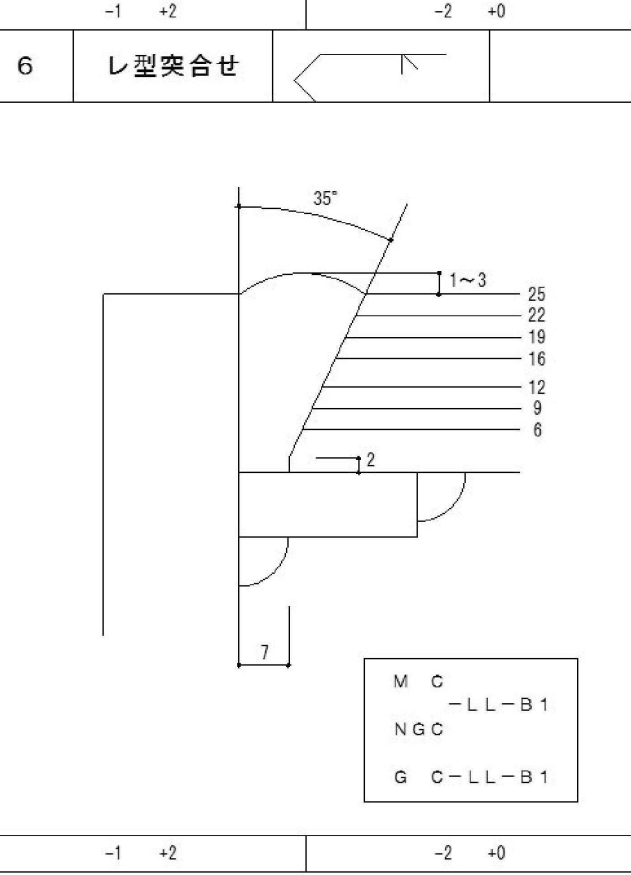
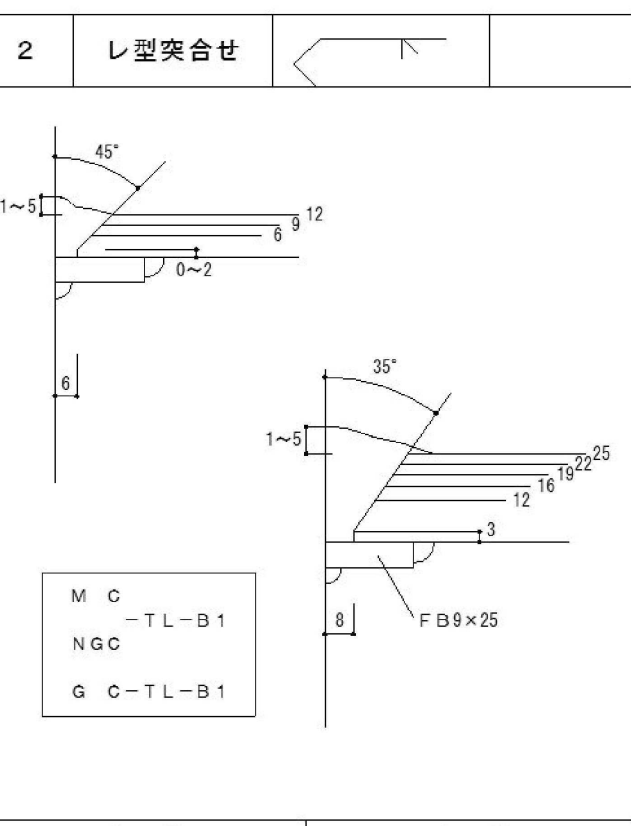
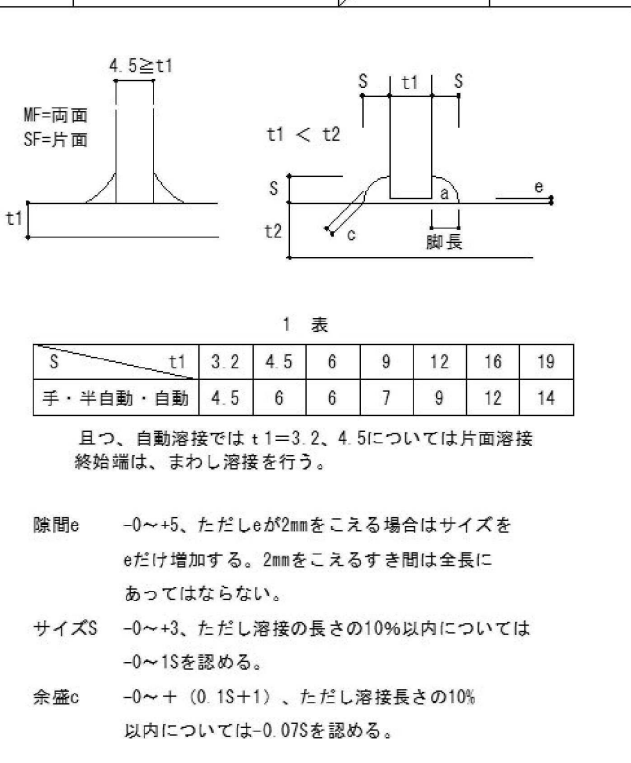


7 エンドタブ、裏あて金、補強隅肉、スカールアップ

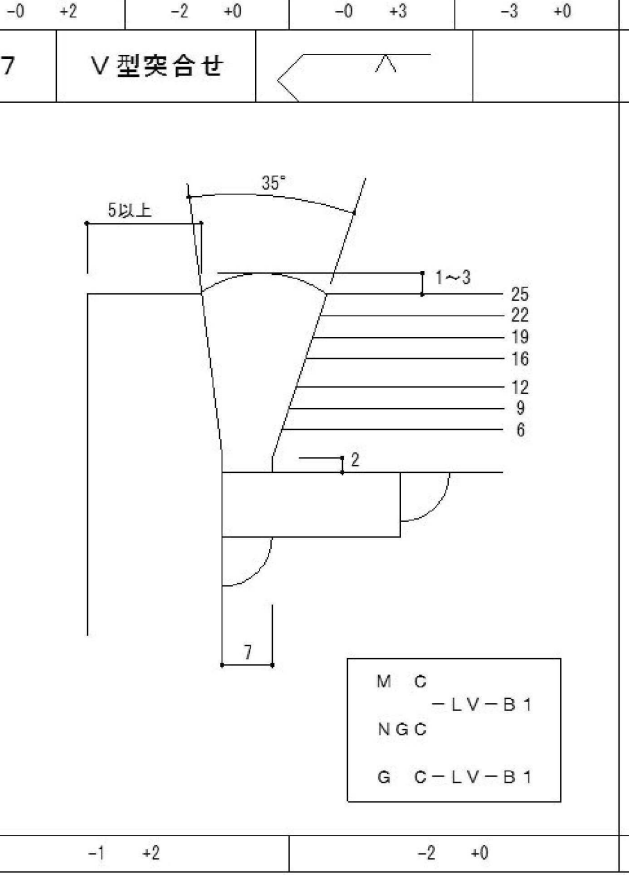
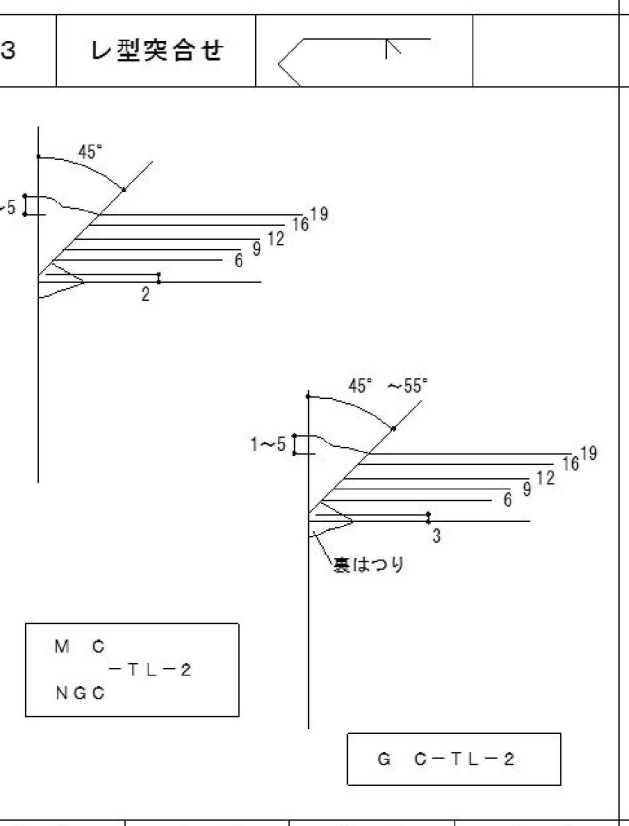
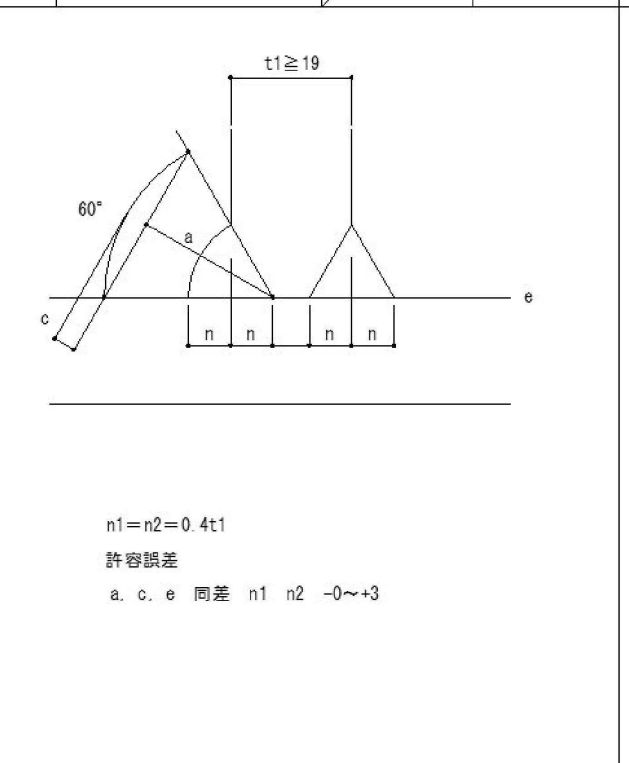
- ・ 突合わせ溶接の両端にはエンドタブを取付け、アークの開始および終了点とする。 寸法は下図による。
- ・ 裏あて金の厚さは、母材の厚さ6mmの場合6mm、25mmまでは9mm、25mm以上は12mmとする。
- ・ スチール製エンドタブに替えてフラクスタブ・セラミックスタブを監督員の承認を得て使用する事ができる。



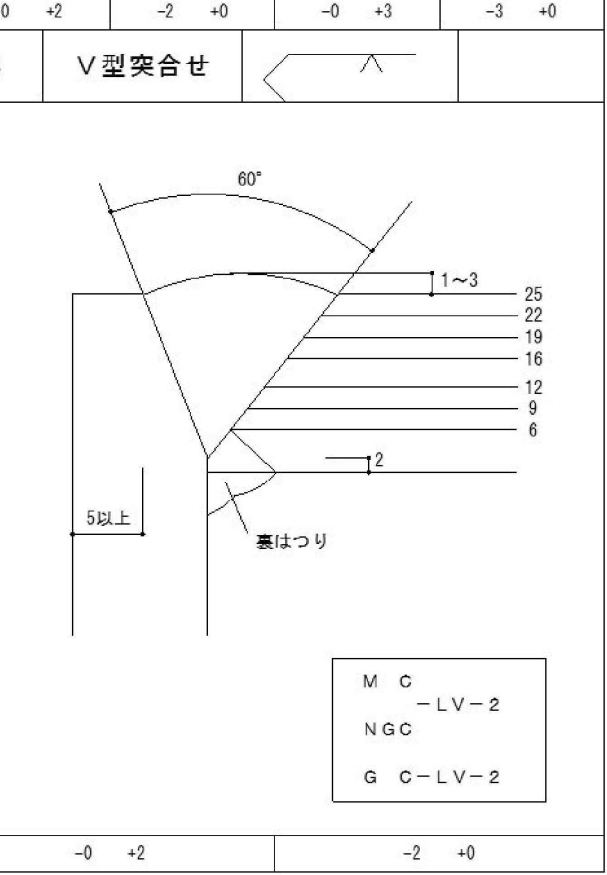
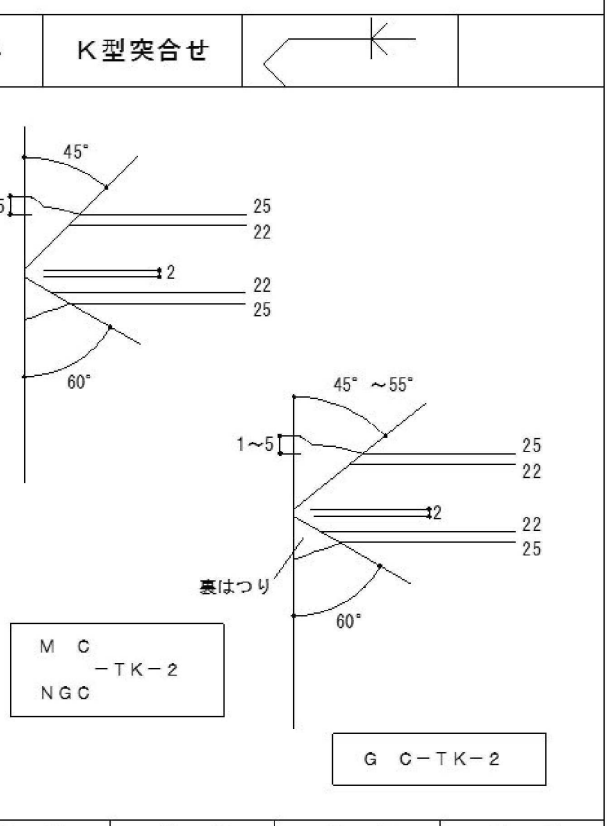
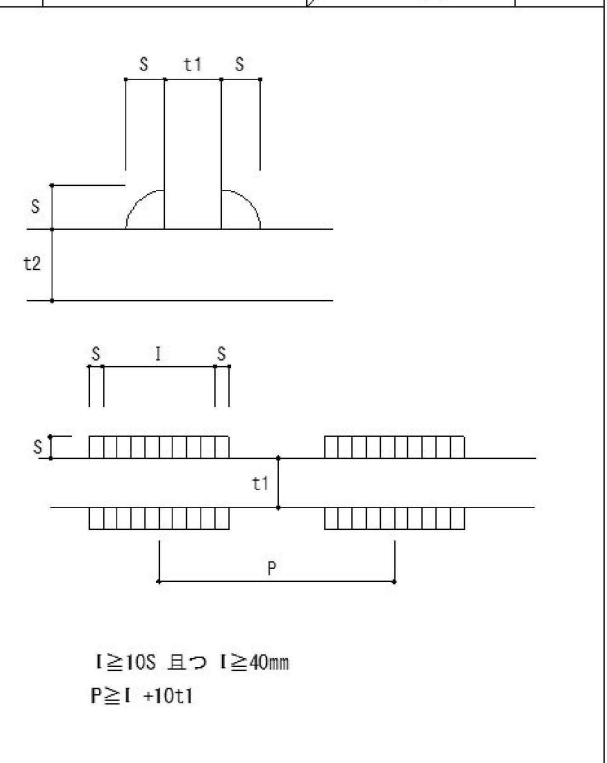
1 すみ肉溶接

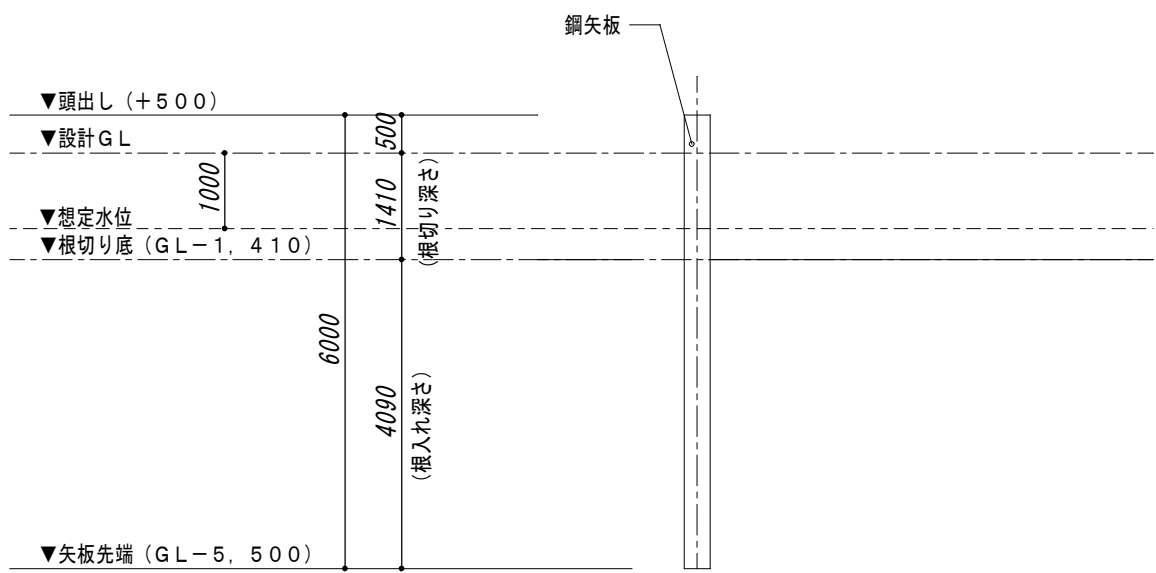
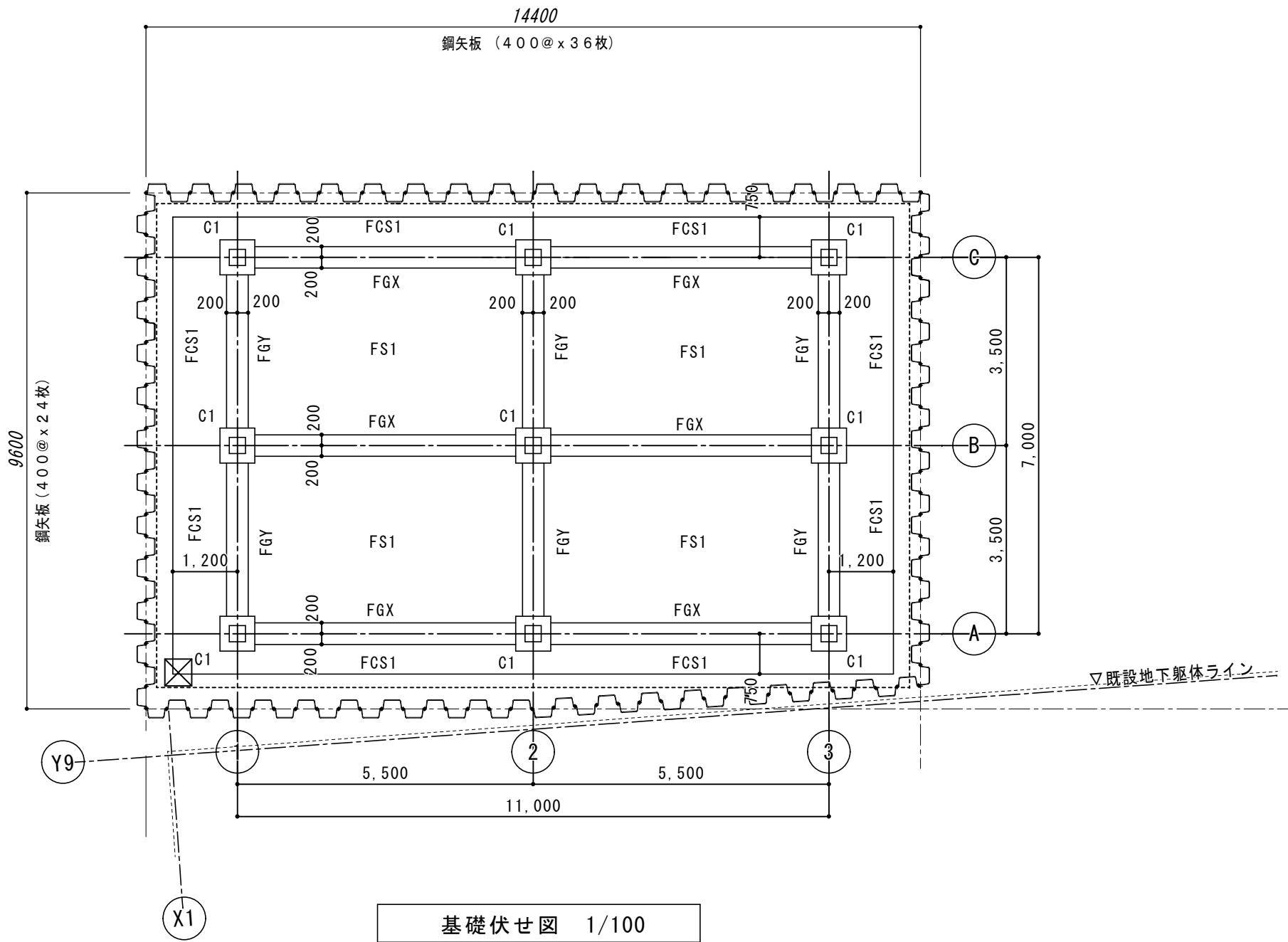


1-2 K型すみ肉溶接



1-3 断続すみ肉溶接

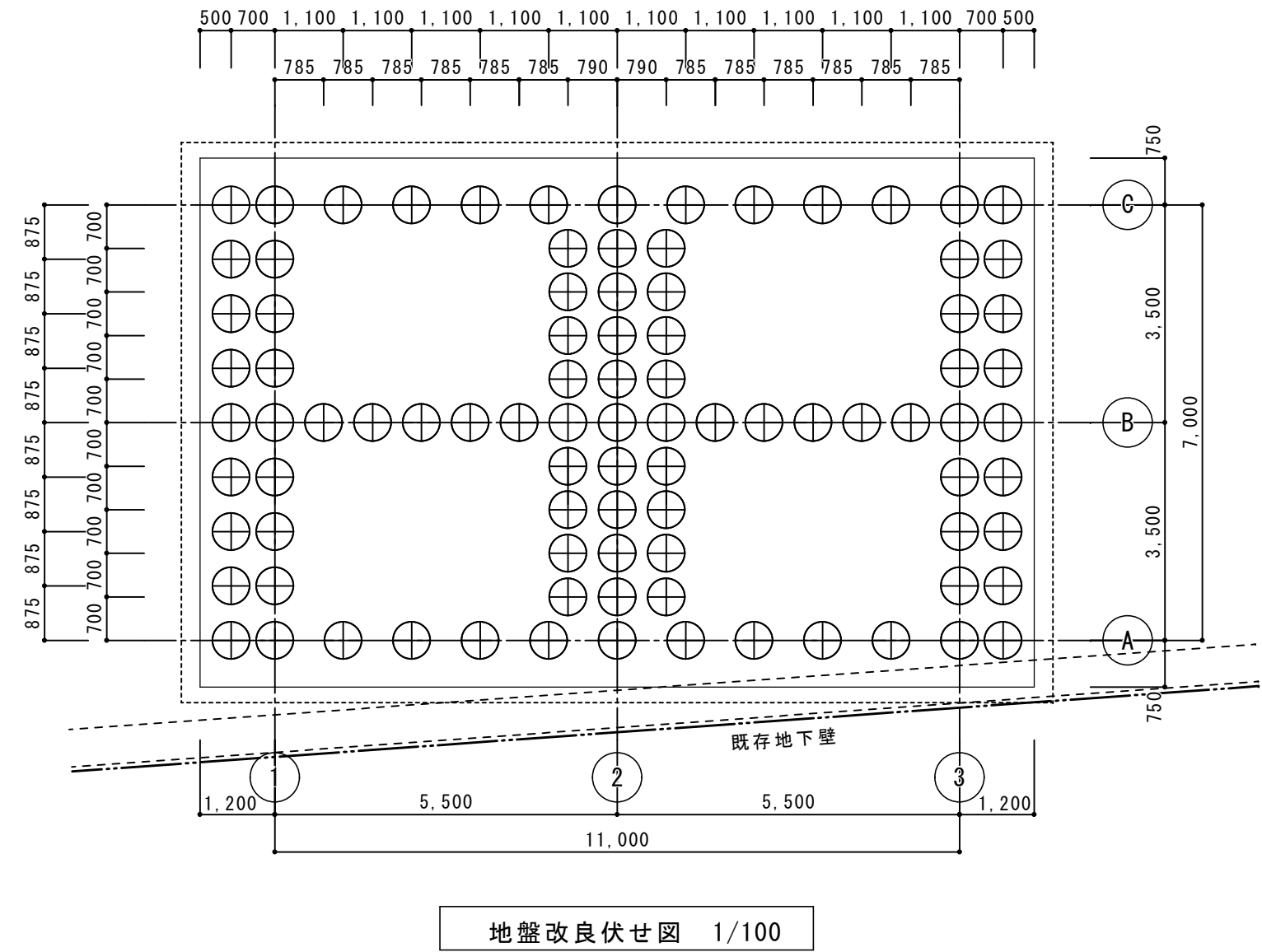




土留め計画図 1/100

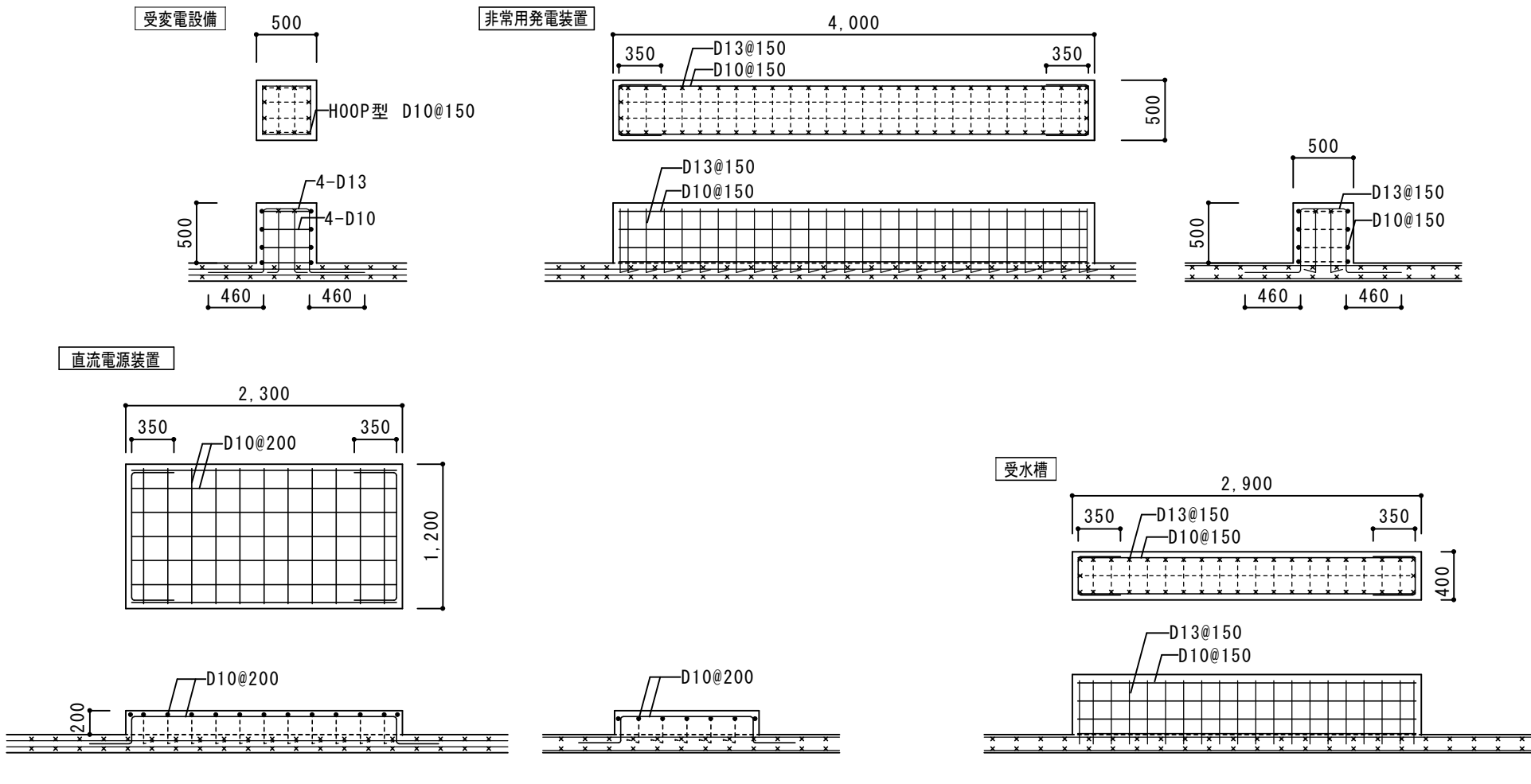
基礎特記事項			
基礎	直接基礎		
	設計地耐力（基礎ベース下）		FeL=50 kN/m ²
鉄筋コンクリート	基礎・地中梁	F0=21N/mm ²	スランブ 15cm
	2階床	F0=21N/mm ²	スランブ 15cm
	土間コンクリート	F0=18N/mm ²	スランブ 15cm
	捨てコンクリート	F0=18N/mm ²	スランブ 15cm
鉄筋	D10～D16	SD295	重ね継ぎ手
	D19	SD345	圧接
（注）配筋は 建築工事標準仕様書 令和4年版による			

鉄骨特記事項			
鉄 骨	材 料	柱	BCR295
		梁	SS400, SM490A
		鋼板	SS400, SN490C (特記無き場合は、SS400とする)
		高力ボルト	●溶融亜鉛めっき高力ボルト (F8T 相当)
		溶融亜鉛めっき高力ボルト接合工法施工管理要領 (溶融亜鉛めっき高力ボルト技術協会) による。	
		錆止め塗装 ●溶融亜鉛めっき A種	
超音波探傷試験	1. 自社検査	完全溶込み溶接部、全数とする。	
	2. 第三者検査	検査会社との契約者は、鉄骨製作者を除く次のいずれかとする。	
	a. 建築主	b. 工事監理者	c. 工事施工者 (元請)
	検査方法は、「建築工事標準仕様書」令和4年版による。		
その他特記無き事項は、「建築工事標準仕様書」令和4年版による。			

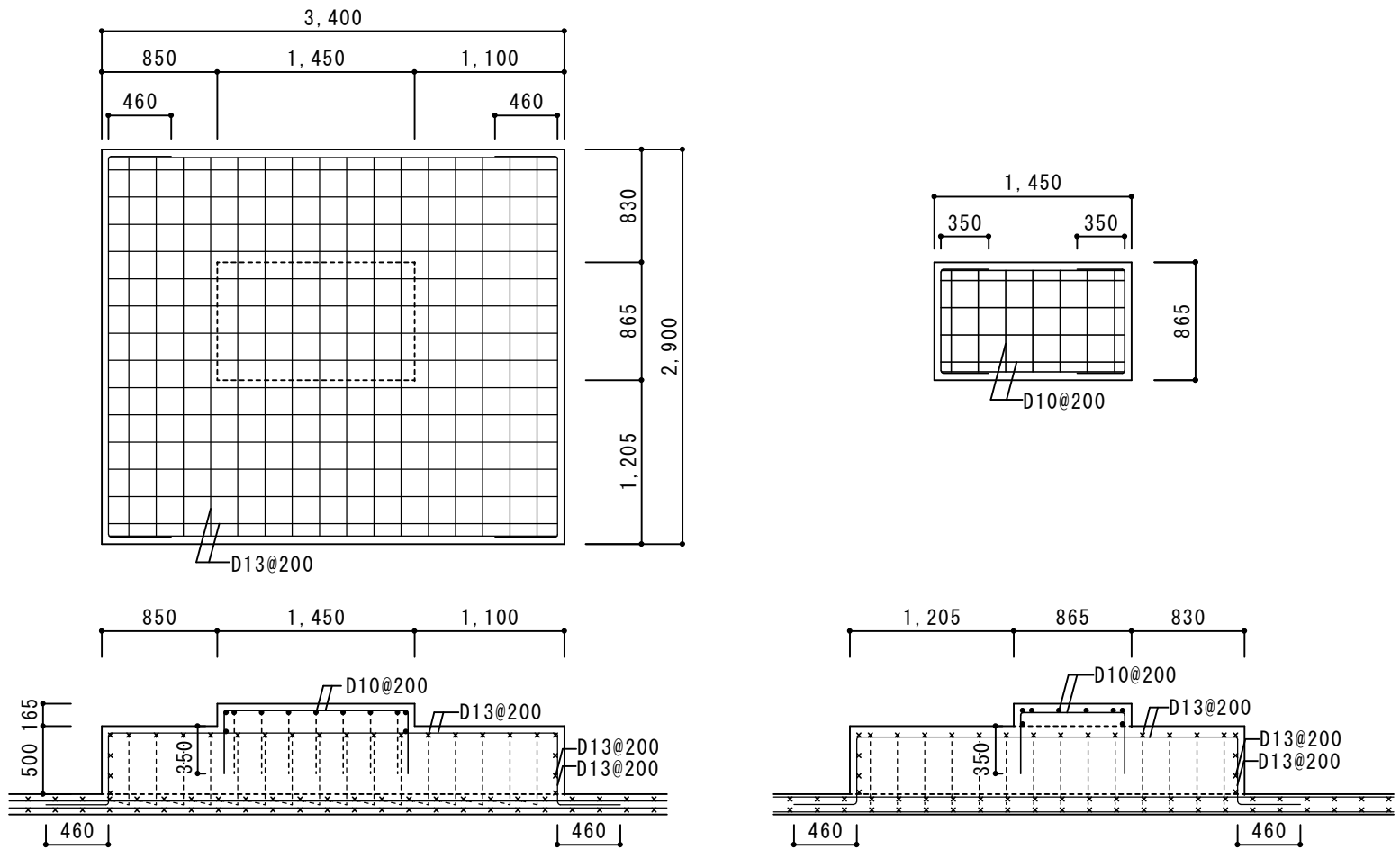


地盤改良特記事項	
工法	深層混合処理工法
径	改良径 φ600
杭長	先端深度 GL-8.50m
本数	本数 91本
設計基準強度	Fc =900kN/m ²
長期地耐力	Lfe=50kN/m ²

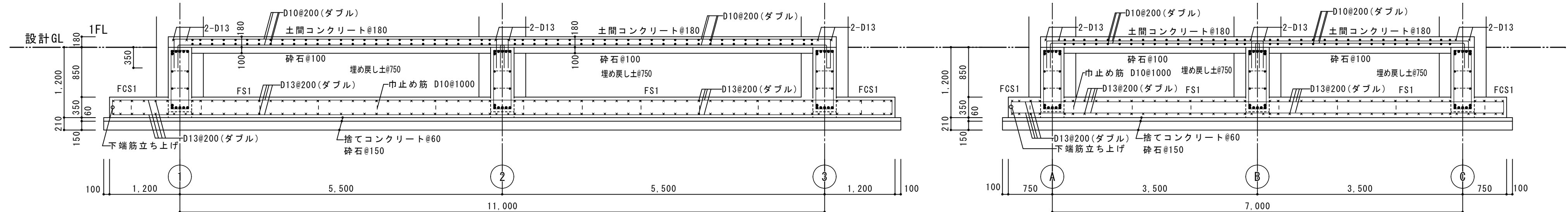
R 階架台基礎配筋図 1/50



ポンプ室



基礎底盤配筋図 1/50

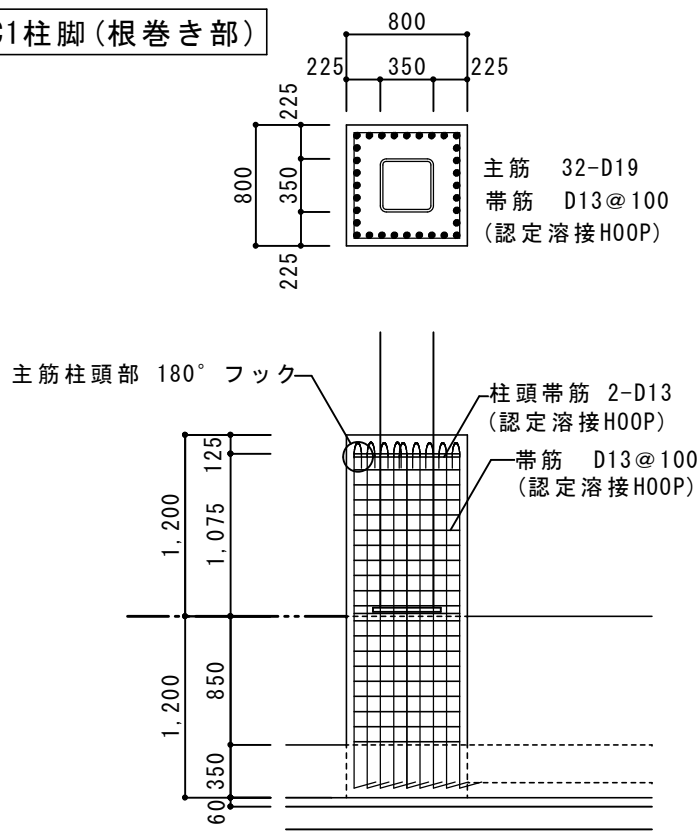


地中梁リスト		注) 巾止め筋は、D10@1000とする。	
記 号	FGX	FGY	
位 置	端部	中央	端部 中央
地 中 梁	※ 1 階は土間コンクリートのため増打ち補強筋は不要		
	設計 GL 1FL		
B X D	400X1100		400X1100
上端主筋	5/2-D19	5/2-D19	5/1-D19 5/1-D19
下端主筋	5/2-D19	5/2-D19	5/1-D19 5/1-D19
あばら筋	2-D13@200		2-D13@200

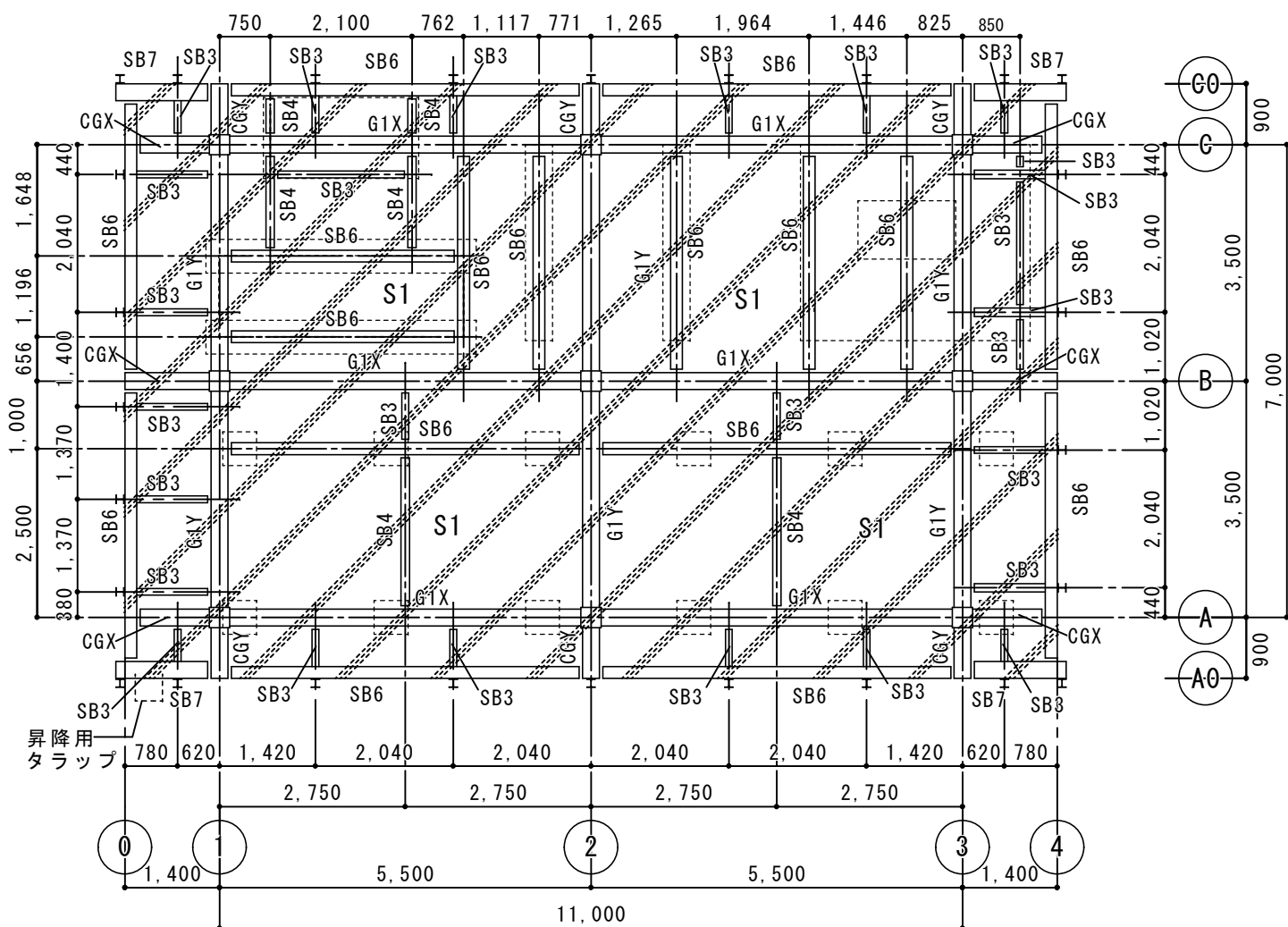
基礎底盤、床 リ ス ト					
符 号	厚 さ	位 置	主 筋	配力筋	備 考
S1	t=150	上 端 筋	D13@200	D13@200	主筋 Y方向 配力筋 X方向
		下 端 筋	D13@200	D13@200	
FS1 FCS1	t=350	上 端 筋	D13@200	D13@200	主筋 X方向 配力筋 Y方向 捨てコンクリート@60 砕石@150
		下 端 筋	D13@200	D13@200	

※土間コンクリートは厚さ180とし、配筋をD10@200ダブルとする

C1柱脚(根巻き部)



R 階 伏せ図 1/100



鉄骨部材リスト

(注)鉄骨大梁継ぎ手位置は、軸組に特記した柱面より550以上とする。

梁部材リスト			
G1X, G1Y	端 部	H-340X250X9X14	(SM490A)
	中 央	H-340X250X9X14	(SS400)
CGX, CGY	全断面	H-340X250X9X14	(SS400)
—SB1—	全断面	H-150X75X5X7	(SS400)
—SB2—	全断面	H-175X90X5X8	(SS400)
SB3	全断面	H-200X100X5. 5X8	(SS400)
SB4	全断面	H-250X125X6X9	(SS400)
SB5	全断面	H-300X150X6. 5X9	(SS400)
SB6	全断面	H-350X175X7X11	(SS400)
SB7	全断面	H-340X250X9X14	(SS400)
SC1	全断面	H-125X125X6. 5X9	(SS400)
防音壁下部補強 (SB0)	全断面	[-125X65X6X8	

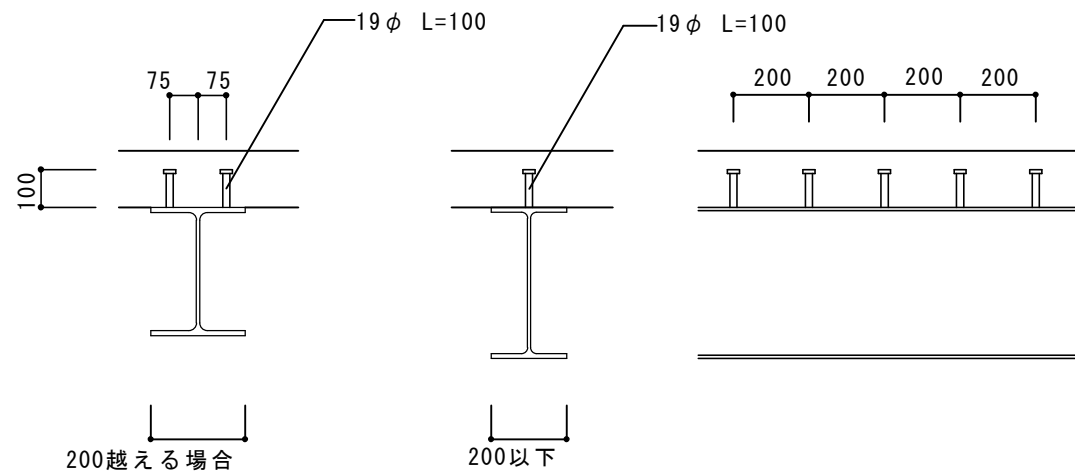
柱部材リスト

C1	1 階	□-350X350X16	(BCR295)
		根巻き柱脚 BxD=800X800 H=1200	
		主筋 9-9-32-D19 H00P D13@100	
		A. BOLT 4-M24 (ABR490)	
		B. PL-25 (SN490C)	

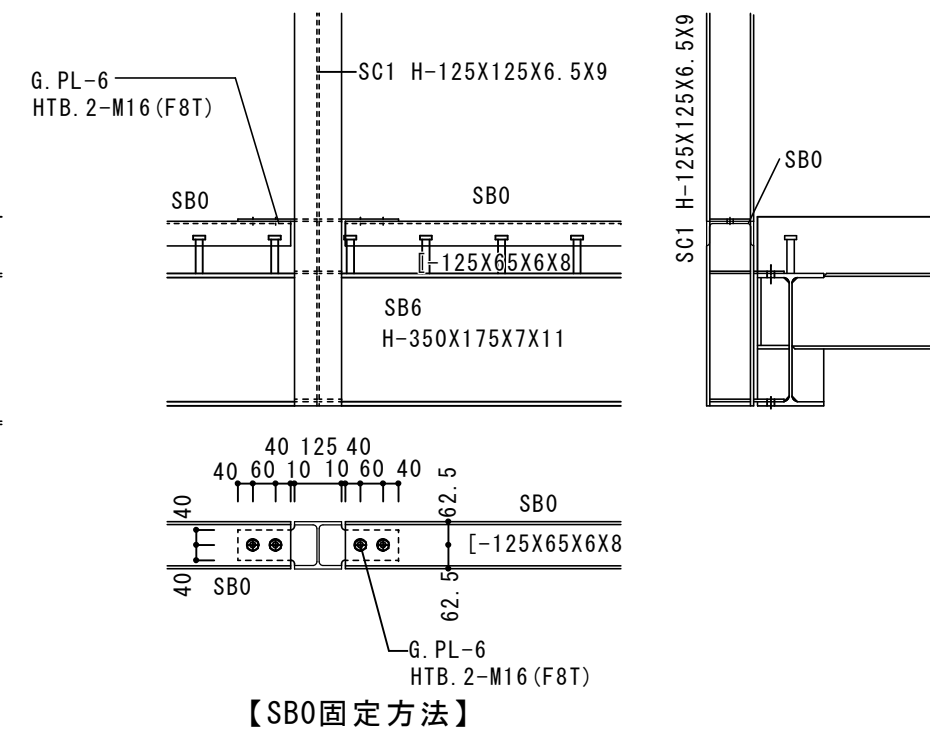
その他部材リスト

2 階床	S1	コンクリートスラブ t=150 (Fc21)
		スラブ鉄筋 上下共D13@200 (ダブル)
		主筋 Y方向 配力筋 X方向

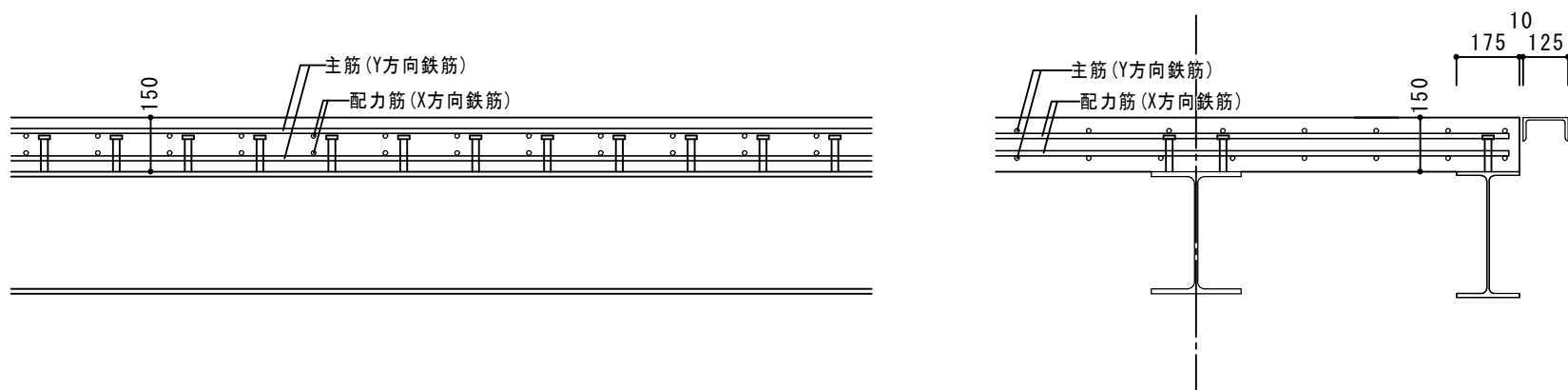
梁スタッドボルト 1/20



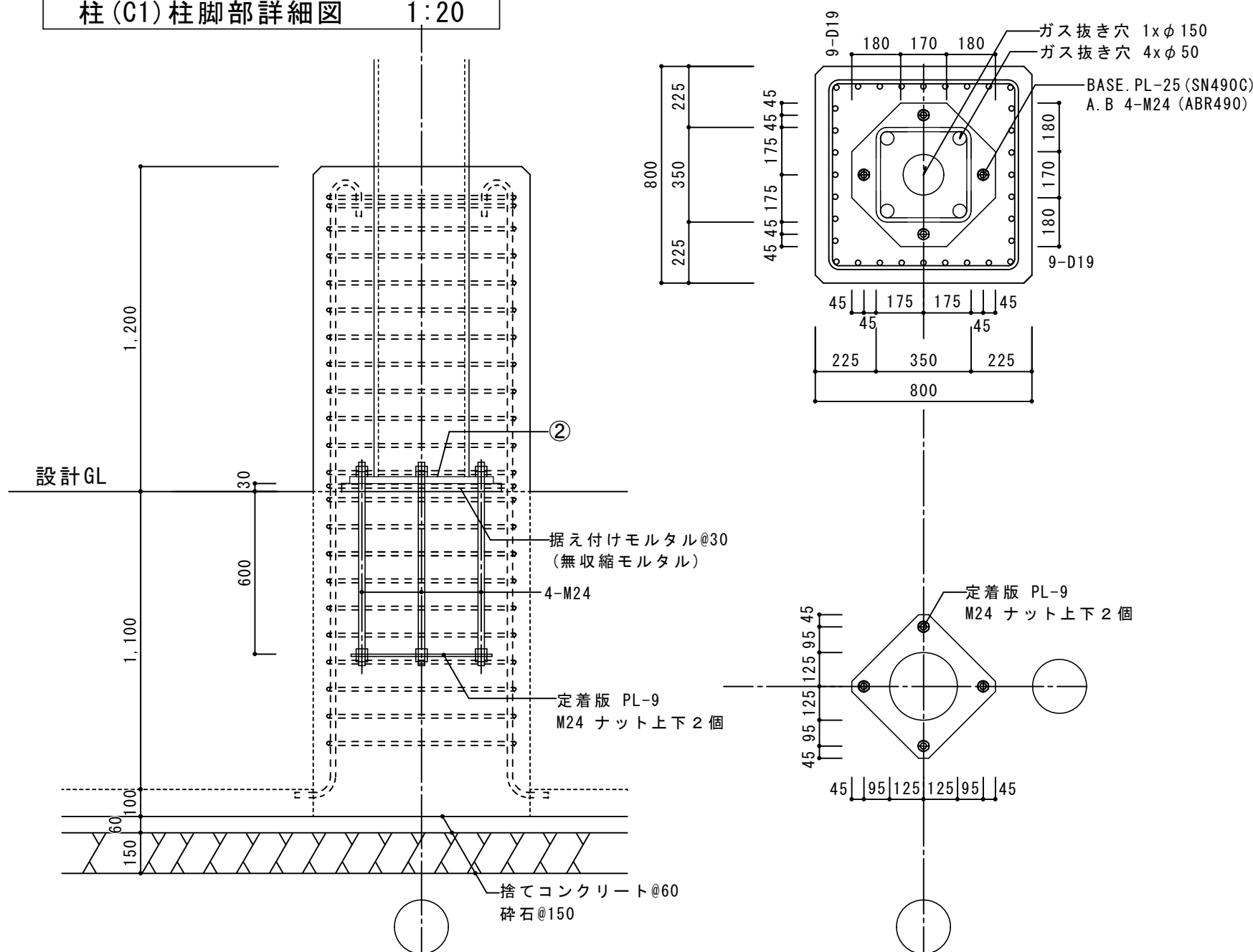
防音壁下部補強 1/20



スラブ (S1) 配筋 1/20



柱 (C1) 柱脚部詳細図 1:20



徳島県土整備部営繕課

●工事名
R 8 営繕 徳島保健所 徳・新蔵 受変電設備等改修工事建築●図面名
屋外設備機械架台 R階伏せ図、部材リスト、柱脚部詳細図●図面番号
S-06●縮尺
1/100, 1/20

阿波ミライズ設備設計 株式

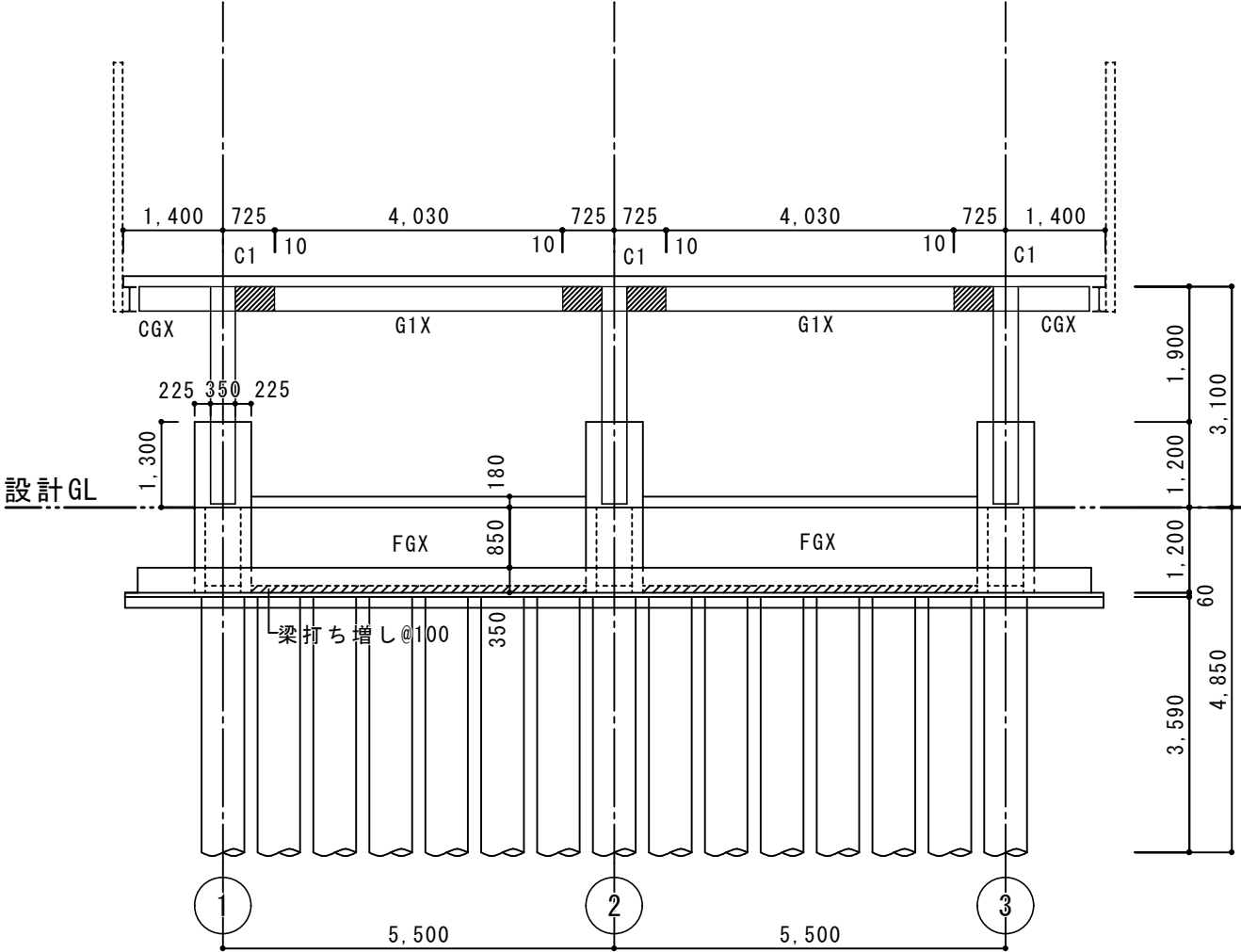
会社

建築設備士登録番号 第29E1-0339P号 八田知樹

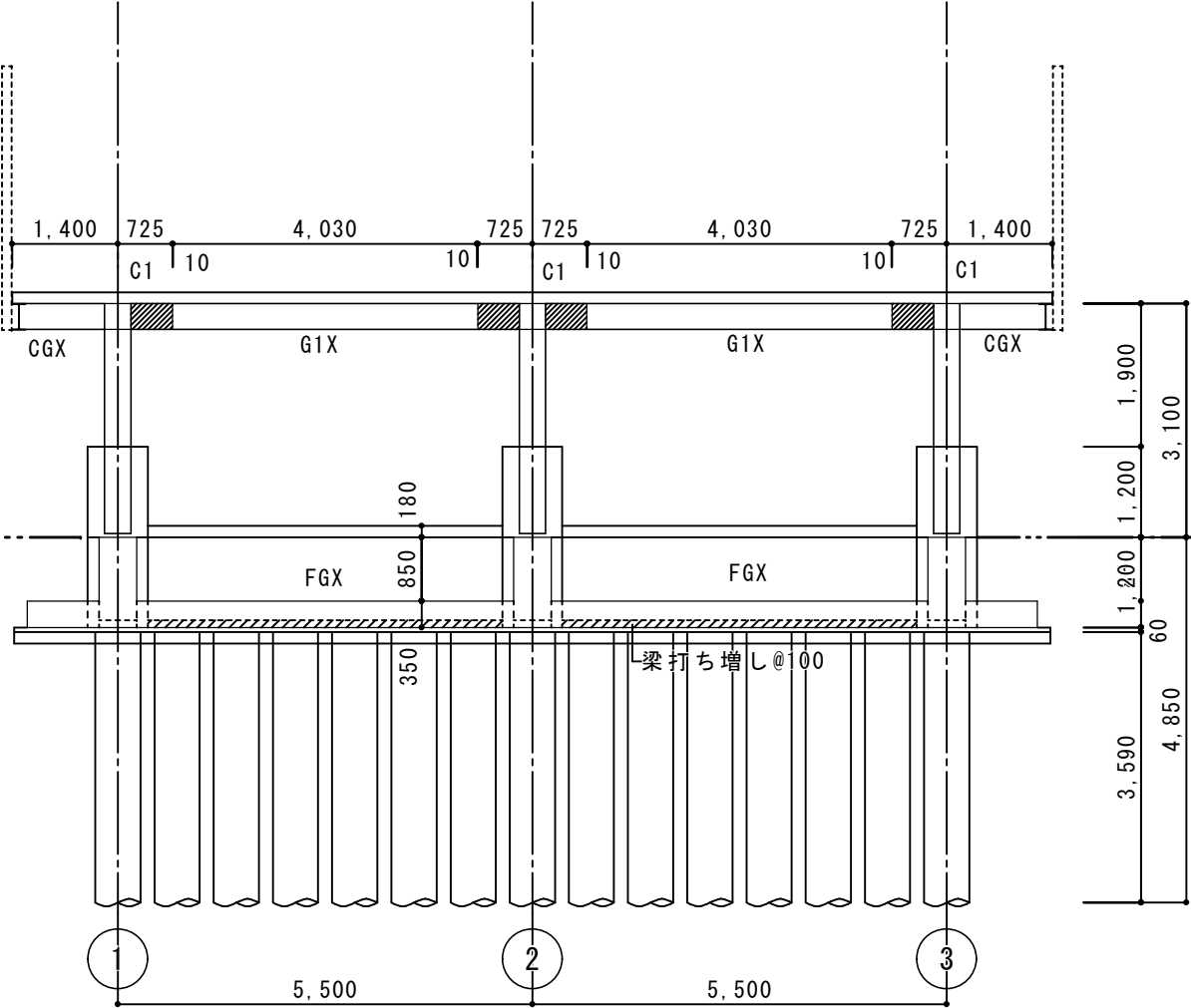
〒770-0854 徳島市徳島本町2丁目4 O 番地徳島本町ビル3階

TEL:088-677-9525 (代)

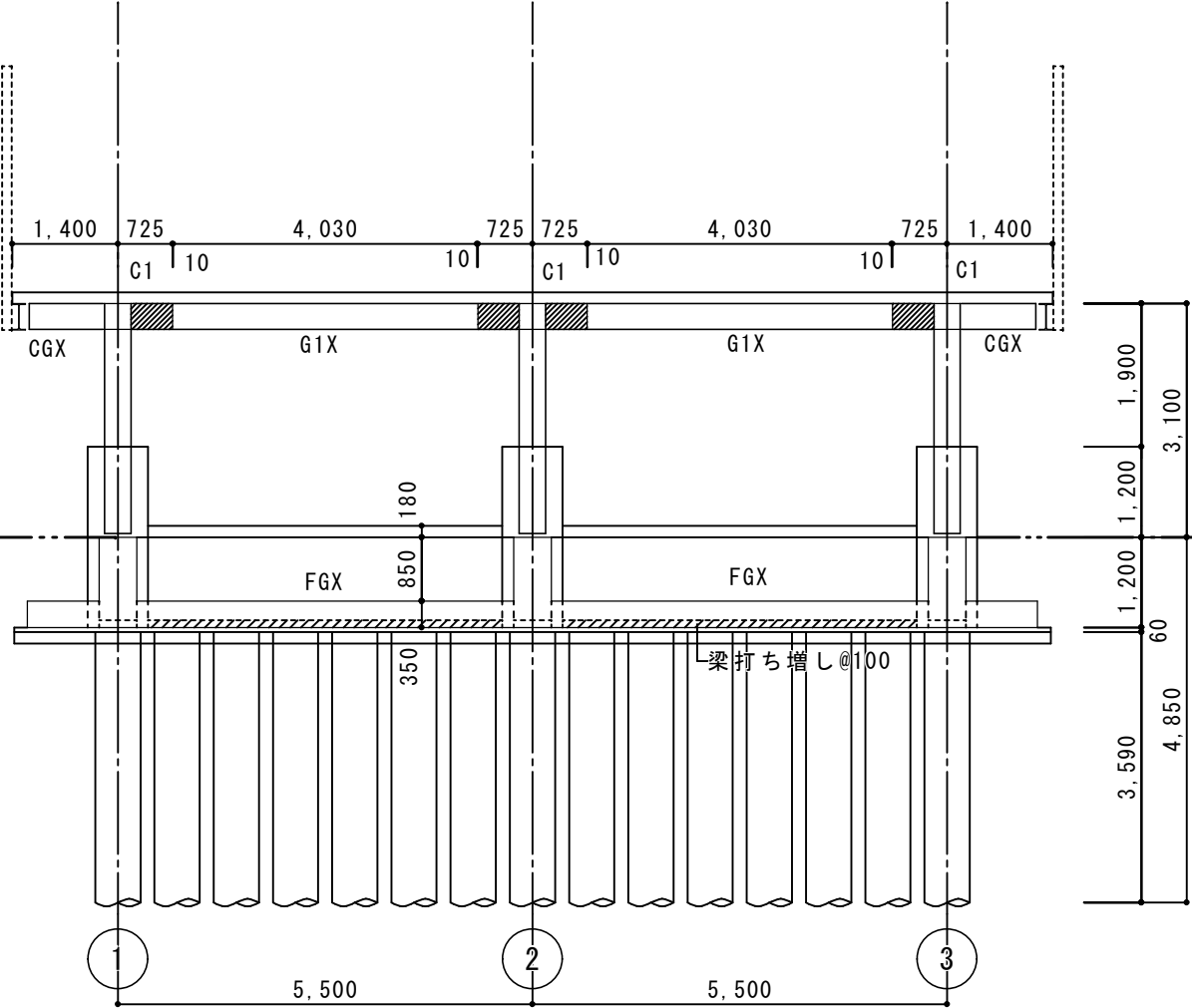
A 通り



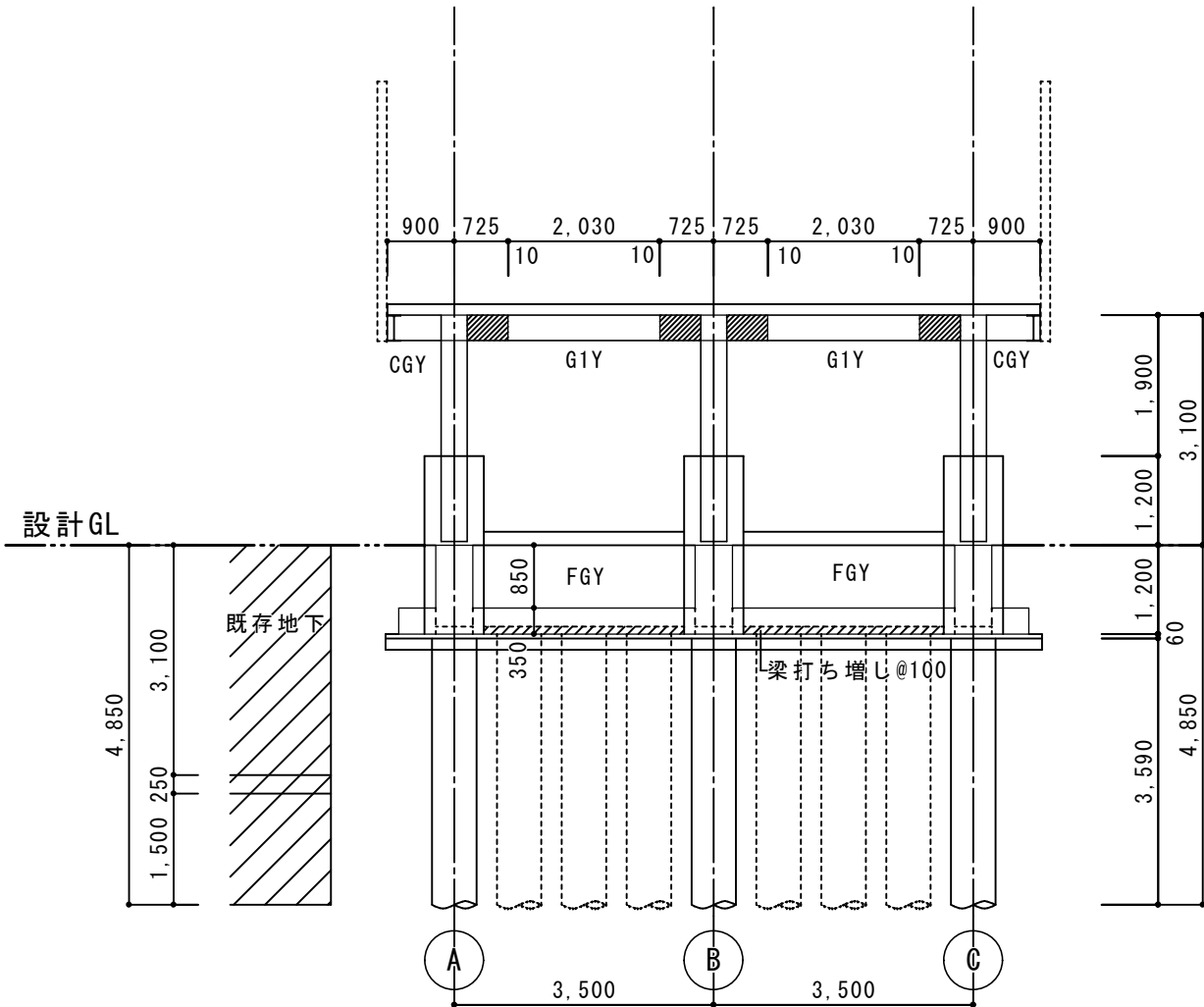
B 通り



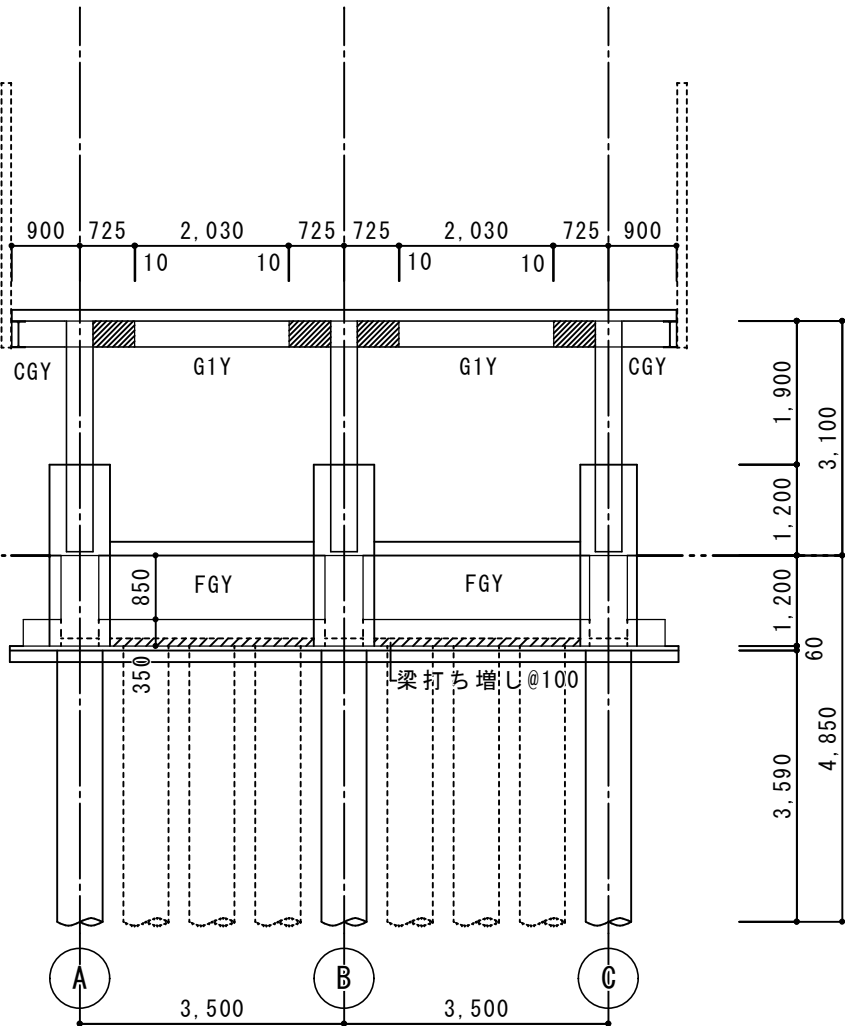
C 通り



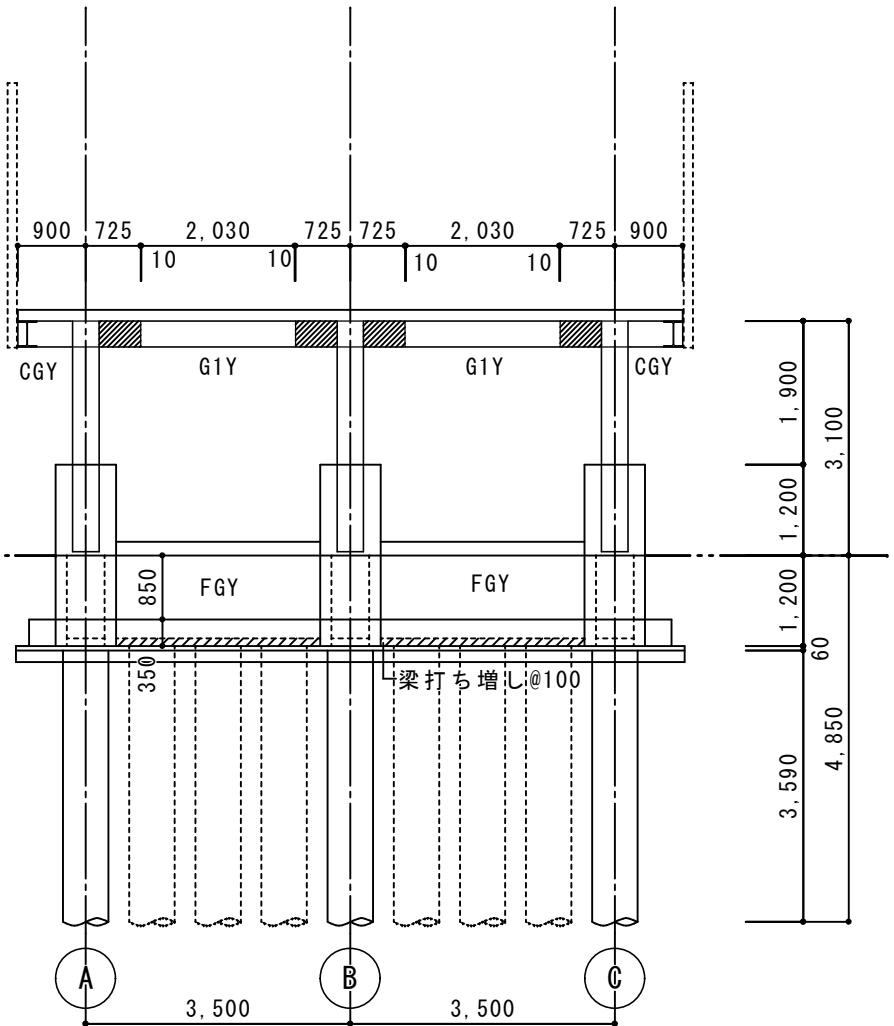
1 通り



2 通り

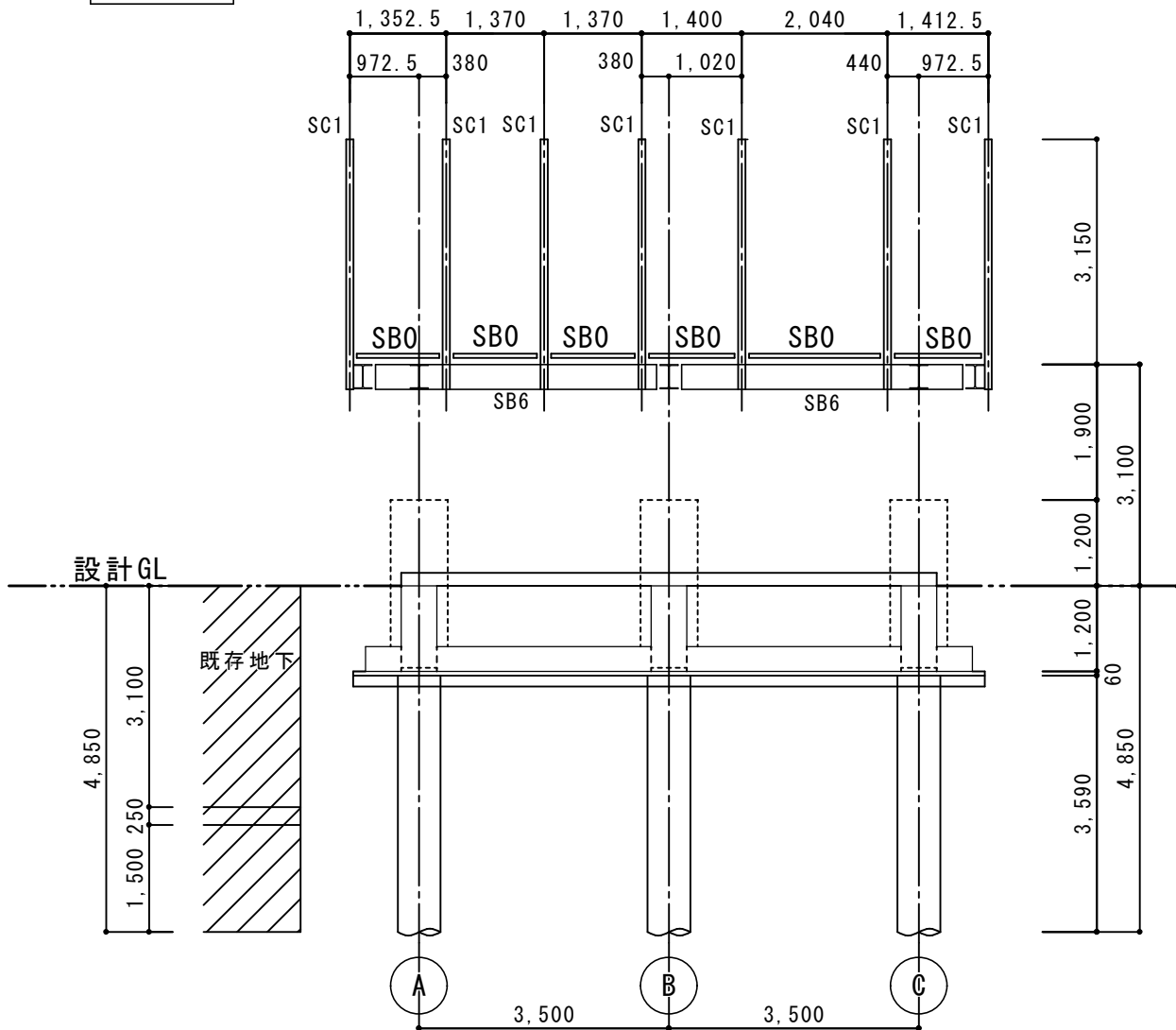


3 通り

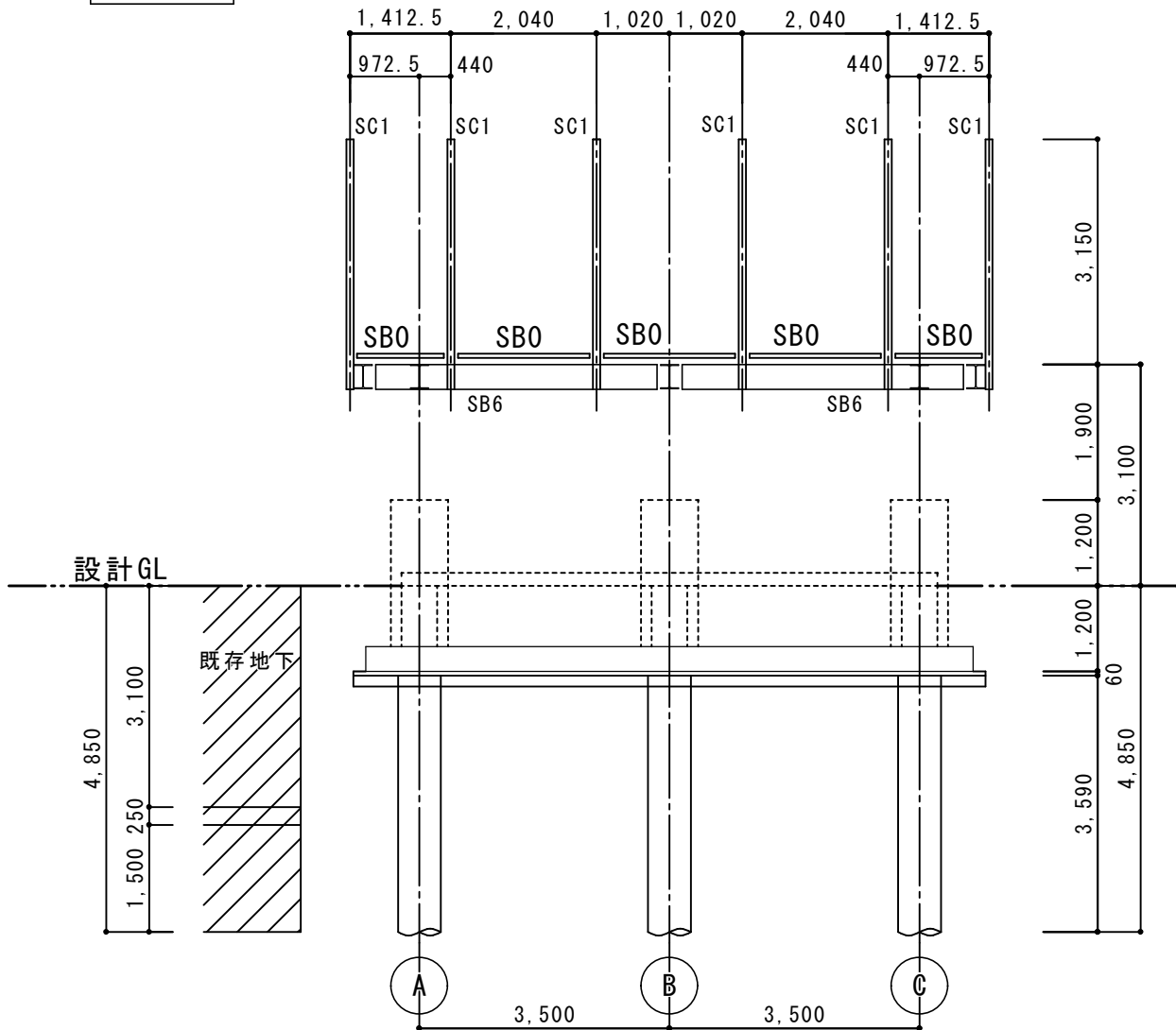


		徳島県土整備部営繕課	●工事名 R 8 営繕 徳島保健所 徳・新蔵 受変電設備等改修工事建築	●図面番号 S-07	阿波ミライズ設備設計 株式会社 建築設備士登録番号 第29E1-0339P号 八田知樹 〒770-0854 徳島市徳島本町2丁目4 O 番地徳島本町ビル3階 TEL:088-677-9525 (代)
			●図面名 屋外設備機械架台 軸組図 N01	●縮尺 1/100	

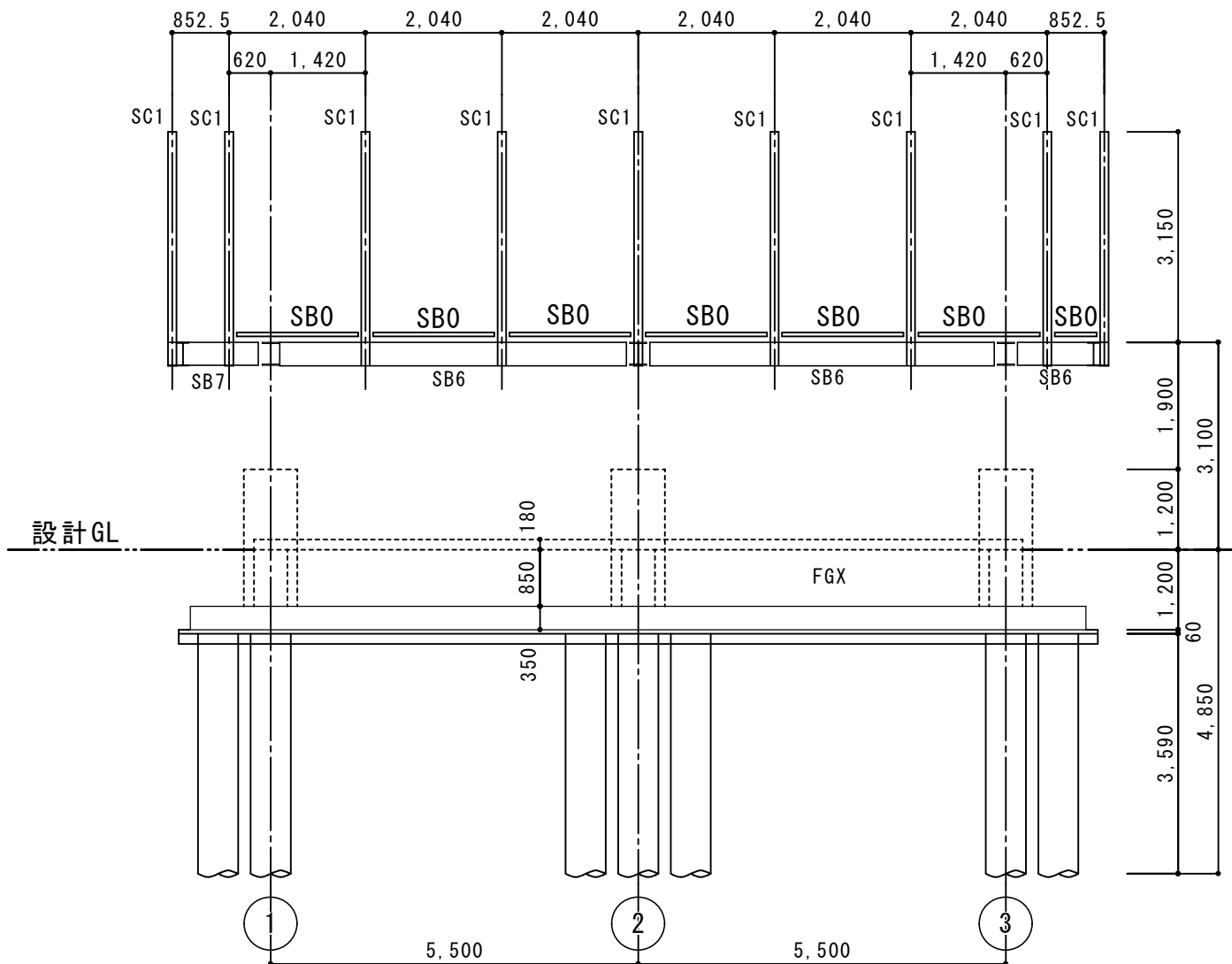
0 通り



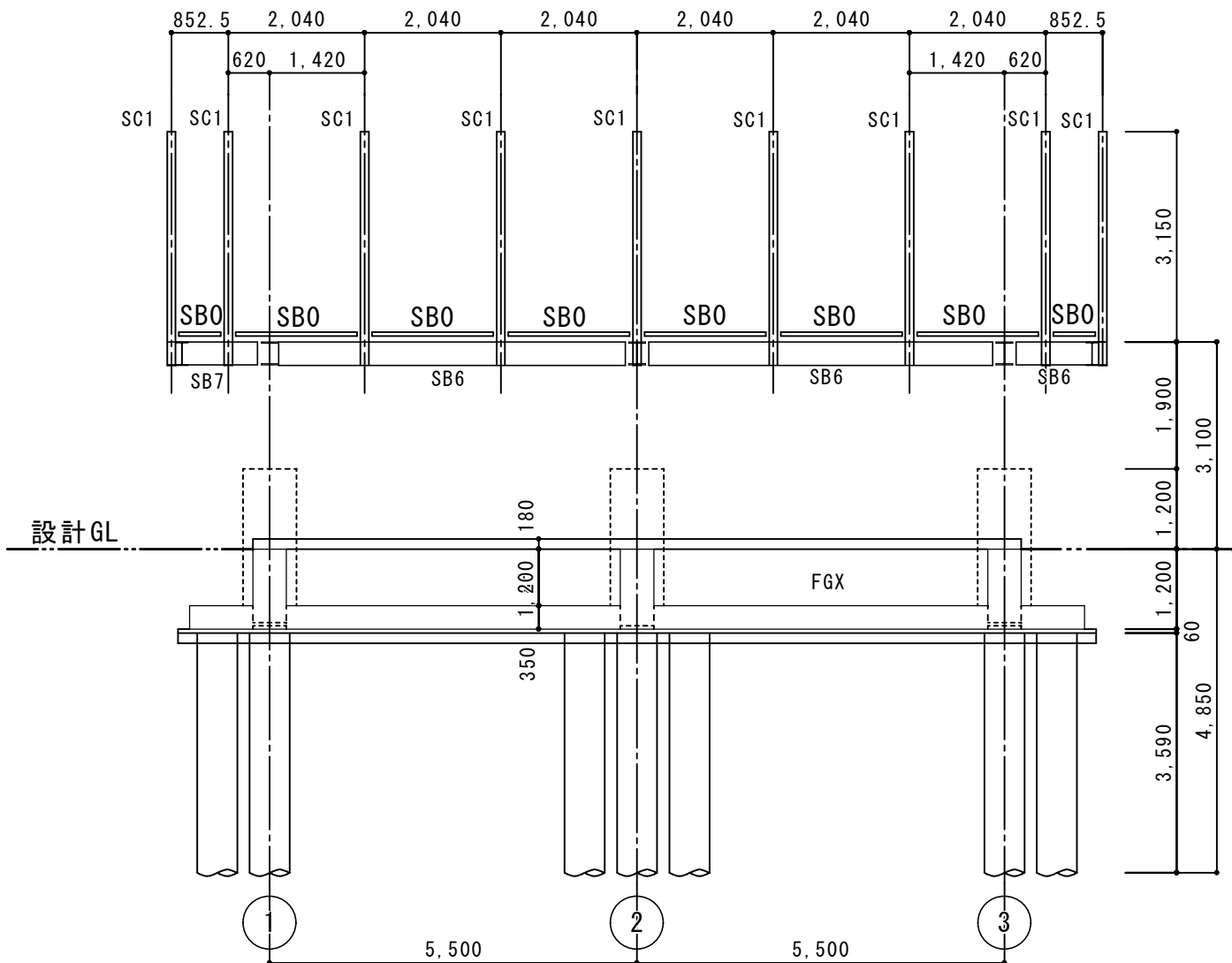
4 通り



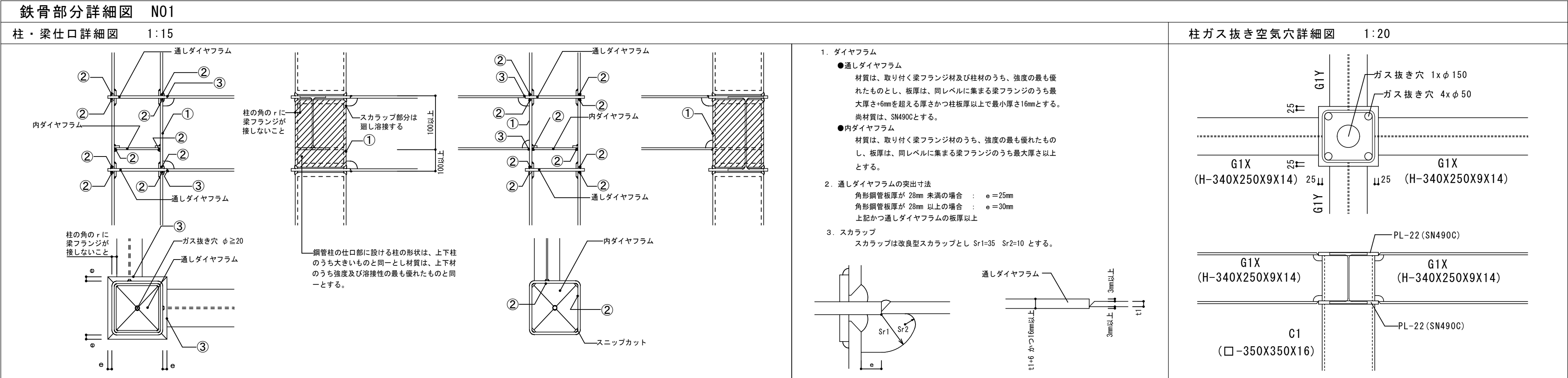
A0通り

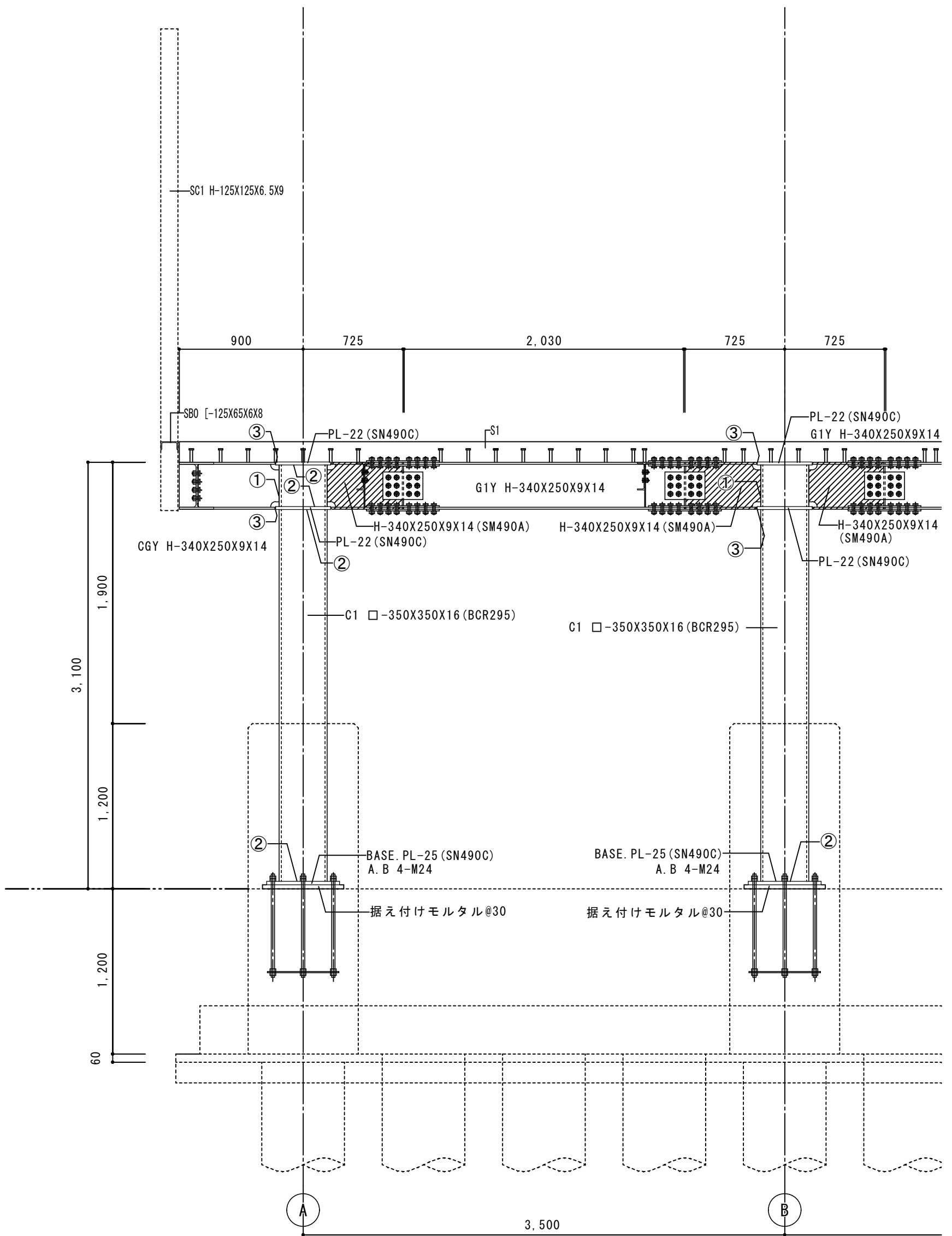
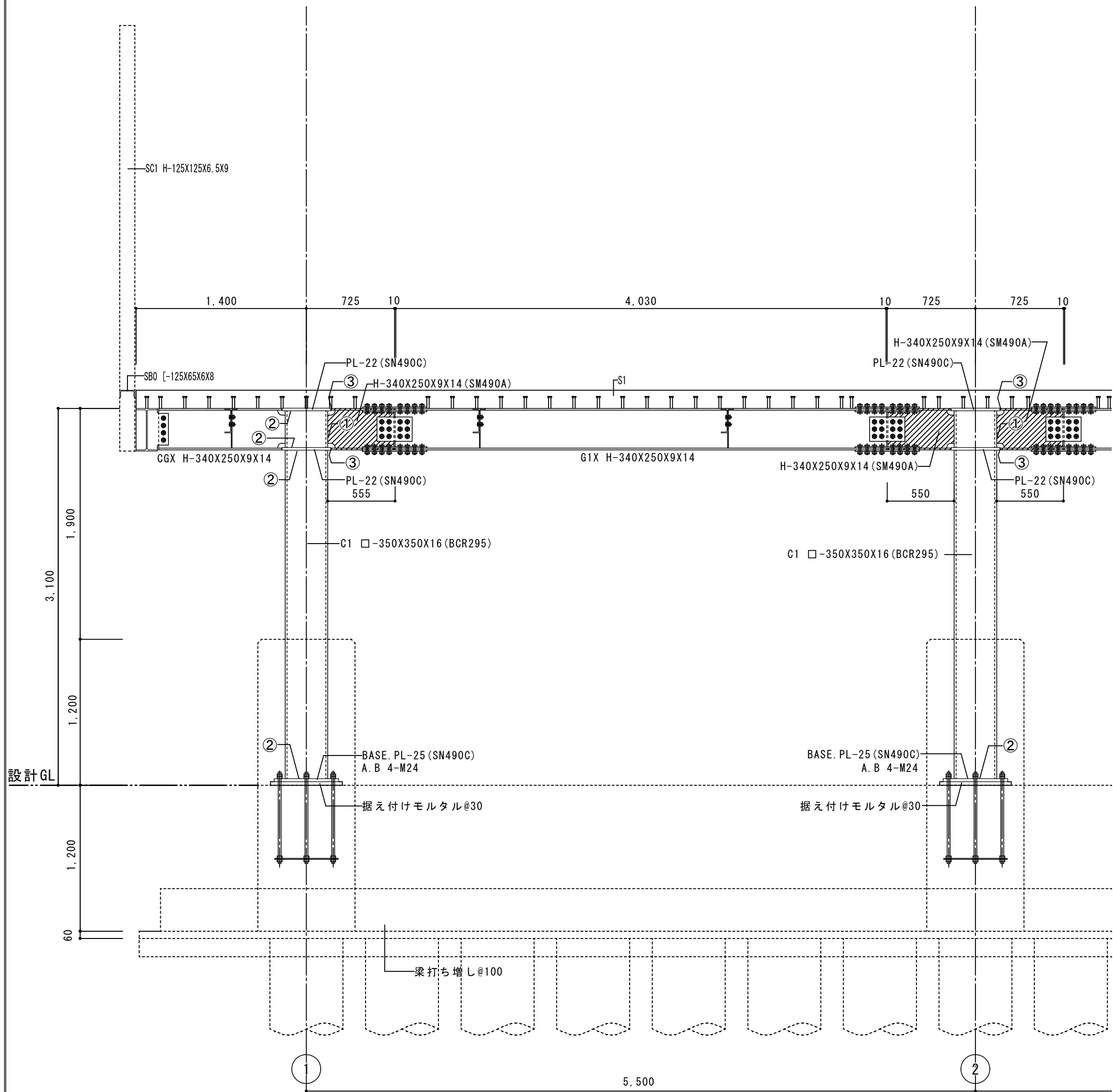


C0通り

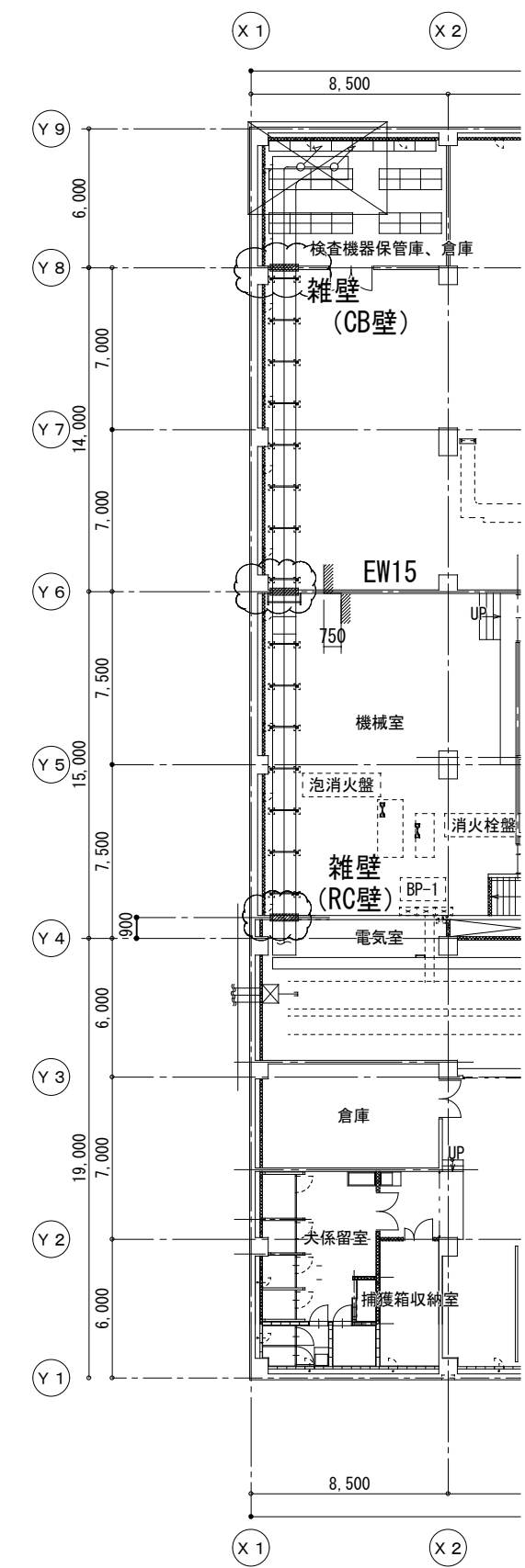


	徳島県土整備部営繕課	●工事名 R 8 営繕 徳島保健所 徳・新蔵 受変電設備等改修工事建築	●図面番号 S-0 8	阿波ミライズ設備設計 株式会社 建築設備士登録番号 第29E1-0339P号 八田知樹 〒770-0854 徳島市徳島本町2丁目4 O 番地徳島本町ビル3階 TEL:088-677-9525 (代)
		●図面名 屋外設備機械架台 軸組図 N02	●縮尺 1/100	

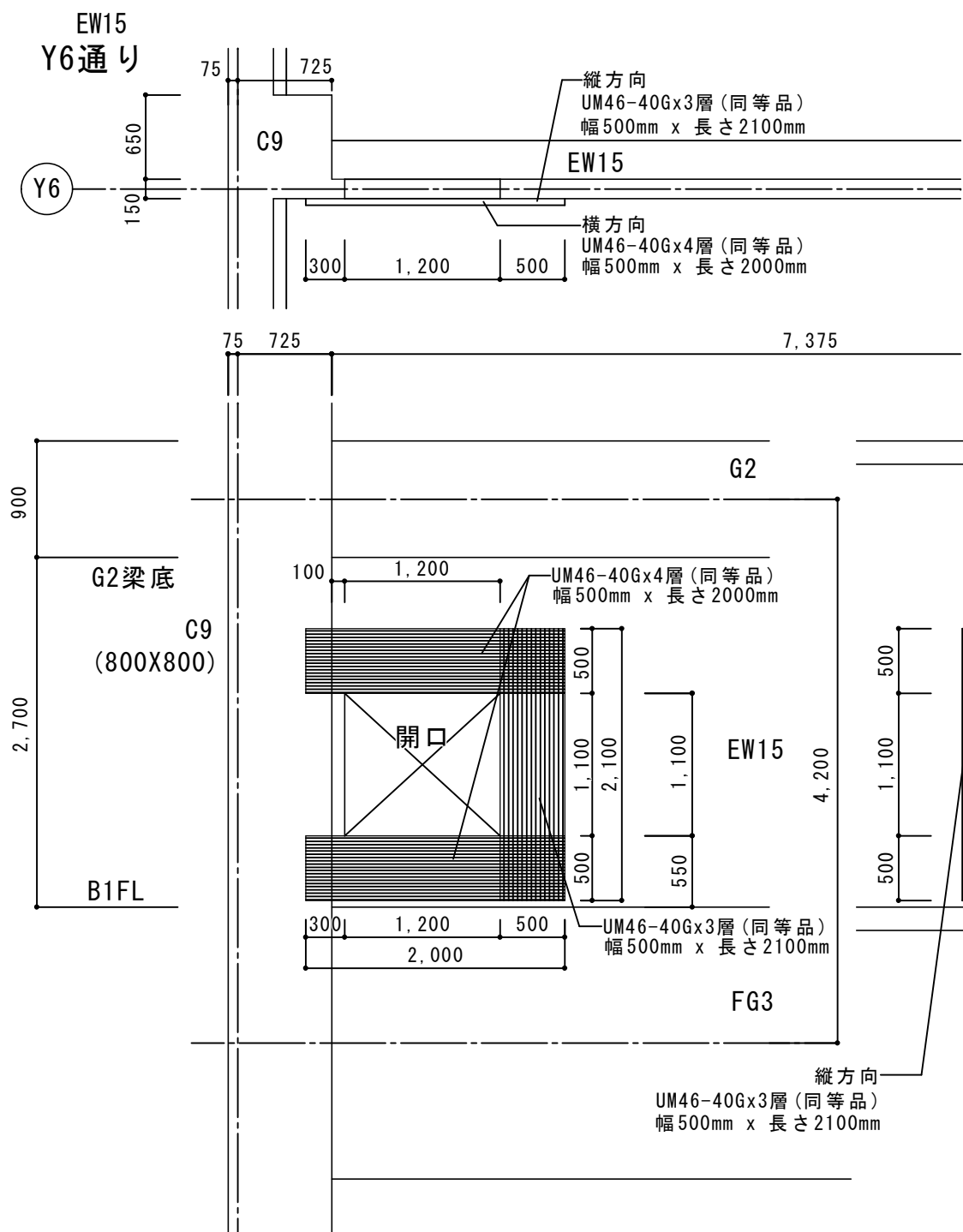




	徳島県土整備部営繕課	●工事名 R 8 営繕 徳島保健所 徳・新蔵 受変電設備等改修工事建築	●図面番号 S-10	阿波ミライズ設備設計 株式会社 建築設備士登録番号 第29E1-0339P号 八田知樹 〒770-0854 徳島市徳島本町2丁目4-0 番地徳島本町ビル3階 TEL:088-677-9525 (代)
		●図面名 屋外設備機械架台 A 通り、3 通り鉄骨架構詳細図	●縮尺 1/30	



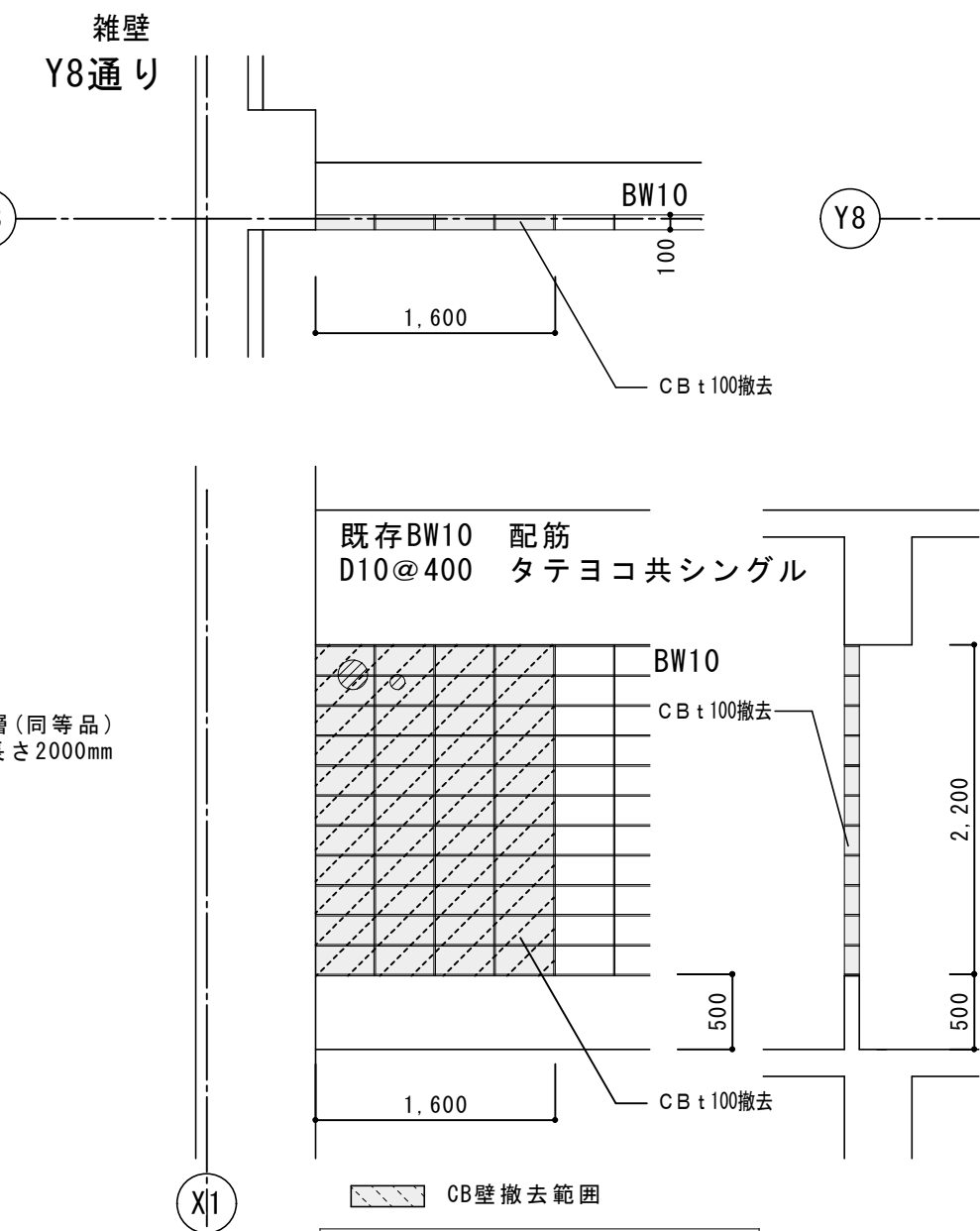
B1階平面図 S=1/300



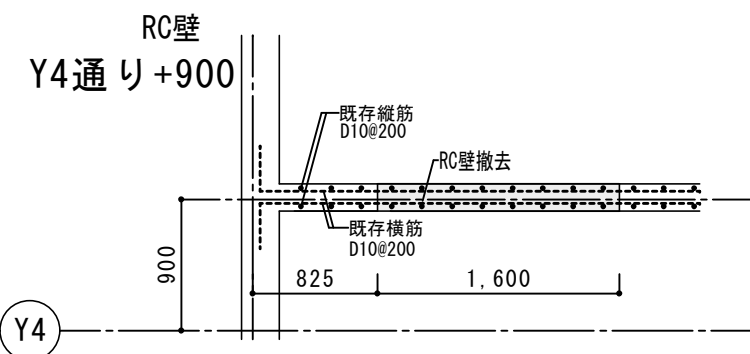
B1階耐力壁(EW15)開口補強図 S=1/50

既存EW15 配筋
D13@150 タテヨコ共シングル

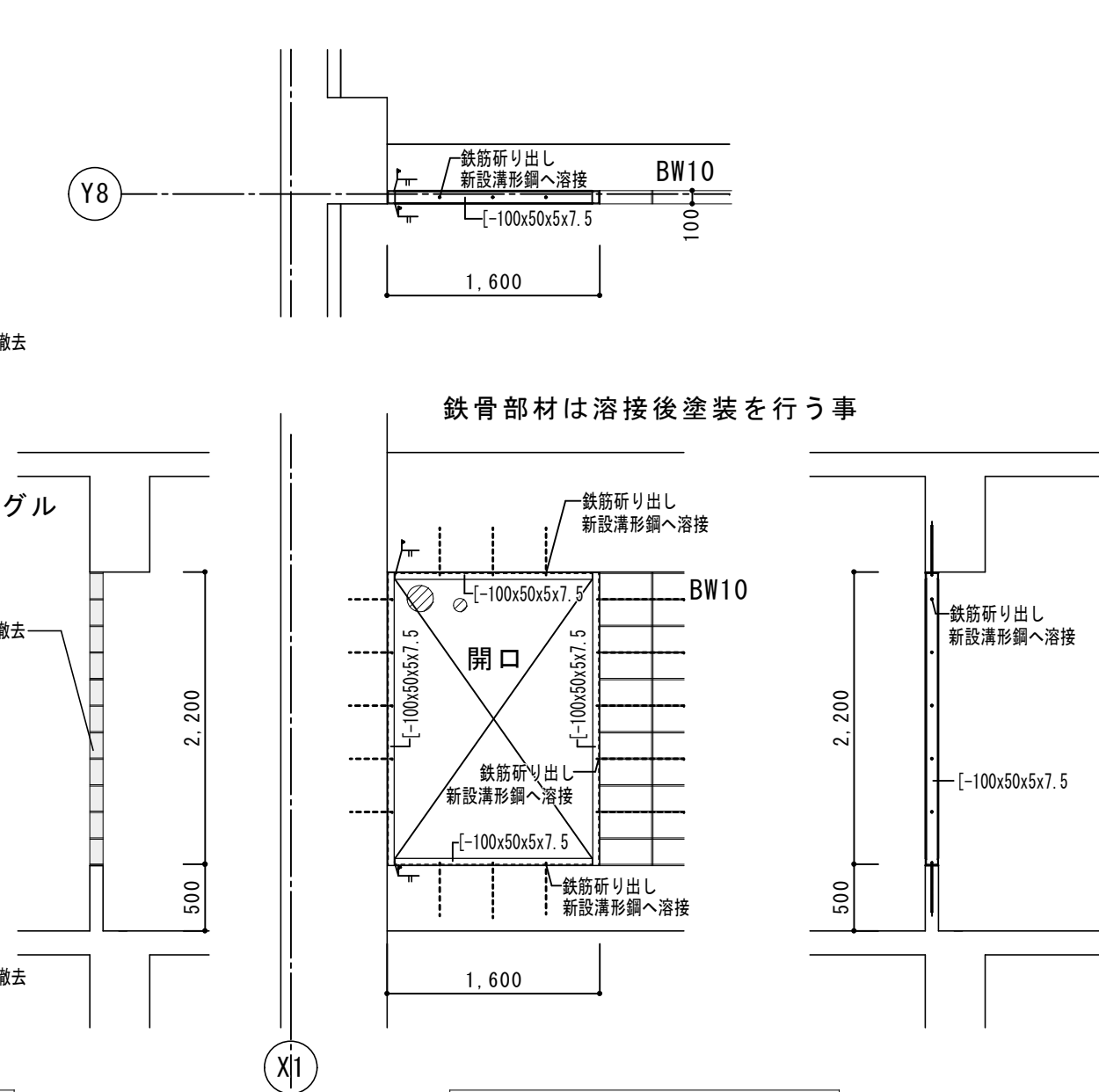
特記事項		
材料	鉄筋	●D10、D13(SD295)
	圧入モルタル	●設計基準強度 F=30N/mm ² (無収縮)



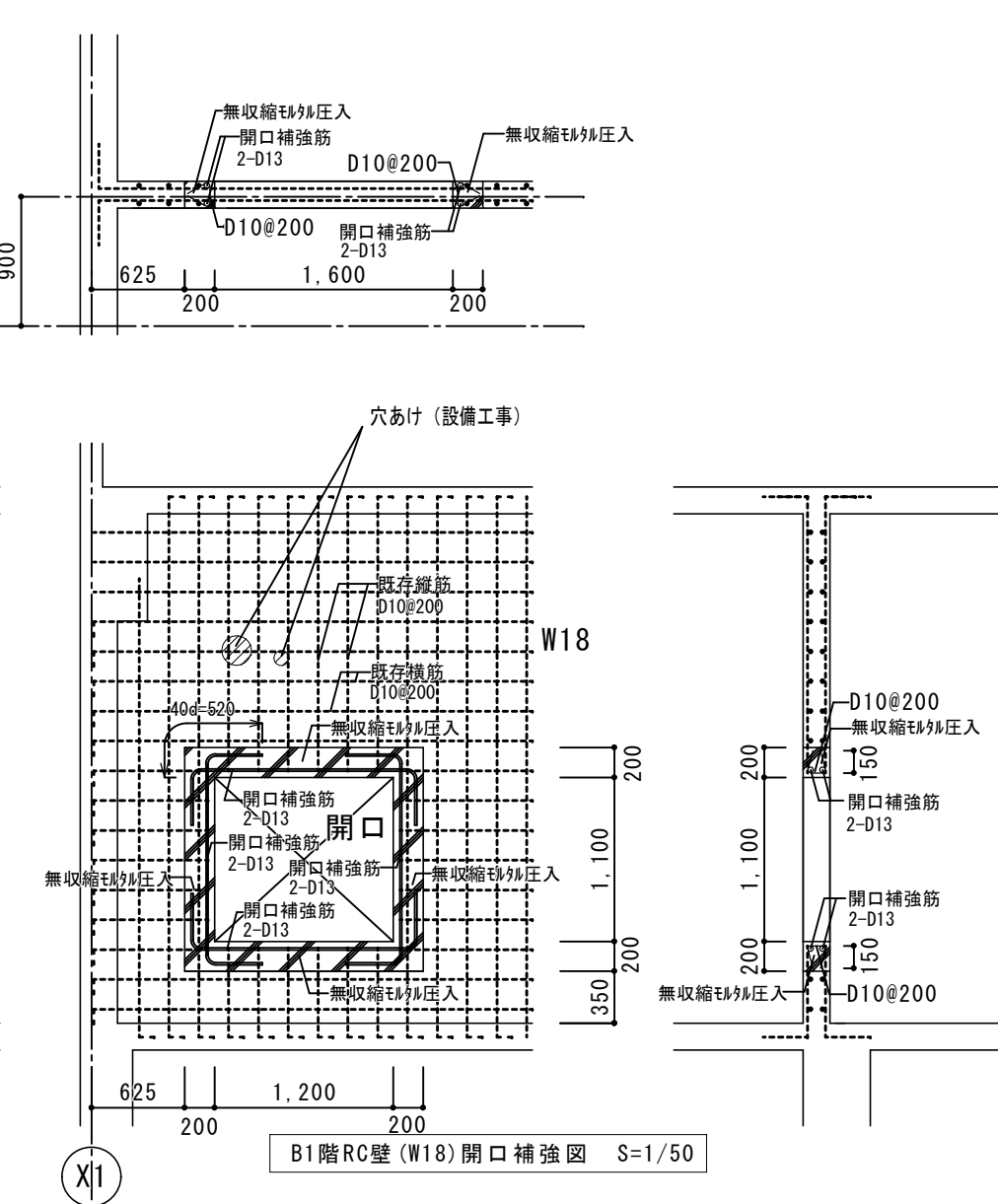
B1階雑壁(BW10)開口撤去図 S=1/50



B1階RC壁(W18)開口撤去図 S=1/50



B1階雑壁(W18)開口補強図 S=1/50



B1階RC壁(W18)開口補強図 S=1/50

RC・SRC部材の耐震改修

炭素繊維シート接着工法標準仕様書（参考）

1. 準拠

本仕様書に記載なき事項は以下の指針、資料等に準拠する。
①（財）日本建築防災協会「連続繊維補強材を用いた既存鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震改修設計・施工指針」

2. 材料

（1）炭素繊維シート

1）炭素繊維シートはPAN系中強性品とする。
2）繊維目付量は400g/㎡のものを使用する。

	単位	規格値	試験方法
引張強度	N/mm ²	2400以上	JIS A 1191
ヤング係数	KN/mm ²	440以上	JIS A 1191
目付量	g/㎡	表示値以上	JIS K 7602

繊維目付量400g/㎡タイプ：トレカロスUM4 6－4 0 G（同等品）

（2）プライマー

1）無溶剤エポキシ樹脂系のプライマーとする。

	単位	試験条件	規格値	試験方法
外 観	—	—	異常のないこと	JIS K 6833
可使時間	分	23℃	表示項目	JIS K 5600
塗り継ぎ可能時間	分	23℃	表示項目	JIS A 6916
接 着 強 さ	標 準	23℃ 7日	下地破壊又は1.5以上	JIS A 6916
	乾燥・水中浸漬繰返し	標準養生後、23℃水中4h、60℃ 65% 空气中20hを1サイクルとして4サイクル	下地破壊又は1.2以上	JIS A 5548に準拠
	7%カリ水中浸漬	23℃飽和水酸化カルシウム溶液中48h	下地破壊又は1.2以上	

（3）不陸修正材

1）無溶剤エポキシ樹脂系のパテ材とする。

	単位	基準値		試験方法
比重（硬化物）	—	一般用	低適用	JIS K 7112
		表示項目	表示項目	
可使時間	分	温度上昇法		JIS A 6919
付着強さ	標 準	1.0以上	—	JIS A 6919
	低 温	—	1.0以上	
耐久性	—	1.0以上		—
		—		
硬化収縮率	%	3.0以下		JIS A 6024

（4）含浸接着樹脂

1）無溶剤エポキシ樹脂系の含浸接着樹脂とする。

	単位	試験条件	規格値		試験方法
外 観	—	—	一般用	冬用	JIS K 6833
硬化物比重	—	23℃ 7日	表示項目	表示項目	JIS K 7112
可使時間	分	5or23℃	表示項目	温度上昇法	JIS K 7117
粘 度	Pa・s	5or23℃	表示項目	表示項目	JIS K 7117
初期硬化性	N/mm ²	5or23℃	表示項目	表示項目	JIS A 6024
引張強さ	N/mm ²	23℃ 7日	30以上	表示項目	JIS K 7161
曲げ強さ	N/mm ²	23℃ 7日	40以上	表示項目	JIS K 7171
圧縮強さ	N/mm ²	23℃ 7日	70以上	表示項目	JIS K 7181
圧縮ヤング係数	N/mm ²	23℃ 7日	1500以上	表示項目	JIS K 7181
重ね継手引張強さ	N/mm ²	23℃ 7日	重ね継手部以外の破壊かつ当該炭素繊維シートの規格引張強度以上		JIS K 6850
低温時曲げ接着強さ	N/mm ²	5℃ 14日	—	3以上	JIS A 6024
加熱変化	質量	%	—	5以下	JIS A 6024
	体積	%	—	5以下	JIS A 6024

3． 標準施工要領（柱）	
（１）施工のフロー	事前調査 仮設工事 事前工事 下地処理 プライマー塗布 不陸修正 接着準備 炭素繊維シート貼り付け 養生 仕上げ
（２）事前調査	1）躯体の形状・寸法を調査し、設計図と相違がないか確認する。 2）ひび割れ、断面欠損、鉄筋の錆の状況を調査する。
（３）事前工事	1）躯体表面の仕上げを撤去する。 2）幅が0.3mm以上のひび割れは、エポキシ樹脂注入等により補修する。 3）必要に応じて、断面修復及び鉄筋防食の対策を施す。
（４）下地処理	1）躯体表面をディスクサンダー等で研磨し、劣化したコンクリートを取り除く。 2）隅角部は半径20～30mmで円弧状滑らかに面取りする。 3）下地処理後の表面は、エアブロー等で粉塵を取り除く。 4）油類はシンナー等で脱脂する。
（５）プライマー塗布	1）下地の乾燥状態を確認する。（コンクリート表面含水率8%以下） 2）所定の配合比でプライマーを混合する。このとき、均質になるように十分に混合する。 3）躯体表面にプライマーを均等に塗布する。 4）プライマーの標準塗布量は表1による。 5）気温5℃以下、湿度85%以上の場合、雨天及び結露の恐れがある場合は施工しない。 6）可使用時間を過ぎたプライマーは、使用してはならない。 7）プライマーの指触硬化確認後、次工程に進むものとする。
（６）不陸修正	1）不陸修正材塗布面に埃が付着している場合は清掃する。 2）所定の配合比で不陸修正材を混合する。このとき、均質になるように十分に混合する。 3）不陸修正材を塗布して、躯体表面の段差及び欠損部を平坦化する。 4）段差が1mm以下且つ、勾配1/200以下で凹部がないように仕上げる。 5）気温5℃以下、湿度85%以上の場合、雨天及び結露の恐れがある場合は施工しない。 6）可使用時間を過ぎた不陸修正材は、使用してはならない。 7）不陸修正材の指触硬化確認後、次工程に進むものとする。
（７）接着準備	1）炭素繊維シートの接着位置を躯体表面に墨出しする。 2）繊維方向のラップ長さは200mm以上とする。 3）繊維直交方向のラップ長さは0～30mmとする。 4）繊維方向のラップ位置は、炭素繊維シートを段ごとに90度ずらす。 5）炭素繊維シートを積層するときは、繊維方向及び繊維直交方向のラップ位置を下層のラップ位置とずらす。
（８）炭素繊維シート貼り付け	1）炭素繊維シートを裁断する。 2）躯体の含浸接着樹脂塗布面に埃が付着している場合は清掃する。 3）所定の配合比で含浸接着樹脂を混合する。このとき、均質になるように十分に混合する。
（９）養生	4）躯体に含浸接着樹脂を均等に塗布する（下塗り）。標準塗布量は表1による。 5）含浸接着樹脂塗布後、速やかに炭素繊維シートを貼り付ける。 6）脱泡ローラー又はゴムベラ等で炭素繊維シートを押える。 7）下塗り含浸接着樹脂が炭素繊維シートに含浸するまで20分程度放置する。 8）含浸接着樹脂を均等に塗布する（上塗り）。標準塗布量は表1による。 9）含浸接着樹脂塗布後、速やかに脱泡ローラーで炭素繊維シートを押さえる。 10）炭素繊維シートを積層する場合は、1）～9）の工程を繰り返す。 11）含浸接着樹脂の可使用時間内で接着作業を行う。 12）気温5℃以下、湿度85%以上の場合、雨天及び結露の恐れがある場合は施工しない。 13）可使用時間を過ぎた含浸接着樹脂は、使用してはならない。
（10）仕上げ	1）含浸接着樹脂が初期硬化するまで、雨水、埃等が付着しないように養生する。 2）気温が5℃以下になる場合は、加温養生を行う。

4． 標準施工要領（梁）	
（１）施工のフロー	事前調査 仮設工事 事前工事 下地処理 アンカー工事 プライマー塗布 不陸修正 接着準備 炭素繊維シート貼り付け 定着工事 養生 仕上げ
（２）事前調査	1）躯体の形状・寸法を調査し、設計図と相違がないか確認する。 2）ひび割れ、断面欠損、鉄筋の錆の状況を調査する。
（３）事前工事	1）躯体表面の仕上げを撤去する。 2）幅が0.3mm以上のひび割れは、エポキシ樹脂注入等により補修する。 3）必要に応じて、断面修復及び鉄筋防食の対策を施す。
（４）下地処理	1）躯体表面をディスクサンダー等で研磨し、劣化したコンクリートを取り除く。 2）隅角部は半径20～30mmで円弧状滑らかに面取りする。 3）下地処理後の表面は、エアブロー等で粉塵を取り除く。 4）油類はシンナー等で脱脂する。
（５）アンカー工事	1）定着用のアンカーを所定の位置、ピッチで打設する。
（６）プライマー塗布	1）下地の乾燥状態を確認する。（コンクリート表面含水率8%以下） 2）所定の配合比でプライマーを混合する。このとき、均質になるように十分に混合する。 3）躯体表面にプライマーを均等に塗布する。 4）プライマーの標準塗布量は表1による。 5）気温5℃以下、湿度85%以上の場合、雨天及び結露の恐れがある場合は施工しない。 6）可使用時間を過ぎたプライマーは、使用してはならない。 7）プライマーの指触硬化確認後、次工程に進むものとする。
（７）不陸修正	1）不陸修正材塗布面に埃が付着している場合は清掃する。 2）所定の配合比で不陸修正材を混合する。このとき、均質になるように十分に混合する。 3）不陸修正材を塗布して、躯体表面の段差及び欠損部を平坦化する。 4）段差が1mm以下且つ、勾配1/200以下で凹部がないように仕上げる。 5）気温5℃以下、湿度85%以上の場合、雨天及び結露の恐れがある場合は施工しない。 6）可使用時間を過ぎた不陸修正材は、使用してはならない。 7）不陸修正材の指触硬化確認後、次工程に進むものとする。
（８）接着準備	1）炭素繊維シートの接着位置を躯体表面に墨出しする。 2）炭素繊維シートの繊維方向のラップは設けないように割り付けることを原則とするが、ラップを設ける場合は長さ200mm以上確保する。 3）繊維直交方向のラップ長さは0～30mmとする。 4）炭素繊維シートを積層するときは、繊維方向及び繊維直交方向のラップ位置を下層のラップ位置とずらす。
（９）炭素繊維シート貼り付け	1）炭素繊維シートを裁断する。 2）躯体の含浸接着樹脂塗布面に埃が付着している場合は清掃する。 3）所定の配合比で含浸接着樹脂を混合する。このとき、均質になるように十分に混合する。 4）躯体に含浸接着樹脂を均等に塗布する（下塗り）。標準塗布量は表1による。 5）含浸接着樹脂塗布後、速やかに炭素繊維シートを貼り付ける。 6）脱泡ローラー又はゴムベラで炭素繊維シートを押える。 7）下塗り含浸接着樹脂が炭素繊維シートに含浸するまで20分程度放置する。 8）含浸接着樹脂を均等に塗布する（上塗り）。標準塗布量は表1による。 9）含浸接着樹脂塗布後、速やかに脱泡ローラーで炭素繊維シートを押さえる。 10）炭素繊維シートを積層する場合は、1）～9）の工程を繰り返す。 11）含浸接着樹脂の可使用時間内で接着作業を行う。 12）気温5℃以下、湿度85%以上の場合、雨天及び結露の恐れがある場合は施工しない。 13）可使用時間を過ぎた含浸接着樹脂は、使用してはならない。

（１０）定着工事	1）定着用の鋼板を先に施工したアンカーで躯体に固定すると共に、接着剤を用いて先に施工した炭素繊維シートと接着する。 2）接着剤はエポキシ樹脂系を用いる。（鋼板との付着強度4.0MPa以上） 3）鋼板の接着は、「シール＋樹脂注入」、「高粘度樹脂の盛り付け＋圧着」など、炭素繊維シートと確実に接着する。
（１１）養生	1）含浸接着樹脂が初期硬化するまで、雨水、埃等が付着しないように養生する。 2）気温が5℃以下になる場合は、加温養生を行う。
（１２）仕上げ	1）仕上げの仕様は設計図書又は、設計者の指示による。
5． 品質管理	
以下の試験の実施及び頻度は、設計者又は監理者の指示による。	
（１）CFRP引張強度試験	1）試験方法：JIS A 1191に準拠して行う。 2）引張強度の管理値：試験値の全てが規格値以上。 3）ヤング係数の管理値：試験値の平均値が規格値で定める範囲内。 4）試験頻度：指定された頻度で実施する。 5）試験場所：材料メーカー又は、公共の試験機関で行う。 6）試験体数：5以上
（２）CFRP接着強さ試験	1）試験方法：ISO 10406-2:2008に準拠して行う。 2）接着強さの評価：CFRP板と共に下地コンクリートが引き割れる凝集破壊であること。または、接着強さが1.5N/mm2以上であること。 3）試験頻度：指定された頻度で実施する。 4）試験場所：原則として施工現場で行う。 5）試験体数：5以上
（３）その他の試験	1）設計者又は監理者の指示があれば、上記以外の試験を行う。
※CFRP：炭素繊維強化プラスチック	

表1 プライマー及び含浸接着樹脂の標準塗布量

	目付量200g/㎡シート	目付量300g/㎡シート
プライマー	0.2～0.3kg/㎡	0.2～0.3kg/㎡
含浸接着樹脂下塗り	0.3～0.4kg/㎡	0.4～0.5kg/㎡
含浸接着樹脂上塗り	0.2～0.3kg/㎡	0.3～0.4kg/㎡

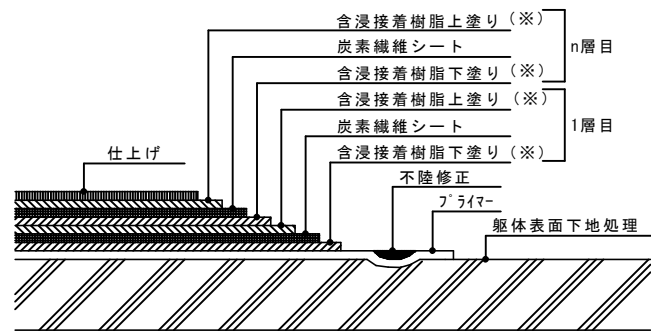


図1 標準施工断面図

(※) 印：ガラスローピング糸で含浸状況を確認すること。

	徳島県土木整備部営繕課	●工事名 R 8 営繕 徳島保健所 徳・新蔵 受変電設備等改修工事建築	●図面番号 S－1 3	阿波ミライズ設備設計 株式会社 建築設備士登録番号 第29E1-0339P号 八田知樹 〒770-0854 徳島市徳島本町2丁目4 0 番地徳島本町ビル3階 TEL:088-677-9525 (代)
		●図面名 地階 開口補強参考標準仕様書[参考図]	●縮尺 1/100	

深 層 混 合 処 理 工 法 特 記 仕 様 書

1. 工 事 概 要

本地業は、セメントスラリーを用いたスラリー系機械攪拌式深層混合処理工法による地盤改良地業である。
この工法は、セメント系固化材を原地盤と攪拌混合し、現地盤をコラム状に固化する地盤改良を行うものである。

2. 一 般 事 項

本地業は、本特記仕様書によるほか、「建築物のための改良地盤の設計及び品質管理指針」（以下指針という）による工事を行う。

3. 特 記 事 項

- (1) コラムの径、掘削深度（改良長＋空掘長）、本数配置等は設計図書による。但し、コラムの径・長さ・本数・位置及びセメントスラリーの配合等について土質や地盤状況により変更した方が適切と判断される場合は、監督員の承認の上に変更することができる。
- (2) コラム設計基準強度はFc=900kN/m²とする
- (3) 設計の要求する性能を確保するため、適切な配合管理、施工管理および品質検査を実施する。

4. 施 工 計 画

工事に先立ち、施工計画書を監査員に提出する。施工計画書は次の事項を明記する。

- (1) 地盤概要
- (2) 工事内容（コラム径・コラム長・空掘り長・コラム数・設計基準強度）
- (3) 工事期間及び工程
- (4) 工事要領（使用固化材・配合・攪拌翼の昇降速度・吐出量等）
- (5) 施工機器及び仮設設備と配置
- (6) 配合管理・施工管理・品質管理の方法
- (7) その他、必要事項

5. 施 工 機 械

- (1) 攪拌翼はセメントスラリーと原位置土を確実に攪拌混合するための共回り現象を防止する攪拌装置を装備すること
- (2) 所定の施工管理項目の計測及び記録ができる管理装置を用いること
- (3) 改良機本体は本工事の施工仕様を満足させる施工制御機器を装備したものでリーダー付及び自走式タイプであること
- (4) ミキシングプラントは所定吐出量を十分供給できる能力を有していること

6. 固形材の配合及び配合量

- (1) 固形材 セメントまたはセメント系固化材とする。
- (2) 配 合 水/固化材比 W/ C=70%
- (3) 配合量 300kg/m³

7. 品 質 検 査

- (1) 設計対象層及び調査箇所数。

① 設計対象層是最弱層とし、砂質土、粘性土、ロームの土質区分では（粘性土）とする。

② 設計対象層（最弱層）の深度は、GL-(2.00 ～ 3.25m) 付近とする。

表 1. 調査箇所数

項 目	採取部位	採取箇所数	備 考
小規模建築物における品質検査	頭部モールドコア	1箇所	材 齢 7日
	深部モールドコア	1箇所	材 齢 7日

注）深部モールドコアにおいて、Xi7<Fcの場合は、材齢28日強度を確認する。
頭部モールドコアの抜き取り数は、改良体100本に1箇所以上とする。

- (2) 可否の判定

- ① 抜き取り 1 箇所に対して 3 個の供試体を採取する。
- ② 可否の判定はn個（コアの個数）の一軸圧縮試験結果が、下式を満足する場合を合格と判定する。

$$X_i \geq F_c$$

X_i : 検査対象層より採取した個々のコアの一軸圧縮強さ（材齢7日）（ $1 \leq i \leq n$ ）（kN/m²）、
 （もしXi7<Fcの場合は、Xi28≧Fcを確認する。）

F_c : 設計基準強度（kN/m²）

n : コアの抜き取り個数

i : 個々の供試体

8. 工 事 報 告

工事完了後、次の項目について報告書をまとめ、監督員に提出する。

- ① コラム伏図及び番号
- ② コラムの施工日
- ③ コラムの径及び改良長
- ④ 掘削深度
- ⑤ 固化材の配合と使用量
- ⑥ モールドコア圧縮強度試験結果

	徳島県土整備部営繕課	●工事名 R 8 営繕 徳島保健所 徳・新蔵 受変電設備等改修工事建築	●図面番号 S-14	阿波ミライズ設備設計 株式会社 建築設備士登録番号 第29E1-0339P号 八田知樹 〒770-0854 徳島市徳島本町2丁目4-0 番地徳島本町ビル3階 TEL:088-677-9525（代）	
	設計	●図面名 深 層 混 合 処 理 工 法 特 記 仕 様 書	●縮尺 N.S		